

だい き よいちちょうしょう しゃけいかく しょう ふくし けいかく  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画

およ  
及び

だい き よいちちょうしょう じ ふくし けいかく  
第3期余市町 障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
(令和6年度～令和8年度)

ひと ちいきふくししゃかい じつげん む  
～すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け

すこ うるお やす めざ  
“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して～

よいちちょう  
余市町



## はじめに

余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、互いに地域社会の一員として生活し活動する「ノーマライゼーション」の理念のもと、これまで「第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」に基づいて施策を実施してまいりました。

この間、少子高齢化の進展や自然災害の頻発、新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが5類に引き下げになるなど、社会環境は絶えず変化しており、障がい福祉を取り巻く環境も、令和3年の「改正障害者差別解消法」による「民間事業者の合理的配慮の義務化」や、令和4年の「障害者総合支援法」の改正による「就労選択支援」の創設など、法改正等に対応した新たな取り組みが求められています。

余市町では「第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」が計画期間満了を迎えることに伴い、近年の障がい福祉を取り巻く状況の変化に柔軟に対応できるよう、あらたに令和8年度までを計画期間とする「第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後も「すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”」を基本理念に、障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、さらなる取組を推進してまいります。

本計画の策定にあたりましては、「余市町障がい者計画等懇談会」委員の皆さま、アンケート調査等にご協力をいただき、貴重なご意見をいただきました関係団体の皆さま、そして町民の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

本計画の実施にあたっては、関係機関・団体・事業者様などと相互に連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

余市町長 齊藤 啓輔

# もくじ 【目次】

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	5
6 北海道障がい保健福祉圏域	10
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	11
1 人口構造	11
2 障がいのある人の状況	13
3 アンケート調査結果	17
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 基本目標	36
基本目標1 理解と交流の促進	37
基本目標2 生活環境の整備	40
基本目標3 福祉・保健・医療サービスの充実	42
基本目標4 保育・教育の充実	46
基本目標5 就労・雇用の促進	49
第4章 障がい者サービスの実施目標(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	51
1 基本的な考え方(目指す目標)	51
2 令和8年度の目標値	52
3 障がい福祉サービスの見込量	61
4 地域生活支援事業の見込量	68

資料1 第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期余市町  
障がい児福祉計画策定経過..... 76

資料2 令和5年度余市町障がい者計画等懇談会委員一覧..... 77

資料3 第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児  
福祉計画策定にかかわるアンケート(当事者用)の調査結果について..... 78

資料4 第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児  
福祉計画策定にかかるアンケート調査(事業者用)..... 110

資料5 第3期余市町障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査(保育  
園・幼稚園用)結果..... 122

資料6 第3期障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査(養護学校・特  
別支援学級用)..... 128

だい しょう けいかく がいよう  
第1章 計画の概要

1 けいかくさくてい しゅし  
計画策定の趣旨

よいちちょう へいせい ねんど よいちちょうしょう しゃけいかく へいせい ねんど よいちちょうしょう  
余市町では、平成15年度に「余市町障がい者計画」、平成18年度に「余市町障がい  
ふくしけいかく さくてい へいせい ねんど ねん よいちちょうしょう しゃけいかく しょう  
福祉計画」を策定し、さらに平成21年度から3年ごとに「余市町障がい者計画・障がい  
ふくしけいかく へいせい ねんど よいちちょうしょう じふくしけいかく さくてい ぎむづ  
福祉計画」、また、平成30年度から「余市町障がい児福祉計画」の策定が義務付けられ、  
いったいてき けいかく しえんたいせい じゅうじつ かくはん しさく すいしん ほか  
一体的な計画として、支援体制の充実など各般の施策の推進を図ってきました。

この間、平成18年4月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けな  
ら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が  
施行され、その後、平成24年6月に、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福  
祉サービスの充実等障がい者を支援するために、「障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法\*」)という)が成立(平成25年4  
月および平成26年4月施行)し、「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正、また、  
障がいのある人の定義に難病等が加えられ、重度訪問介護の対象拡充やケアホーム  
とグループホームの一元化等が実施されました。

こうしたなか、さらに、「障害者総合支援法」(平成30年4月施行)の一部改正において、  
障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対す  
る支援の一層の充実等見直しと、「児童福祉法」(平成30年4月施行)の一部改正により  
市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

余市町では、この改正の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活および社  
会生活を営むことができるよう、地域において必要な相談支援や障がい福祉サービス  
等が計画的に提供されるための実施計画として余市町障がい者計画・障がい福祉計画  
および余市町障がい児福祉計画を策定し、施策を体系的に整理しながら目標達成に向け  
て取り組むべき方向性を示すとともに、その施策を推進することによって、障がいの有  
無にかかわらず地域のなかでだれもが自分らしく生活を送ることができる社会の実現を  
目指します。

\* 障害者総合支援法 : 共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを目的に定められた法律

## 2 計画の位置付け

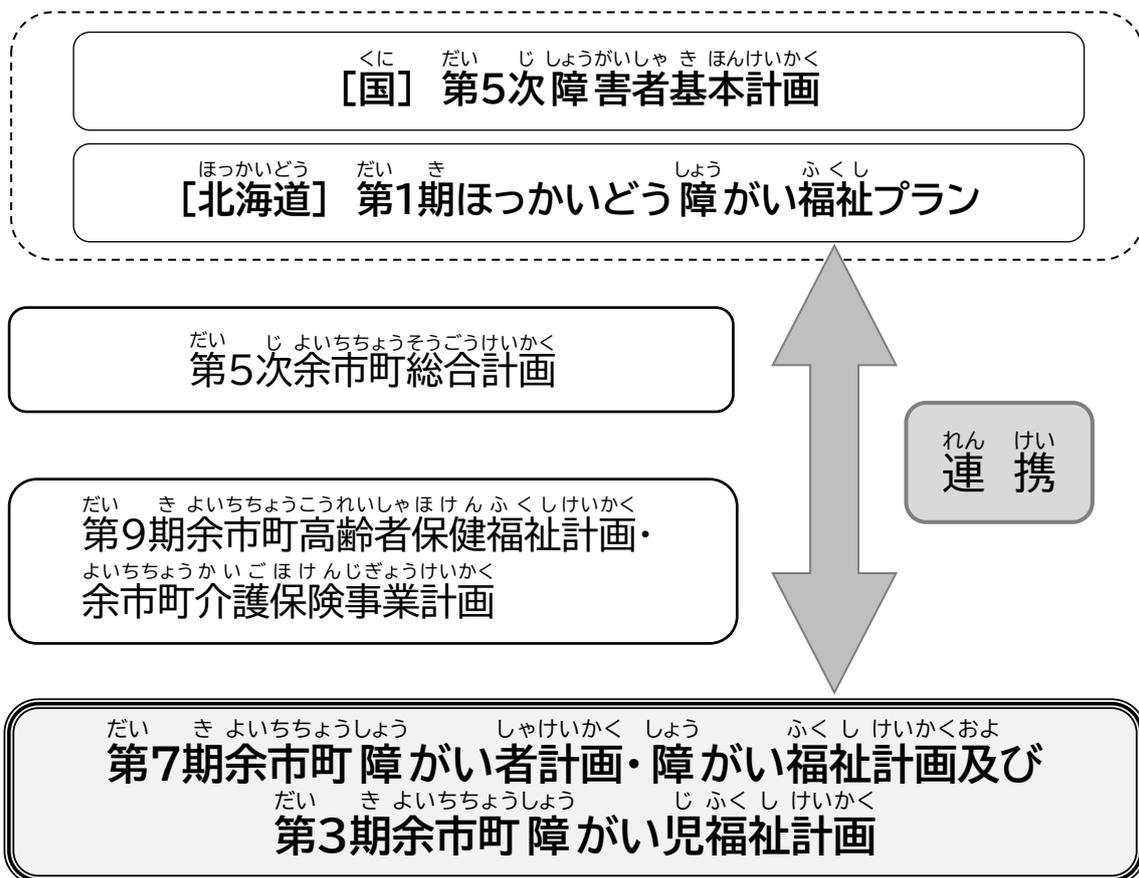
余市町障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

余市町障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい者計画の中の実施計画的な位置付けのものとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

余市町障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がいのある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込み量等を定めるものです。

余市町では、「余市町総合計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を図りながら、障がい福祉計画と一体的に策定し、障がいのある人の総合的な支援を図ります。

### ■ 計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画と「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画は3年を1期として定める計画とされていることから、計画を一体的に策定し、令和6年度から令和8年度までの計画としていますが、定期的に調査・分析および評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等の措置を講ずることとします。

#### ■ 計画期間

	計画名	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	障害者基本計画			第4次			第5次(R5～R9)				
北海道	北海道障がい者基本計画			第2期			第1期 北海道障がい福祉プラン  (R6～R11)				
	北海道障がい福祉計画			第5期	第6期						
余市町	総合計画			第4次 (H24～R3)			第5次 (R4～R13)				
	障がい者計画			障がい者計画 (H30～R2)		障がい者計画 (R3～R5)		障がい者計画 (R6～R8)			
	障がい福祉計画			第5期 (H30～R2)		第6期 (R3～R5)		第7期 (R6～R8)			
	障がい児福祉計画			第1期 (H30～R2)		第2期 (R3～R5)		第3期 (R6～R8)			

## 4 計画の策定体制

### (1) 障がい当事者アンケート調査

余市町の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。また、障がい児については、幼稚園・保育所や特別支援学級、養護学校にアンケート調査を実施しました。

### (2) パブリックコメント

町民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和6年2月1日から令和6年3月4日まで実施しました。パブリックコメントの結果、意見等の提出はありませんでした。

### (3) 余市町障がい者計画等懇談会からの意見聴取

余市町の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「余市町障がい者計画等懇談会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

### (4) 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取り組みを評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。

5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■ 計画策定に関する動向  
 <<国>>

障がい者計画	障がい福祉計画
<p><b>障害者基本法の改正（平成23年8月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目的と理念の改正・強化</li> <li>・基本的人権の尊重</li> <li>・障がい者・障がいの定義の見直し</li> <li>・地域における共生社会の実現</li> <li>○差別の禁止</li> <li>○個別分野の追加と既存分野の強化</li> <li>・療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等</li> </ul>	<p><b>障害者総合支援法の施行（平成25年4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者の定義に難病患者を追加</li> <li>○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加</li> <li>○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化</li> <li>○障害程度区分を障害支援区分に見直し</li> </ul> <hr/> <p><b>障害者総合支援法の改正（令和6年4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活の支援体制の充実</li> <li>○多様な就労ニーズに対する支援及び雇用の質の向上の推進</li> <li>○データベース（DB）に関する規定の整備</li> </ul>
<p><b>第5次障害者基本計画の策定（令和5年3月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>○安全・安心な生活環境の整備</li> <li>○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>○防災・防犯等の推進</li> <li>○行政等における配慮の充実</li> <li>○保健・医療の推進</li> <li>○自立した生活の支援・意思決定の推進</li> <li>○教育の振興</li> <li>○雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>○文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>○国際社会での協力・連携の推進</li> </ul>	<p><b>基本指針の改正（令和5年5月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</li> <li>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>○福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>○地域における相談支援体制の充実強化</li> <li>○虐待の防止</li> <li>○「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> <li>○障害福祉サービスの質の確保</li> <li>○障がい福祉人材の確保・定着</li> <li>○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい福祉計画の策定</li> <li>○障がいのある人の情報取得利用・意思疎通の推進</li> <li>○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</li> </ul>

■ 計画策定に関する動向

《国》

障がい児福祉計画
<p><b>児童福祉法の改正（令和6年4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充</li> <li>・児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化</li> <li>・児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化</li> </ul>
<p><b>基本指針の改正（令和5年5月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>○発達障がい者等支援の一層の充実</li> <li>○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい児福祉計画の策定</li> </ul>

《北海道》

条例・計画
<p><b>北海道障がい者条例の施行（平成22年4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人を支える基本的施策等</li> <li>○障がいのある人の権利擁護</li> <li>○障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</li> <li>○障がいのある人に対する就労の支援等</li> </ul>
<p><b>第1期ほっかいどう障がい福祉プランの策定（令和6年度～令和11年度）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合</li> <li>○「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」を目指す</li> <li>○計画期間は6年とし、3年で中間見直しを図る。</li> <li>○北海道障がい保健福祉圏域を設定し、本道を21区分とする（余市町：後志圏域）</li> </ul> <p>《計画推進のための具体的な取組》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護の推進</li> <li>②障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</li> <li>③就労支援施策の充実・強化</li> <li>④相談支援体制・地域移行支援の充実</li> <li>⑤サービス提供基盤の整備</li> <li>⑥保健福祉・医療施策の充実</li> <li>⑦多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上</li> <li>⑧障がい児支援の充実</li> <li>⑨発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</li> <li>⑩自立と社会参加の促進・取組定着</li> <li>⑪北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</li> <li>⑫安全確保に備えた地域づくりの推進</li> </ol>

■その他の障がい福祉に関する動向  
 <<国>>

ほうりつ せいさく 法律・政策
<p><b>障がい者虐待防止法の施行（平成24年10月）</b></p> <p>○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定</p>
<p><b>障害者差別解消法の施行（平成28年4月）</b></p> <p>○「差別の禁止」の規定を具体化し、国・地方自治体による「合理的配慮」の義務化</p>
<p><b>障害者差別解消法の改正（令和6年4月）</b></p> <p>○民間事業者による「合理的配慮」の義務化</p>
<p><b>発達障害者支援法の改正（平成28年8月）</b></p> <p>○社会的障壁の除去など発達障がいのある人への支援に係る基本理念の新設</p> <p>○国・地方公自治体の責務の追加（相談体制の整備）</p> <p>○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定</p> <p>○発達障がい者支援地域協議会の設置、発達障がい者支援センターの増設</p> <p>○普及啓発に関する規定</p>
<p><b>障害者文化芸術活動推進法の施行（平成30年6月）</b></p> <p>○文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進</p>
<p><b>ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成30年12月）</b></p> <p>○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現</p>
<p><b>読書バリアフリー法の施行（令和元年6月）</b></p> <p>○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現</p> <p>○視覚障がいのある人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</p>
<p><b>農福連携等推進ビジョンの策定（令和元年6月）</b></p> <p>○農福連携等の推進に向けて</p> <p>○農福連携を推進するためのアクション</p> <p>○農福連携の広がり推進</p>
<p><b>児童福祉法施行令の改正（令和元年10月）</b></p> <p>○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化</p>

■その他の障がい福祉に関する動向  
 <<国>>

ほうりつ せいさく 法律・政策
<p><b>電話リレーサービス法の施行（令和2年12月）</b></p> <p>○聴覚障がいのある人が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備</p>
<p><b>バリアフリー法の改正（令和3年4月）</b></p> <p>○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定</p> <p>○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加</p>
<p><b>社会福祉法等の改正（令和3年4月）</b></p> <p>○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）</p>
<p><b>医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月）</b></p> <p>○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化</p>
<p><b>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和4年5月）</b></p> <p>○障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化</p>
<p><b>障害者雇用促進法の改正（令和5年4月、令和6年4月）</b></p> <p>○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化</p> <p>○精神障がいのある短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長</p> <p>○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度障がいのある人の算定特例</p>
<p><b>精神保健福祉法の改正（令和5年4月、令和6年4月）</b></p> <p>○精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等が意思表示を行わない場合の市町村長の同意による医療保護入院</li> <li>・入院者訪問支援事業の創設</li> <li>・医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化</li> </ul> <p>○地域生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域援助事業者の紹介の義務化</li> <li>・市町村等の相談支援の対象に精神障がいのある人のほか、精神保健に課題を抱える者を追加</li> </ul>
<p><b>難病法及び児童福祉法の改正（令和5年10月、令和6年4月）</b></p> <p>○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し</p> <p>○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設</p> <p>○データベース（DB）に関する規定の整備</p>

■その他の障がい福祉に関する動向  
北海道  
《北海道》

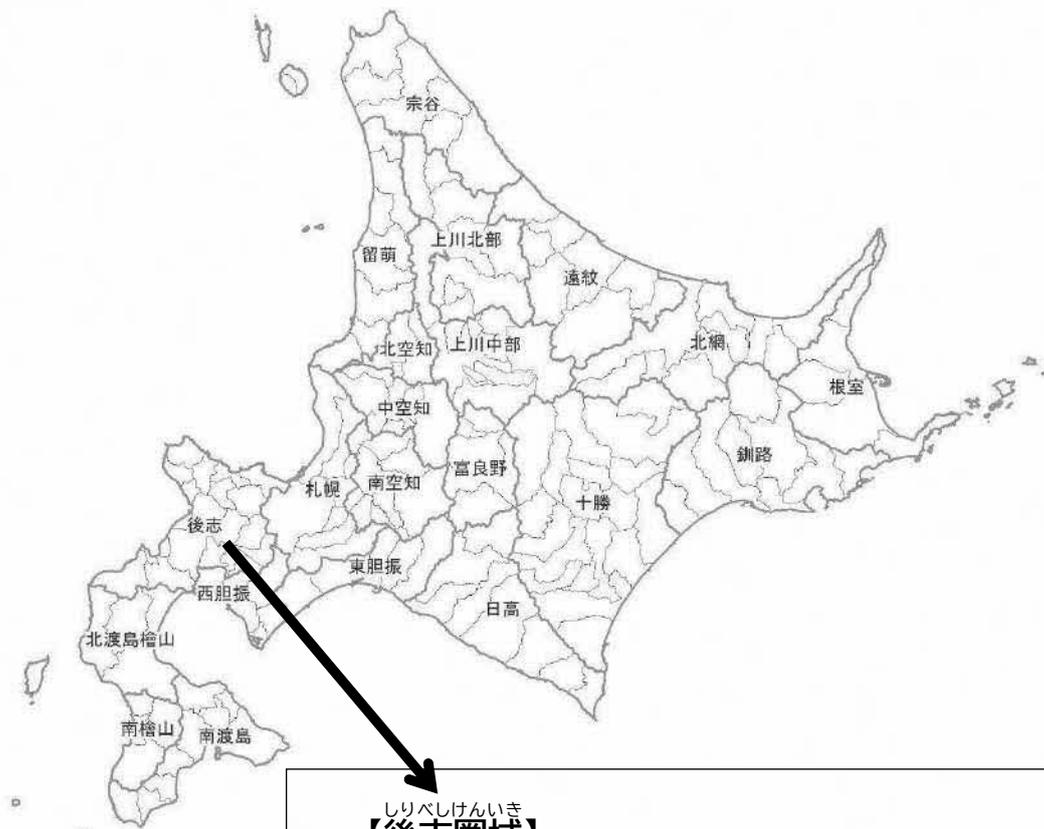
じょうれい けいかく 条例・計画
ほっかいどう い し そつう し えんじょうれい しゅわ げんご じょうれい し こう へいせい ねん がつ <b>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施行（平成30年4月）</b> しやう しゃ い し そつう そうごうてき し えん げんご しゅわ にんしき ふきゅう ○障がい者の意思疎通の総合的な支援、言語としての手話の認識の普及
ほっかいどう し えんじょうれい し こう れいわ ねん がつ <b>北海道ケアラー支援条例の施行（令和4年4月）</b> し えん かん どう せきむ なら どうみん じぎょうしゃ かんけいき かんどう やくわり めいかく か ○ケアラー支援に関する道の責務並びに道民、事業者、関係機関等の役割の明確化
ほっかいどう し えんすいしんけいかく れいわ ねん ど れいわ ねん ど さくてい <b>北海道ケアラー支援推進計画（令和5年度～令和7年度）の策定</b> ふきゅうけいはつ そくしん ○普及啓発の促進 そう き はっけんおよ そろだん ぼ かく ほ ○早期発見及び相談の場の確保 し えん ちいき ○ケアラーを支援するための地域づくり

## 6 北海道障がい保健福祉圏域

北海道では、サービス提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、サービスの種類ごとの支給量及び整備量を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

- (1) 施設入所支援…全道域
- (2) 共同生活援助及び日中活動系サービス…北海道障がい保健福祉圏域(21圏域)
- (3) 訪問系サービス及び相談支援…市町村圏域(179圏域)

北海道障がい保健福祉圏域は、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整を行うことを目的に設定されており、余市町は「後志圏域」に位置付けられています。



**【後志圏域】**

おたる市、しままきむら、すつつむら、くろまつないちょう、らんこしちょう、ちよう  
 小樽市、島牧村、寿都村、黒松内町、蘭越町、二セコ町、  
 まっかりむら、るすつつむら、きもべつちょう、きよつごくちょう、くつちゃんちょう  
 真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、  
 きょうわちょう、いわないちょう、とまりむら、かもえないむら、しゃこたんちょう、ふるびらちょう  
 共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、  
 にきちょう、よいちちょう、あかいがわむら  
 仁木町、余市町、赤井川村

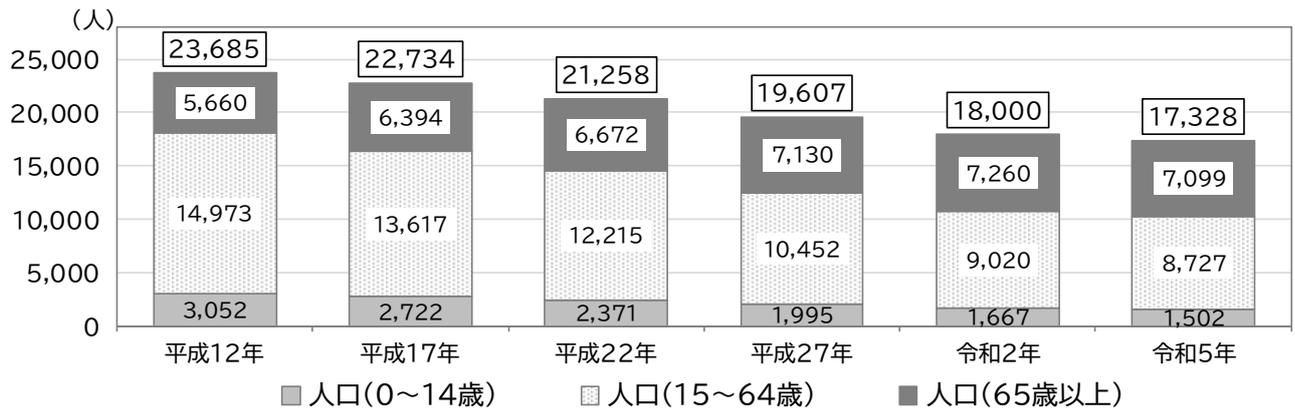
# 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

## 1 人口構造

余市町の人口は減少傾向にあり、平成12年の23,685人から減少が続き、令和5年9月1日現在の住民基本台帳では、17,328人(外国人を含む)となっており約27%減となっています。

年齢区分別に見ると、年少人口(15歳未満)の割合が減少しているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、高齢化率は令和5年9月1日現在で41.0%と国・道の高齢化率と比較をして高い水準となっており、少子高齢化の進行がうかがえます。

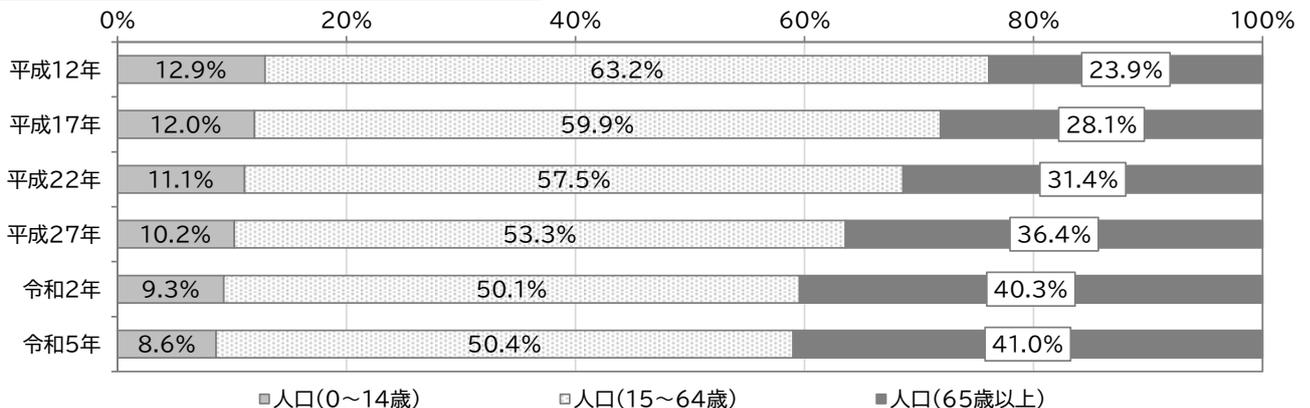
### 総人口の推移



※「総人口」には年齢不詳の人口を含む

資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳9月1日時点のデータによる)

### 年齢3区分別人口割合の推移



※平成27年、令和2年の総人口は年齢不詳を含むため、割合の合計は100%になりません。

資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳9月1日時点のデータによる)

こうれいかりつ すいい  
**高齢化率の推移**

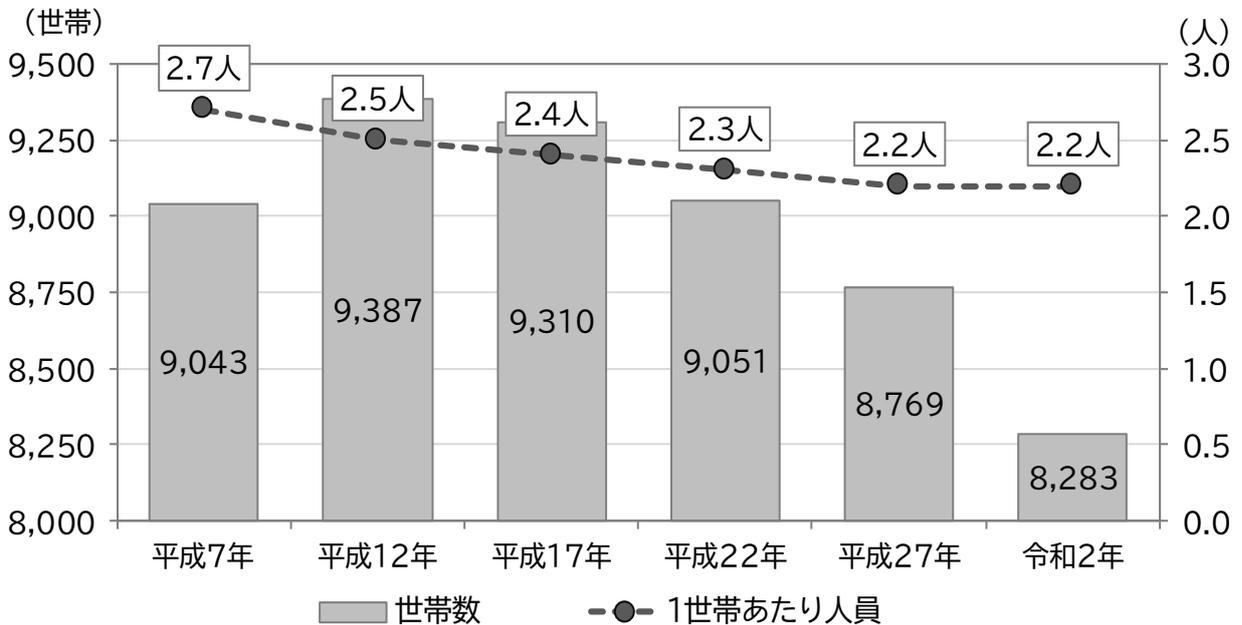
	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 5年
余市町	23.9%	28.1%	31.4%	36.4%	40.3%	41.0%
北海道	18.2%	21.4%	24.4%	29.0%	31.8%	32.8%
全国	17.3%	20.1%	23.0%	26.3%	28.0%	29.1%

資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳9月1日時点のデータによる)

せたいすう すいい  
**世帯数の推移**

世帯数の推移を見ると、それまでの増加傾向が、平成12年をピークに減少に転じ、令和2年には8,283世帯となっています。

一方、1世帯あたりの人員も減少傾向にあり、令和2年では2.2人と核家族化の進行がうかがえます。



資料:国勢調査

## 2 障がいのある人の状況

### (1) 手帳所持者数

手帳所持者数については、平成30年度末の1,193人から、令和4年度末では150人減の1,043人となっています。障がいの種別を見ると、身体に障がいのある人が約7割を占めています。

また、発達障がいについては、「発達障害者支援法」により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、「障害者総合支援法」の対象として規定されています。

さらに、平成25年4月から障がいのある人の定義に難病等が追加され、「障害者総合支援法」の対象として規定されており、対象疾病が当初の130疾病から令和6年4月には369疾病へ見直しが行われます。

### 余市町における障害者手帳所持者数

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
身体障がい者	1,193	1,166	1,145	1,093	1,043
構成比	73.7%	73.3%	73.1%	70.6%	68.9%
知的障がい者	250	255	260	266	273
構成比	15.4%	16.0%	16.6%	17.2%	18.0%
精神障がい者	176	169	161	190	198
構成比	10.9%	10.6%	10.3%	12.3%	13.1%
合計	1,619	1,590	1,566	1,549	1,514

※構成比は合計に対する割合

(2)手帳等級別割合の推移

①身体障がい者手帳等級別割合の推移

手帳の等級別では1級の割合が高く令和4年度末では324人(31.1%)、次に4級が287人(27.5%)となっていますが、構成に大きな変動は見られません。

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
1級	352	348	341	337	324
構成比	29.5%	29.8%	29.8%	30.8%	31.1%
2級	181	175	166	152	140
構成比	15.2%	15.0%	14.5%	13.9%	13.4%
3級	197	192	190	181	173
構成比	16.5%	16.5%	16.6%	16.6%	16.6%
4級	326	315	315	302	287
構成比	27.3%	27.0%	27.5%	27.6%	27.5%
5級	77	77	75	68	65
構成比	6.5%	6.6%	6.6%	6.2%	6.2%
6級	60	59	58	53	54
構成比	5.0%	5.1%	5.1%	4.8%	5.2%
合計	1,193	1,166	1,145	1,093	1,043

②療育手帳等級別割合の推移

手帳の判定別では中程度であるB判定の割合が高く、平成27年度以降手帳所持者は多少の増減はありますが、構成に大きな変動は見られません。

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
A判定	92	88	89	91	92
構成比	36.8%	34.5%	34.2%	34.2%	33.7%
B判定	158	167	171	175	181
構成比	63.2%	65.5%	65.8%	65.8%	66.3%
合計	250	255	260	266	273

③精神障がい者保健福祉手帳等級別割合の推移

手帳の等級別では2級の割合が高く、令和4年度末では138人(69.7%)、次いで3級が46人(23.2%)、1級が14人(7.1%)となっています。

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
1級	18	16	14	16	14
構成比	10.2%	9.5%	8.7%	8.4%	7.1%
2級	121	111	106	129	138
構成比	68.8%	65.7%	65.8%	67.9%	69.7%
3級	37	42	41	45	46
構成比	21.0%	24.9%	25.5%	23.7%	23.2%
合計	176	169	161	190	198

(3) 障害支援区分別の認定者数

障がい福祉サービスの支給決定にあたっては、様々な状態の障がいのある人が支援の必要度に応じて適切なサービスを受けられるよう、「障害支援区分」の制度が導入されており、軽度の区分1から最重度の区分6までに分かれています。

■ 障害支援区分別認定者数

(単位:人)

身体障がい者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	4	6	9	19
区分 2	11	9	8	28
区分 3	8	15	7	30
区分 4	3	6	1	10
区分 5	4	3	2	9
区分 6	4	10	3	17
合計	34	49	30	113

障害支援区分別認定者数

(単位:人)

知的障がい者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	0	2	1	3
区分 2	4	4	7	15
区分 3	7	9	7	23
区分 4	9	7	11	27
区分 5	9	12	9	30
区分 6	8	5	6	19
合計	37	39	41	117

精神障がい者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	0	1	0	1
区分 2	5	11	13	29
区分 3	4	5	5	14
区分 4	1	1	0	2
区分 5	0	0	0	0
区分 6	0	0	0	0
合計	10	18	18	46

難病等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	0	0	0	0
区分 2	1	0	0	1
区分 3	0	0	0	0
区分 4	0	0	0	0
区分 5	0	0	0	0
区分 6	0	0	0	0
合計	1	0	0	1

※障害支援区分は原則18歳以上の障がいのある方を対象としています。  
 (身体と知的の両方の障がいのある人は、知的障がい者に含めています)

### 3 アンケート調査結果

第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に向けての基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

その主な結果は以下の通りです。

#### (1) 障害当事者アンケート調査結果

##### 【アンケート調査の概要】

調査対象者：令和5年11月1日現在において、障がい福祉サービス等の利用者から無作為に250名を抽出。

調査方法：無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

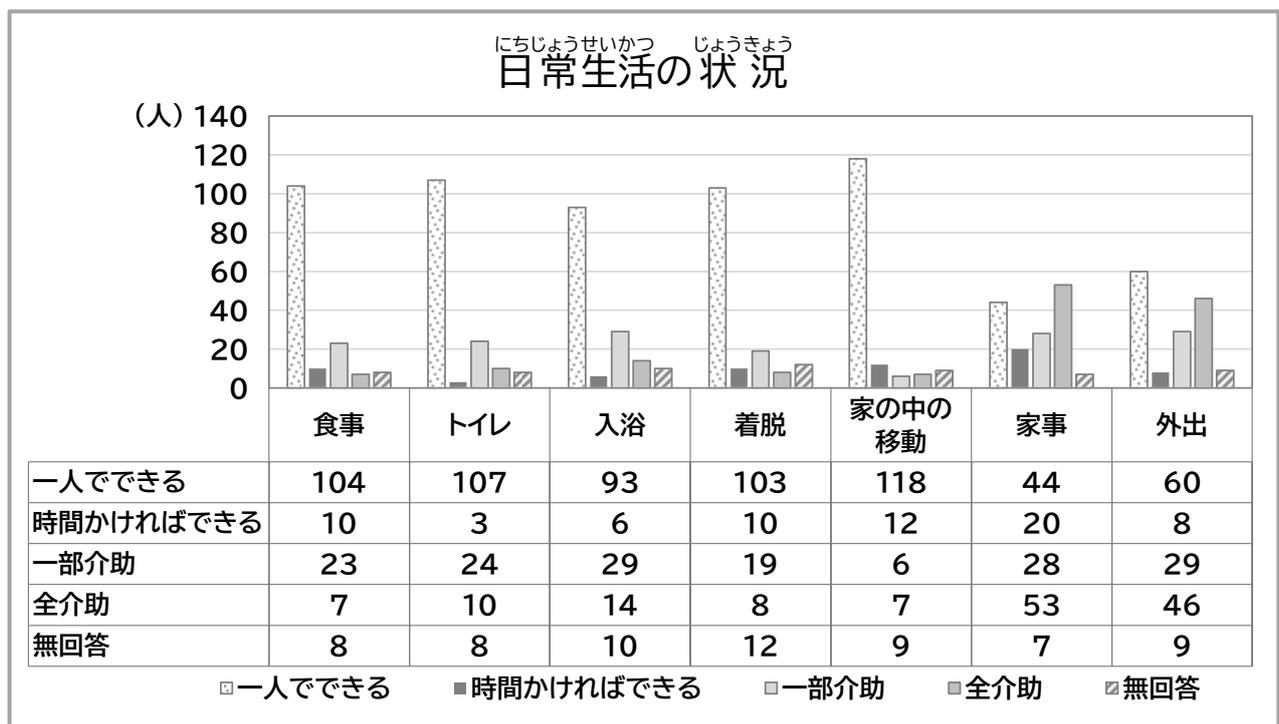
調査期間：令和5年11月24日(金)～令和5年12月7日(木)

回答率：60.8%(152件)

##### 【アンケート調査結果の概要】

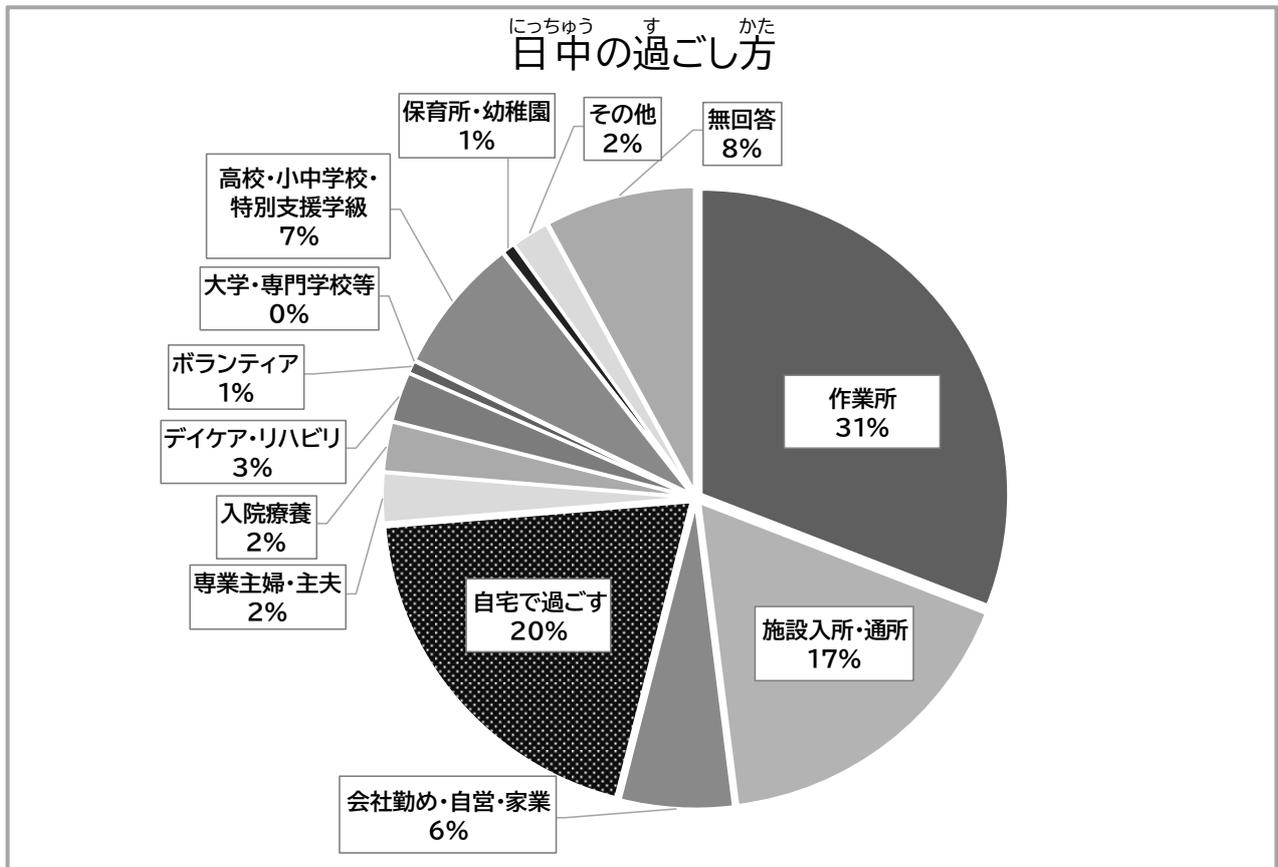
##### ◆ 日常生活について

日常生活において、食事、トイレ、入浴、着脱は、「一人でできる」と答えた方が多く、家事、外出については、「全介助」、「一部介助」を必要とする割合が多くなっています。

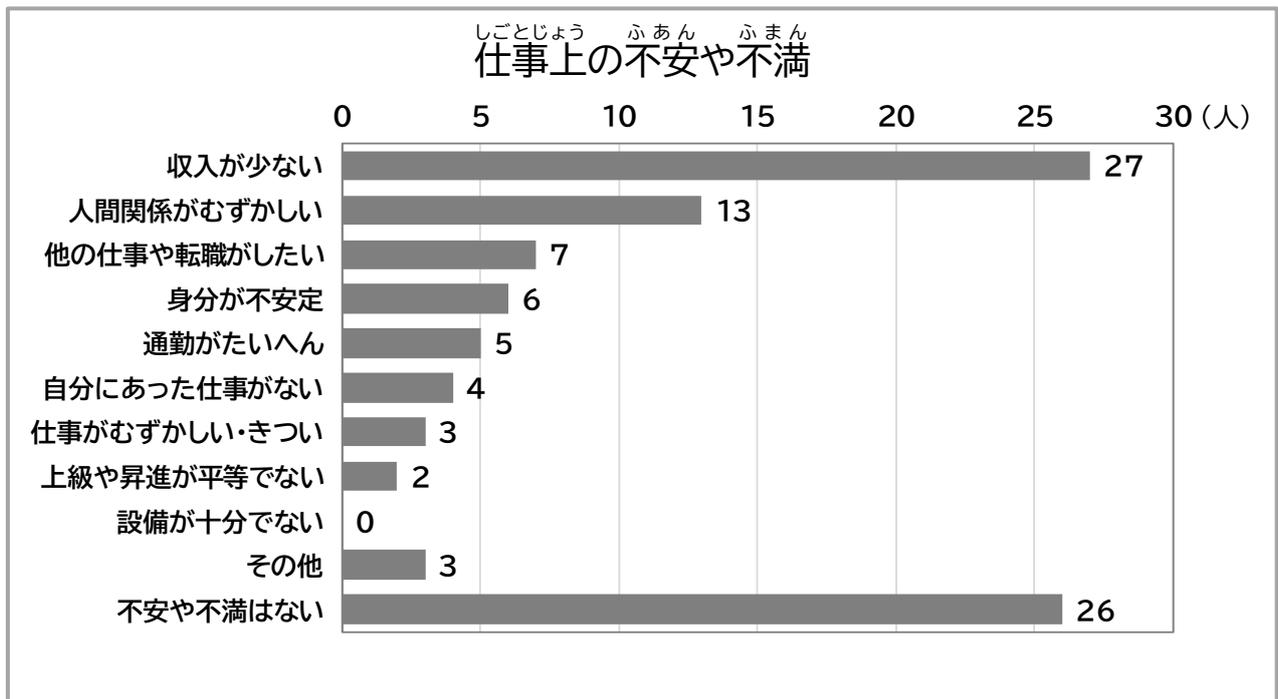


◆ 日中の過ごし方について

日中の過ごし方については作業所、施設で過ごす方が約半数を占めています。次いで自宅で過ごす方が20%となっています。



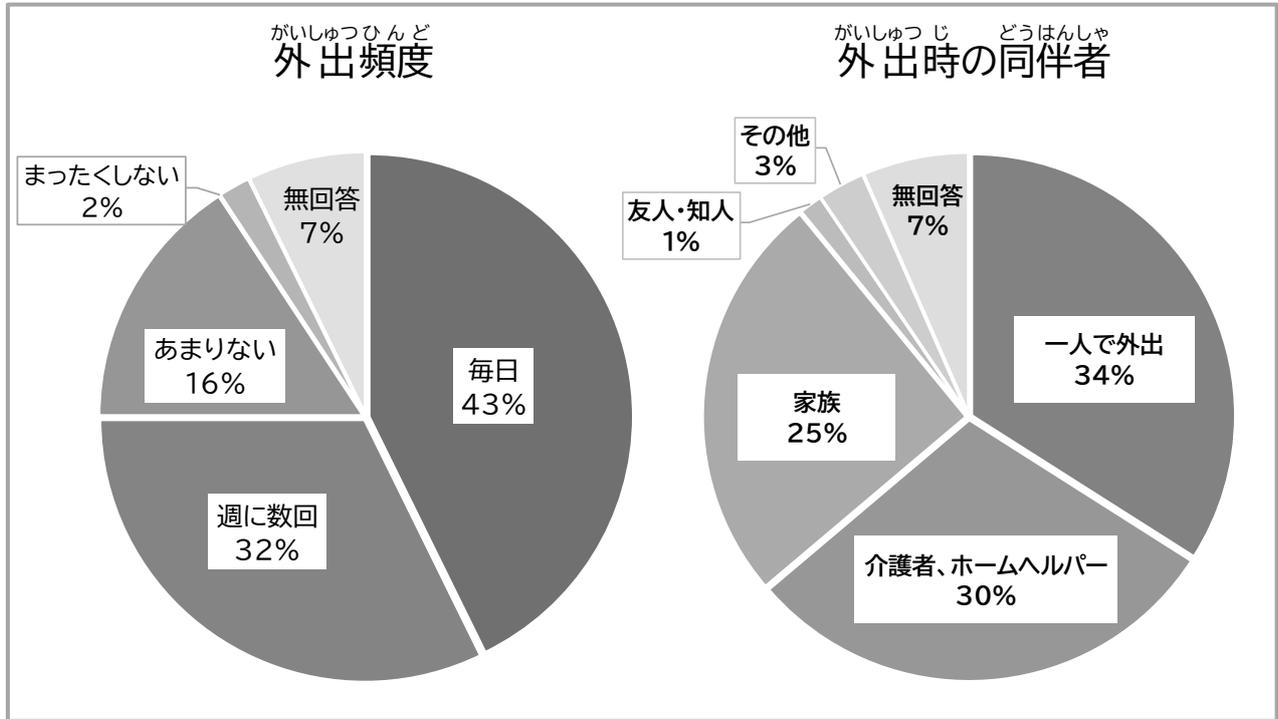
会社勤めや自営業・家業で働いている、作業所に通っている方について、仕事をする上での不安や不満については「不安や不満はない」と答えた方が多い一方で、「収入が少ない」と答えた方も多くいます。



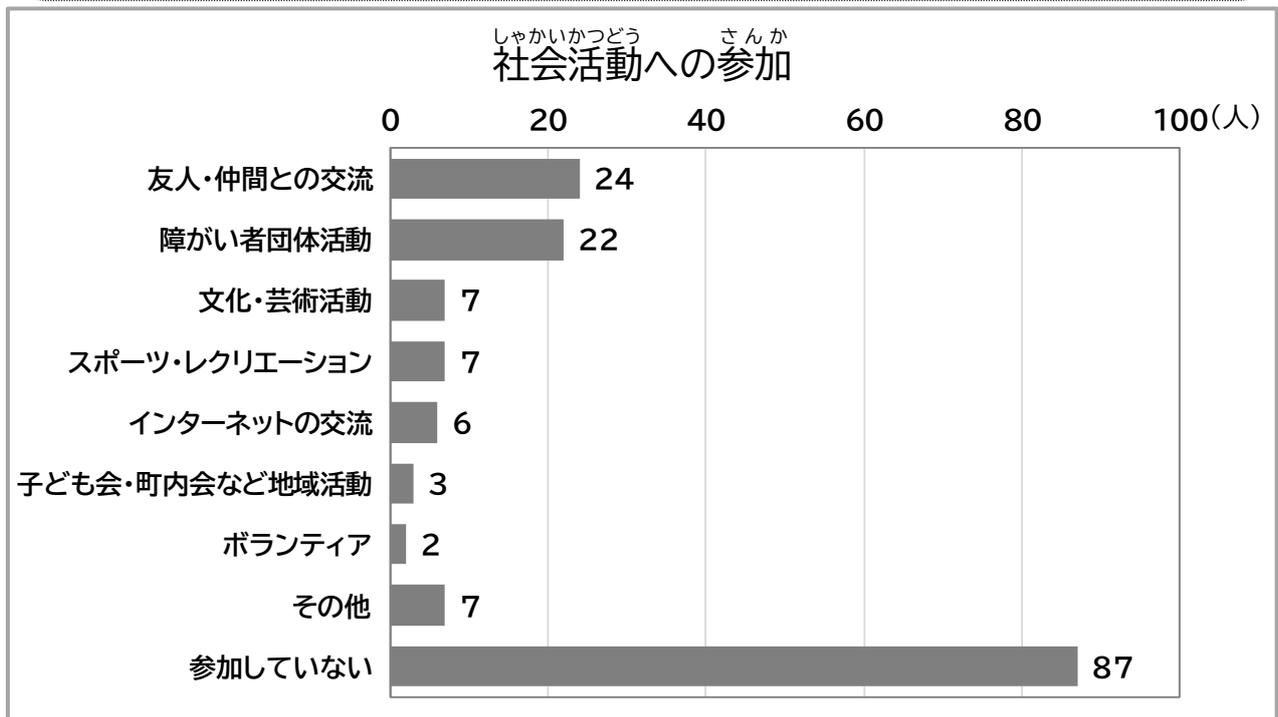
◆ 外出・社会参加の状況について

外出の頻度は、「毎日」、「週に数回」を合わせると75%を占めています。

外出時の同伴者は、「介助者、ヘルパー」や「家族」などの同伴者と外出する方が半数以上を占めている一方で、「一人で外出」する人も3割強を占めています。



社会活動への参加について「参加していない」と答えた方が多くを占めています。「その他」では、「患者会の活動に協力」、「学校での部活動」、「リハビリ」、「コロナで活動できていない」、「福祉の介護者と週一位体育館に行きウォーキングやストレッチをする」との回答がありました。

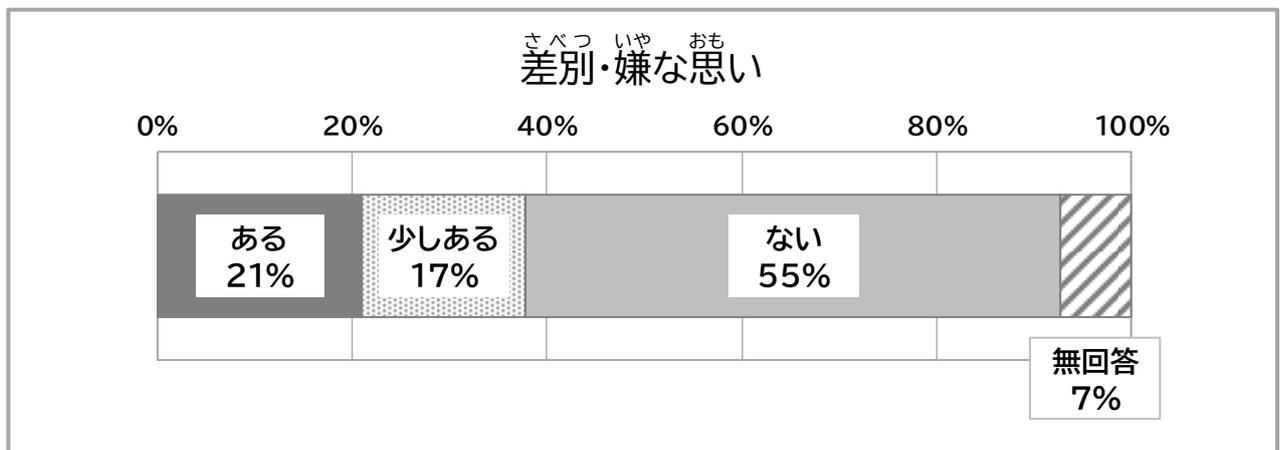


◆ 福祉サービスの利用状況や利用意向について

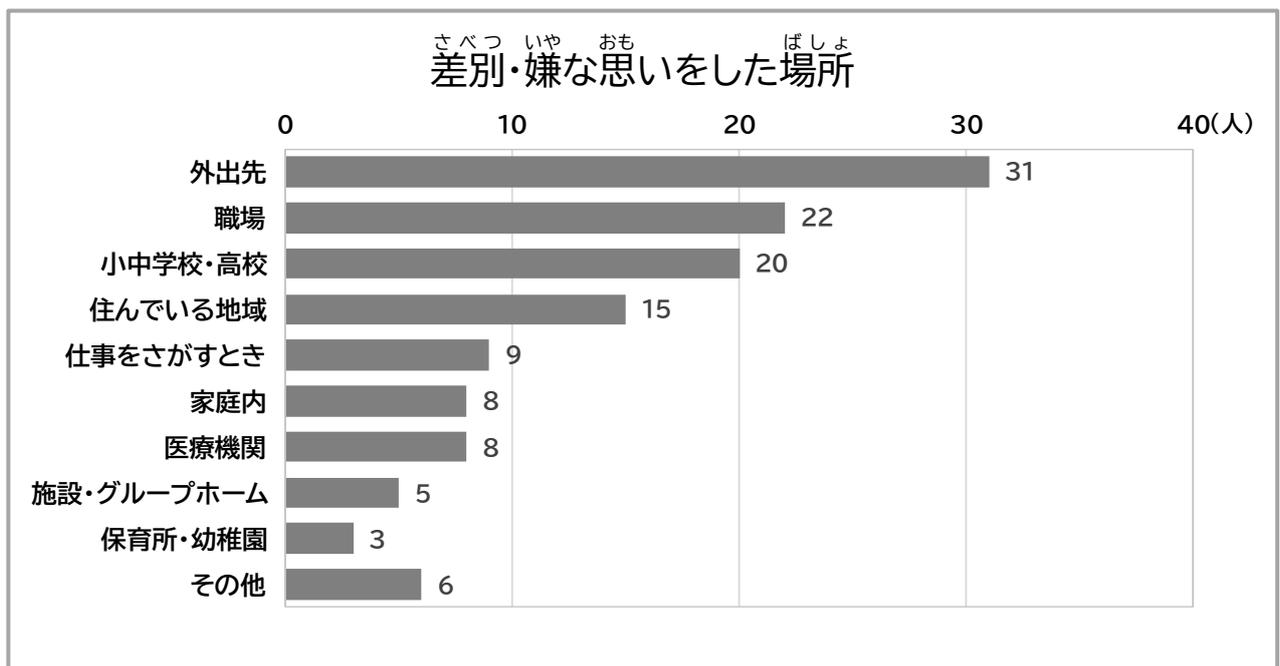
福祉サービスのうち利用が多いサービスは「計画相談支援」となっています。  
 今後の利用意向については、グループホーム、福祉タクシーの利用希望が多くあります。  
 また、「施設入所支援」のうち施設入所者については、今後も「利用したい」が12件、「利用したくない」は14件となっています。

◆ 人権・権利擁護、困りごとについて

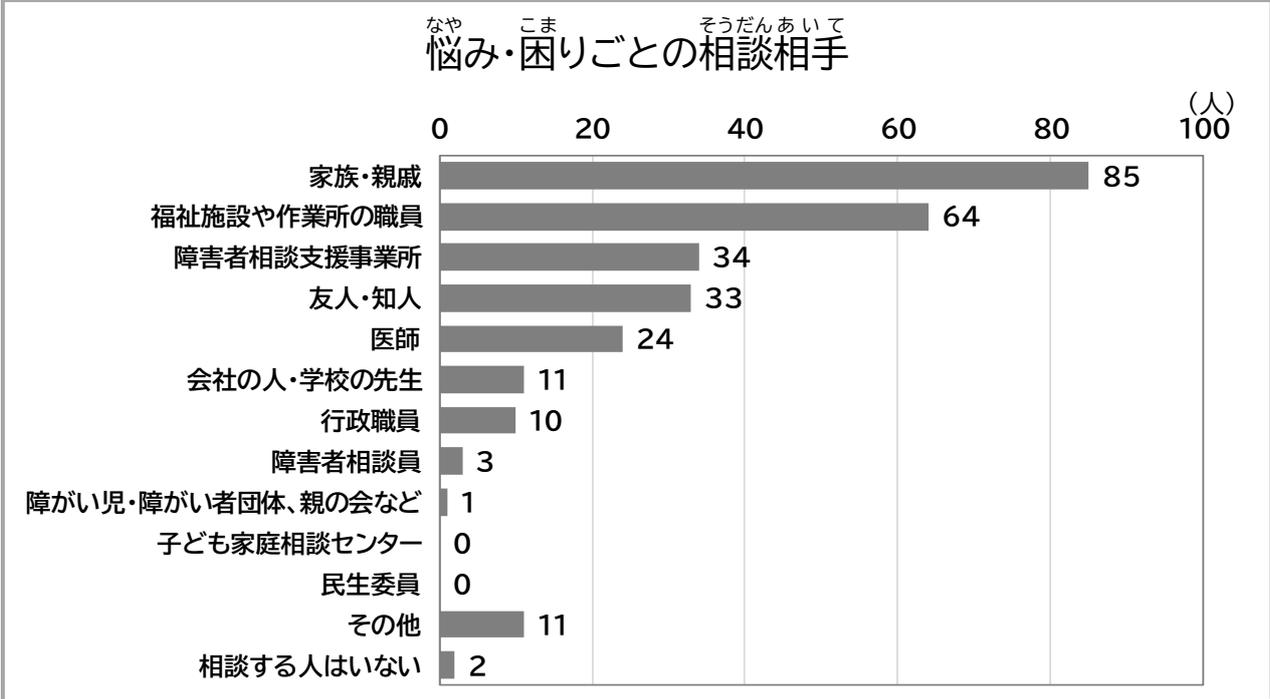
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、「ない」方が半数以上、「ある」、「少しある」と答えた方が38%となっています。



差別や嫌な思いをした場所として、「外出先」や「職場」、「学校等」と答えた方が多くなっています。

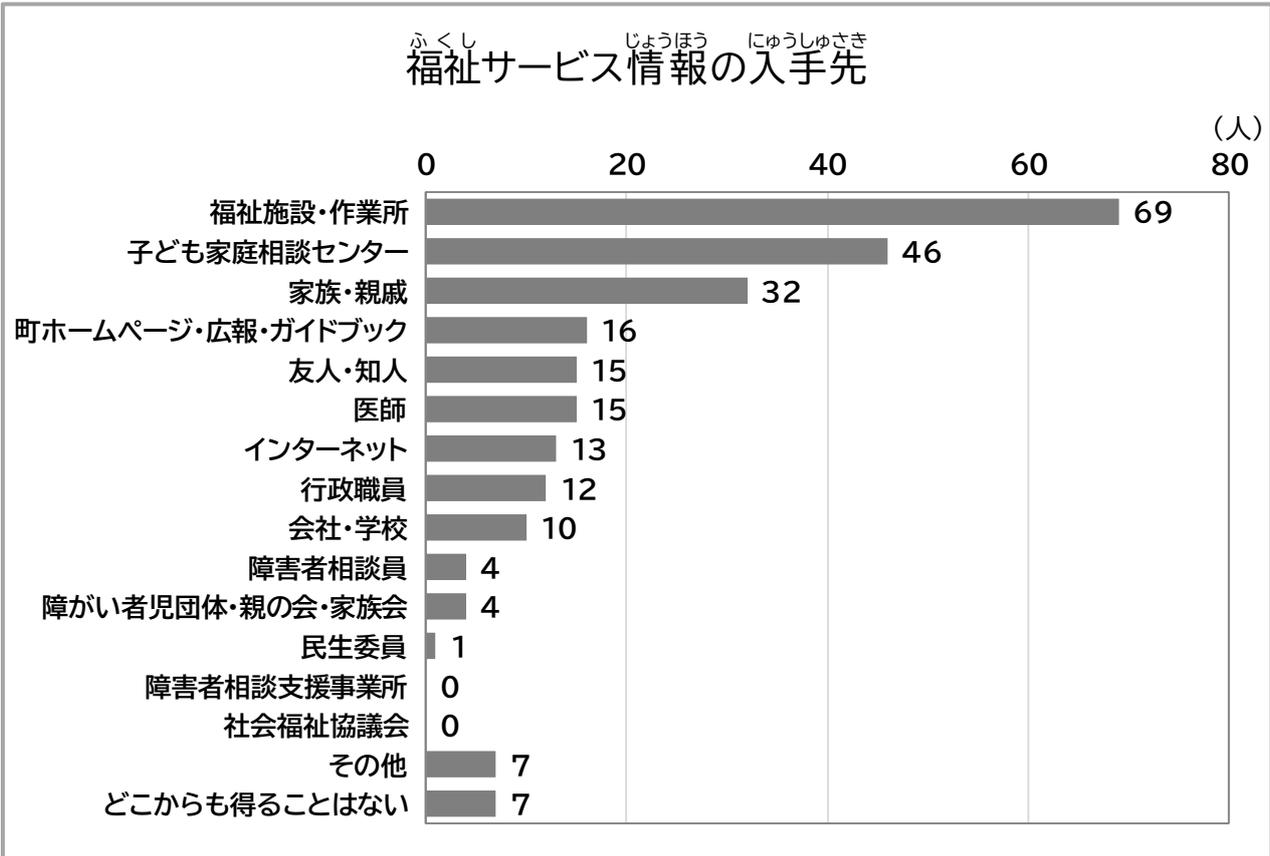


悩みや困ったことを相談する相手は、「家族」や「施設職員」に相談する方が多くなっています。



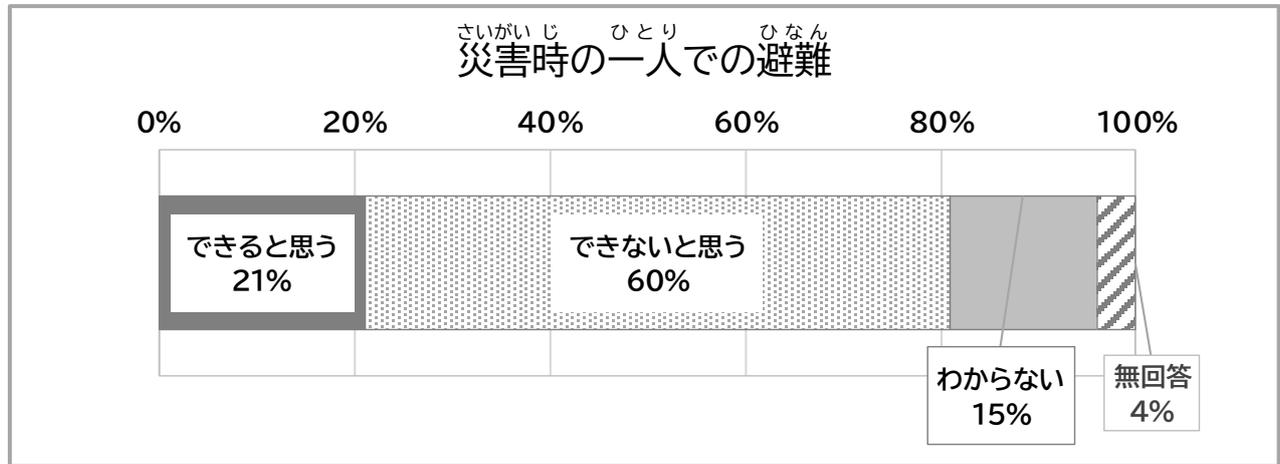
◆ 福祉サービスなどの情報入手について

福祉に関する情報入手先として、施設入所や作業所に通っている方は、施設の職員から情報を得ている方が多くなっています。

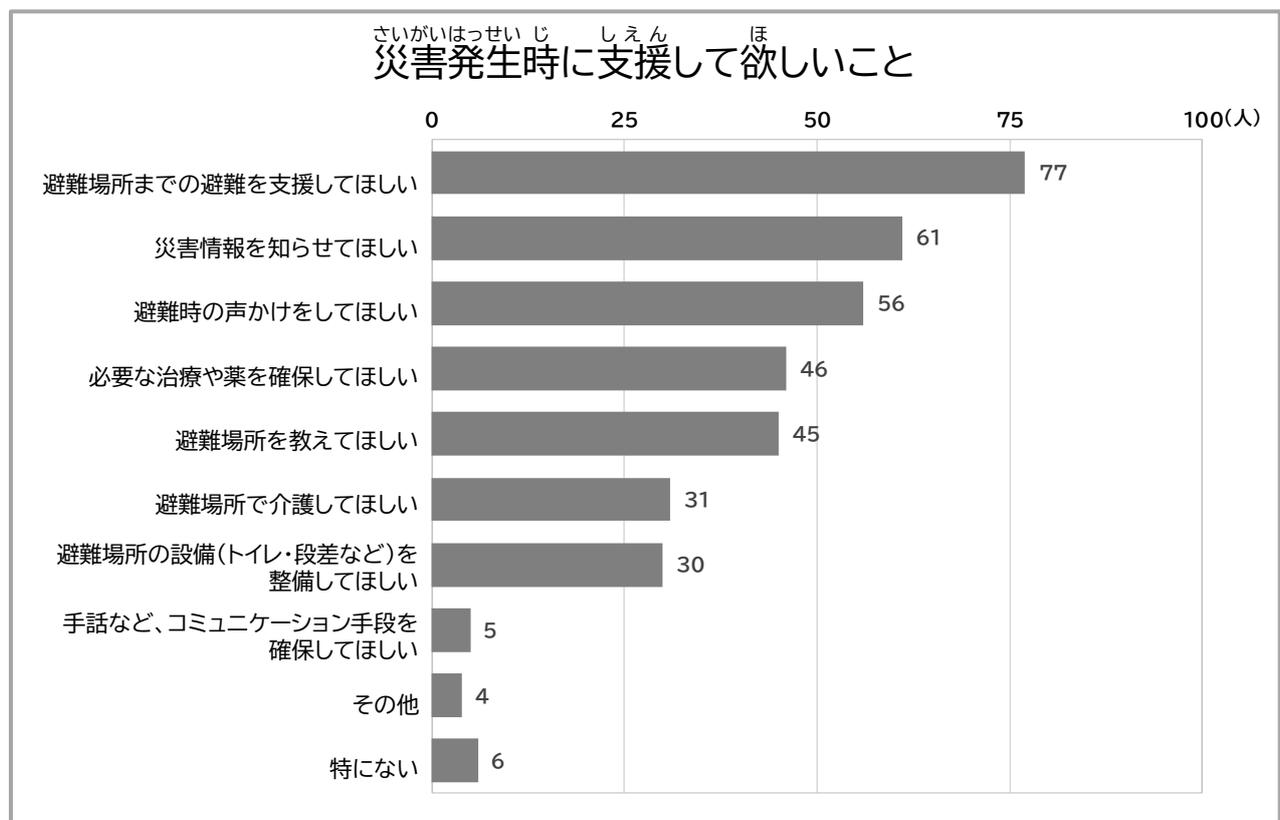


◆ 災害時の対応について

火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できるかについて、「できないと思う」と答えた方が60%を占めています。

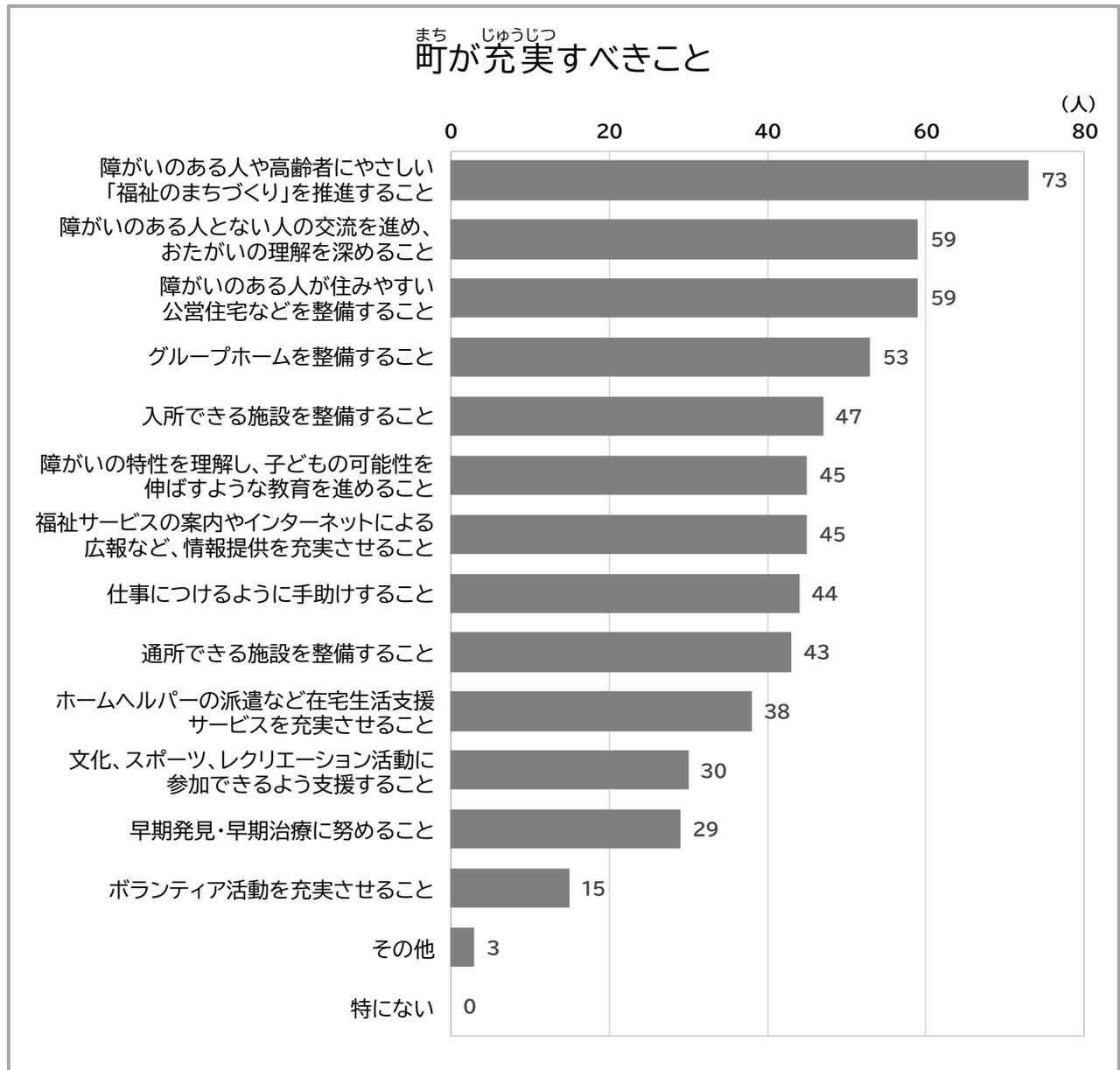


災害発生時に支援してほしいこととして、「避難場所までの避難の支援」や「災害情報を知らせしてほしい」、「避難時の声かけをしてほしい」との回答が多くなっています。



◆ 福祉施策などについて

町が特に充実させていくことについて、「障がいのある人や高齢者にやさしい福祉のまちづくり」、「障がいのある人とない人の交流」と答えた方が多くなっています。



◆ 自由記述

- ・町の健全者と障害のある人との交流会で経験したことを教えあう。また、要望や情報交換を共有。健全者も障害者も良好なコミュニケーションを保てる暮らしがしたい。
- ・在宅生活を支援してもらっている人が人で不足ときいている、もっと充実してほしい。
- ・病院へ行く場合は車を使用できるのですが、銀行など自分の用件の時に足が悪いので車を使えるとよいと思います。
- ・障害があってもなくてもみんなが住みやすい町になっていくとうれしいです
- ・24時間世話人(支援員、夜勤者)がいるグループホームや生活介護の事業所が増えてほしい。将来の選択肢が増えてほしい。土日の余暇を充実させたい、親が連れて歩く以外はほぼ自宅で過ごしています。親意外と歩ける余暇支援的なサービスをやっている所が余市には少ないようです。気軽に利用できる所があるといいと思います。お祭り、映画、イベント、カラオケ、買い物、コンサートなど、親が元気ならいいのですが、親がいなくなったらどこにも行けないのが不安になります。
- ・グループホームを増やしてほしい。特に小樽などに通勤するのにバスやJRを利用しやすい場所や食事や家事支援のみあると助かります。軽度の方が多いホームがほしいですね。
- ・これから将来に対して収入がないことの不安と親の収入だけでは生活ができなくなる不安。
- ・町の関連施設のお仕事など、作業所にさせてほしいです。清掃など社会とのつながりや本人の自信にもなります。余市町民のみなが住みやすく生活できる町であってほしい。
- ・通所や入所できる施設を増やしてほしい。短期入所やショートステイ急にでも受け入れしてくれる場所がほしい。一人一人に目が届くように。
- ・ヘルパーさんは重要なので人材の育成に力をいれてほしい。賃金のアップも力をいれてほしい。

## (2) 障がい福祉サービス事業者アンケート調査結果

### 【アンケート調査の概要】

調査対象者: 町内で実績のある事業者

調査方法: 無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

調査期間: 令和5年11月28日(火)～令和5年12月14日(木)

回答率: 68%(17事業所)

### 【アンケート調査結果の概要】

#### ◆ 事業所の運営状況等について

○円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることに

事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」が12ヶ所と最も多く、次いで「利用者の確保が難しい」、「施設・設備の改善が難しい」、「事務作業量が多い」がそれぞれ8ヶ所となっています。

また、その他の意見として、「より質の高いサービス支援をするうえでも、グループホームのサービス単価等、改善や検討してもらいたいと思っている。より良い継続運営にしていくなためにも」、「補助金の額がたりない」との意見も挙げられています。

#### ◆ サービス利用について

○余市町全体で不足していると思われるサービスや支援

- ・大病を見てもらえるような医師、病院不足。
- ・就労支援(精神障害等で普通に仕事はできないが、A型・B型では物足りなく、もう少し高度な就労先を作ってほしい。)
- ・生活介護等で通える場(余暇的な支援を主として通える場)
- ・発達支援センター
- ・訪問介護事業所における移動・移送サービス対応(重度の障がい者に対応してくれるサービス支援)福祉車両を含む。
- ・計画相談を担う相談事業所及び相談支援専門員の数。
- ・行政内の障がい福祉担当職員数。
- ・移動(車)サービス・通院等、外出時の行動援護、余暇支援。

- ・移動支援サービス、住居支援サービス、児童発達支援センター、相談窓口、ワンストップサービス、相談支援専門員、災害時の障がい者支援者(防災)
- ・グループホーム(特に精神障がいや精神疾患がある方を対象)
- ・シェアハウスや仲間と暮らせる終の棲家
- ・町民に満足してもらえるようなサービスを提案・提供できるように、横のつながり(事業所又は国が提供するサービス)の強化や、様々なニーズに対応できるようにサービスの見直しと町民への周知。

### ◆ 災害時の協力について

#### ○災害時の利用者(契約者)に対して可能な支援

「利用者の安否確認」、「利用者への継続支援」が14ヶ所と最も多く、「避難所への職員等の派遣」が7ヶ所となっています。また、その他「特別な配慮が必要な方の支援(利用者の情報、障がい特性の理解促進、台帳作成協力、周知、相談支援、メンタルケアなど)」、「災害時の状況によりできる支援は大きく異なるため、回答困難です。例えば、利用者も従事者の生活が安定しているのであれば、避難所内でのサービス提供も可能かと考えます。」との意見も挙げられています。

### ◆ 今後の障がい者施策に求めるものについて

#### ○福祉施策

- ・障がいを持った方達と高齢者のかかわり、外出支援や余暇支援など、有償ボランティア制度やガイドヘルパー制度など、お互いを支えあう、お互いを知るなどの機会を継続できるような施策。
- ・福祉従事者の待遇、社会的地位の向上。
- ・介護窓口や他の窓口を分けず、相談窓口をわかりやすく一本化して行政多課多職種が連携しゆりかごから墓場まで、つなげられる体制整備、地域づくりが必要。
- ・公共交通機関利用時の障がい者への交通費補助。

### ○保健・医療

- ・予防医療や健康教育の場としての機能を高めたいです。
- ・幼児期から高校卒業までを一貫して支援する発達支援の仕組みがあると良いです。
- ・余市町外への医療機関受診について、公共交通機関を利用できない障がい者(児)が多いです(家族対応も困難)。障がいがあっても福祉施策の下、安心して医療機関を受診できる仕組み作りが必要と感じます。
- ・発達支援センター機能強化を望む。
- ・健診時に子供の悩み等を相談する窓口があるとよいと思う。

### ○生活環境の整備

- ・町内循環バスの範囲を広げてほしい。
- ・障がい者が一人暮らしを希望する場合、町営住宅への申し込みできるタイミングが頻繁にあると良い。
- ・町内の移送手段(介護タクシー業者)が少ない

### ○相談・情報提供

- ・地域生活支援拠点や個人情報に配慮して官民連携し情報交換ができ、緊急にも対応できる体制と民生委員や近隣の方も協力しやすい相談体制が必要。
- ・地域のことやイベント等の情報提供の資料は、障害をお持ちの方には難しい内容や文字が分かりにくいところがあるので、障害をお持ちの方専用の情報機関紙等の発行をすることが出来たら良いと感じます。
- ・相談事業所が無理なく様々な利用者(保護者)・事業所と、多い時間関わられるとよいと思う。

### ○住まい・住宅の確保

- ・当事業所にも一人暮らしやグループホームを希望されている方が何名もおり確保に苦勞しています。公共賃貸住宅やグループホームが充実し、希望者の要望が通りやすくなれば良いと思います。
- ・住宅・作業場など、有効活用できる場所があれば、情報がなく取り組んでいる印象が見られない。
- ・障がい者等の住宅獲得用配慮者に対する不動産業者・大家などへの理解促進。町営住宅の障がい者優先入居の拡充。
- ・生活保護の方が扶助の範囲内で借りる事のできる住居が無い。障がい者のグループホームが少ない。

### ○雇用・就労

- ・軽度の障がい者の働く場。
- ・一般就職を地域で支える体制について協議できると良い。
- ・長期的な就労を志す障がい者をサポートする職場適応援助者(ジョブコーチ)の支援活用があると当事者も安心できると考え、働ける職場の環境や、合理的な配慮に対し地域の就労事業所からの意見・要望を踏まえ、雇用促進に繋がればと思います。
- ・地域の中で障がい者が働くためには、雇用主の理解促進がまだまだ必要な状況。就労訓練サービス利用についても送迎がない場合は、交通費補助などがあれば状況が変わると感じる。農業や水産業が盛んな地域で外国人労働者がいるように、障がい者も働きやすい地域となしてほしい。
- ・選択できる範囲を広げるために障害者雇用を推進している会社の増加や、ニーズに合わせた福祉的就労の情報提供(生活介護、就労B・A)の活性化をし、選択の範囲を広げていくことが課題だと思っています。

## ○災害時の支援

- ・災害時には現場の力が非常に重要になると考えます。現場の力を向上するには日々の訓練ももちろん大切ですが、現場の細部に至るまで、全体の意思やバックアップが届いている状態を作れることを強く希望します。現場の士気をいかに高めるかに力を注いでいただきたいです。
- ・災害発生時の安否確認や避難支援など、地域支援者や関係機関で対応可能な内容をまとめ共有できる取り組みがあると良い。
- ・被災した事業所の対処・対応例と、自治体との協力体制をどのようにはかったか、といった具体的な事例について知りたい。
- ・最後には自助、近助の考え方が大事と思うが、障がい者が災害防災について身近に考えられる機会があった方がよい。サポートする方も学びの場がほしい。被災者へのメンタルケアやソーシャルワークができると思う。

## ○障がいへの理解と交流

- ・もっとたくさんの地域とのかかわりの場面があっても良いと思う。
- ・地域で生活している障がい者並びに当事者の家族が抱える不安・心配事を地域で考える機会や場を設けてほしい。
- ・障がい者との交流、ふれあいの場で、お手伝いできる職員がいる。理解促進についても、お手伝いできるし、知ってもらうことは必要と思う。アウトリーチ支援も必要。
- ・まだまだ障害を持つ方への理解が不十分と感じます。町の広報で、障害を持つ方への理解促進及び、令和6年4月1日から民間事業者にも合理的配慮の法的義務化になるため、様々な情報を載せたページを追加していくのはどうでしょうか。
- ・障がいや、病気の有無にかかわらず、共同で利用・交流できる場所の設置(共生型交流拠点)。障がいや病気のある方が、週末のんびり過ごすことができる居場所やつどいの場所が欲しい。

### (3) 幼稚園・保育所アンケート調査結果

#### 【アンケート調査の概要】

調査対象者: 町内幼稚園、保育所

調査方法: 無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

調査期間: 令和5年11月28日(火)～令和5年12月14日(木)

回答率: 67%(4事業所)

#### 【アンケート調査結果の概要】

#### ◆ 障がい児の受け入れ状況等について

○支援障がいのある児童を受け入れるうえで、問題を感じる(た)ことがあるか

「保護者等の障がい(発達障がい等)に対する理解が進んでいない」、「障がい(発達障がい等)の特性を見極めるのが難しい」がそれぞれ3ヶ所と最も多く、次いで「幼稚園教諭・保育士等の確保が難しい」「施設・設備の改善(対応)が難しい」、「保護者等からの情報の入手が難しい」が2ヶ所となっています

#### ◆ 幼稚園・保育所等の状況について

○余市町全体で不足していると思われるサービスや支援

- ・医療機関の不足と充実。ディサービスやショートステイ等の不足。
- ・発達支援センターの常設を希望します。
- ・気軽に相談できる場所や、空間が必要。3歳児から就学前迄の間は特に問題ないが、それまでの間の健診を多く設けることで成長の手助けになると思う。「支援=発達障害」と思われがちなので、誤解のないようにしてもらうことが必要。

#### ◆ 災害時の協力について

○災害時の利用者(児童)に対して可能な支援

- ・災害時の児童に対する支援について、「安否確認」が4ヶ所と最も多く、次いで「継続支援」が3ヶ所、「避難所への職員等の派遣」が2ヶ所となっています。

◆ 今後の障がい児(者)施策に求めるものについて

○保健・医療

- ・検診などで早期発見をし、関係機関へ繋げる事や療育機関等の充実をお願いしたい。
- ・在園児の健診状況でフォローとなった場合は、時差がないように情報の提供をしてもらいたい。

○生活環境の整備

- ・全ての施設のバリアフリー化、福祉バスやタクシーの利用。

○相談・情報提供

- ・横の連携を密にとり情報共有や切れ目のない支援、気軽に相談のできる体制づくり。
- ・障害児(者)の情報提供は密にお願いしたい。

○雇用・就労

- ・障がい者が安心して就労する事ができる地域企業を増やしていけるような取り組み。

○災害時の支援

- ・優先的に避難をする事ができる体制を整える。避難先でも、自宅や施設と同等のサービスを受けられるような体制を整える。

○障がいへの理解と交流

- ・障がい理解に一緒に楽しめるようなイベントを企画し、ふれあいの機会を作る。
- ・現在はインクルーシブについて積極的に取り入れるようになっていますが、そこが幼少連携の中にひきつぎされていく項目で、つなぎ目のある支援が教育の中に求められると思います。

### ○教育・保育について

・連携の強化、就労の卒業後の情報提供。

・インクルーシブの対応で共存し、生活の中で互いに子ども達同士で支援できる様な指導の充実を図る事が求められると思います。

### ○障がい学習活動について

・年間保育計画の日程と合わせ、参加できる事があれば、子ども達の活動の中に取り入れる事は可能であり、楽しめる活動が計画されれば、推進していきたい。

#### (4) 養護学校・特別支援学級アンケート調査結果

##### 【アンケート調査の概要】

調査対象者：養護学校、特別支援学級

調査方法：無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

調査期間：令和5年11月28日(火)～令和5年12月14日(木)

回答率：71%(5事業所)

#### ◆ 児童・生徒の状況等について

##### ○学校教育の問題や課題

- ・1学級に複数学年の児童がいるため、子ども一人一人に合わせた指導・支援が十分にできない。法令等で定められた教員定数では十分でないため、町での独自支援を拡充してほしい。又は道・国への定数改善の要望をあげてほしい。
- ・1学級の中に複数学年の児童がおり(1年、3年、4年)、細やかな対応が難しい。

##### ○余市町で不足していると思われる教育・福祉サービス

- ・子ども一人一人に合わせた指導・支援を行うために、支援員を増やしてほしい。
- ・連携不足である。困り感を持っている保護者、学校が信頼し、相談や対策の指導ができるサービスが望まれている。
- ・不登校児童・生徒への支援・支援場所。移動支援サービス等の資源が少ないため、利用ができない。ヤングケアラーに対する実態の把握と支援の具体。医療的ケアの支援必要サポート 家庭支援。看護師派遣事業。グループホーム

##### ○災害発生時の対応の課題等

- ・原子力災害時など、校舎外への障がいに配慮した安全な避難方法や保護者への引き渡し方法。洪水や津波災害において、校舎2Fへ児童生徒学校職員全員が避難した場合、過密さの中での地域の避難場所として機能すること。

◆ 今後の障がい児(者)施策に求めるものについて

○保健・医療

・障がいの早期発見、特別支援学校との早期からの連携

○相談・情報提供

・家庭支援が必要な家庭が増えているように思う。役場はどこまでおさえているのか疑問に思うことも多い。保健師が中心となっていていろいろな関係機関とつながって支援していけるといい。学校としては福祉との連携を一層深めたい。

・家庭(保護者)自体が、要支援であるケースがあります。民生部↔教育委員会↔学校の三者連携をさらに密にしていく必要があると思います。

・不登校相談。ケアラー相談、ヤングケアラー相談 要保護児童世帯支援。障がい児・者緊急検索に対する計画

○住まい・住宅の確保

・短期入所、グループホーム

○雇用・就労

・生活介護 移動支援

○災害時の支援

・医療的ケア児などの家庭で非常用バッテリーなどの補助があるとよい

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### 基本理念

すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け

“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して

余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であることを基本とした自主的な活動への支援に努めることを基本としています。

また、障がい者施策における制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、本計画を策定するものです。

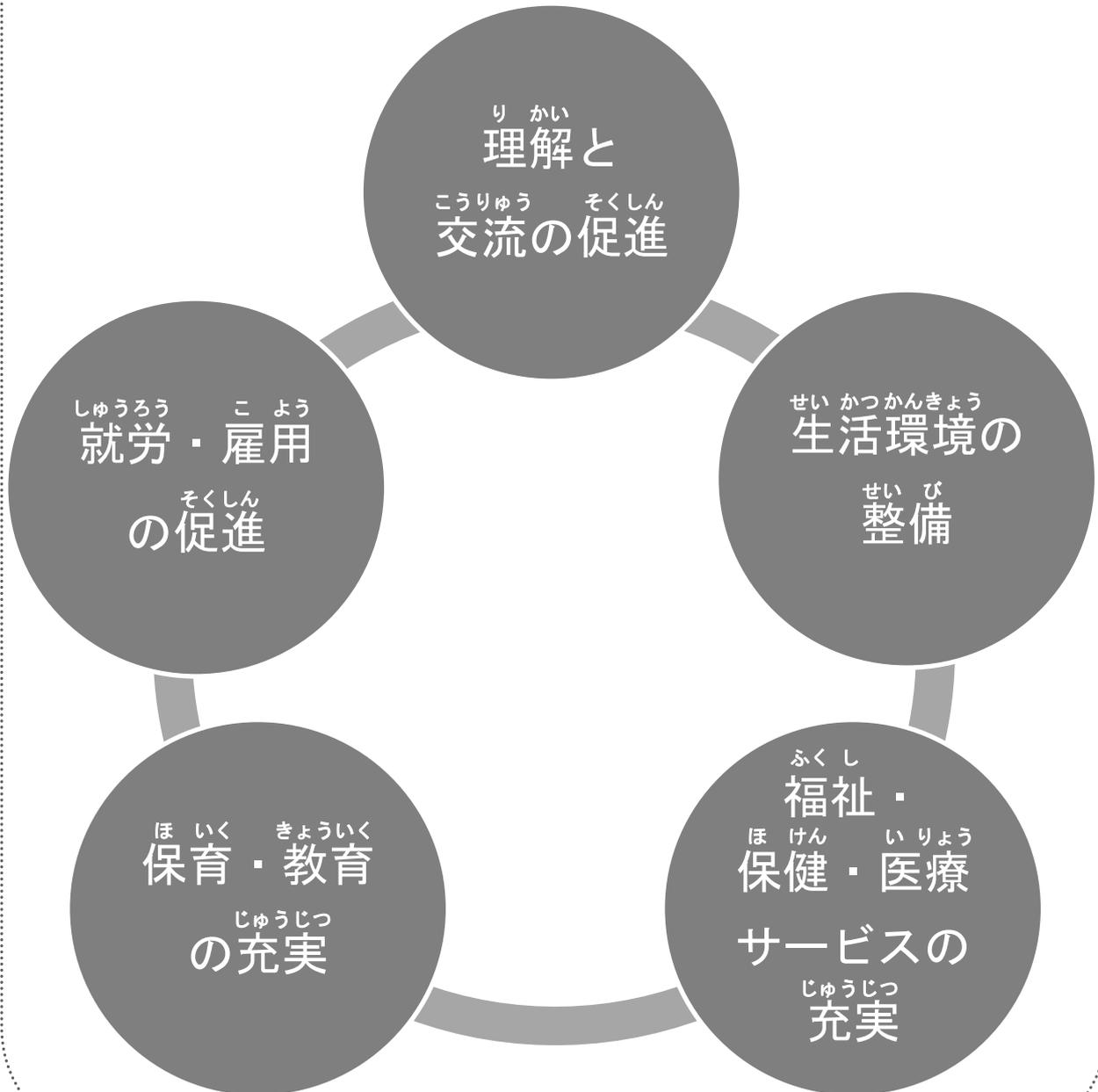
さらに、障がいのある人が、主体的に社会参加ができるよう、在宅の福祉・介護サービスの推進や地域での生活環境の改善対策などに努め、第1期の余市町障がい者計画から掲げてきた『すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して』という基本理念を本計画においても踏襲します。

2 基本目標

すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け

“健やかで潤いと安らぎのあるまち”

を目指して



基本目標 1 理解と交流の促進

現状と課題～施策の方向性

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会を実現するためには、地域や職場などにおける障がいへの理解、差別や偏見の解消のための周知啓発や障がいのある人とない人との交流機会を創出していくことが必要とされています。

障がいのある人の社会参加が進む一方で、障がいのある人に対する理解はまだ十分とは言えない状況であり、特に精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解が進んでいないのが現状です。

アンケート調査では障がいを理由に差別や嫌な思いを経験したことがあると回答した人が約4割となっています。

誰もが地域で差別や嫌な思いを感じることがないように、より一層障がいに対する理解を深めるとともに、更なる啓発活動等を継続して行っていくことが重要となります。

さらなる「福祉のまちづくり」を推進するためには、子どもから大人まで多くの地域住民を対象にした「福祉教育」の充実を図ることも重要です。

行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民の垣根を超えて連携・協力し、一人ひとりが障がいへの理解や認識を深めることができるような取組の推進に努め、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

《施策の方向》

1 広報・啓発活動の推進	
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報よいち」等の媒体を活用し、広報活動の充実と推進を図ります。</li> <li>・サービスに関する情報を整理し、わかりやすい情報提供に努めます。</li> <li>・町ホームページを活用し、いつでもだれでも情報を得られる環境づくりに努めます。</li> </ul>
啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）など、さまざまな機会を通じて、障がいのある人や関係団体と連携しながら、障がいのある人等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。</li> <li>・ボランティア団体やその活動内容の周知に努め、啓発の推進を図ります。</li> <li>・あらゆる人権が尊重される社会づくりを促進するための啓発活動に努めます。</li> <li>・障がいの理解を促進するハンドブックを活用し、相互理解の啓発を推進します。</li> <li>・障がいのある人へ合理的配慮*の啓発に努めます。</li> </ul>
2 交流・ふれあいの促進	
交流機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の行事に、障がいのある人もない人も、だれもが参加しやすく交流できるよう努めます。</li> <li>・手帳取得時に各種団体への加入促進を図るなど、交流機会の確保に向け、情報提供に努めます。</li> <li>・障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流ができるよう特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒の交流を促進します。</li> <li>・福祉施設や学校で行われる各種行事やイベント等を広く町民に周知し、地域との交流を促進します。</li> <li>・各種障がい者スポーツ大会等の情報提供に努めます。</li> </ul>
活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人とない人とがふれあいを持てる場の確保に努めます。</li> <li>・啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障がいのある人が一人でも多く参加できるよう、会場の設備や移動手段について考慮し、検討します。</li> </ul>

\* 合理的配慮：障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

3 福祉教育の充実	
きょういく と く 教育での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、学校（教育委員会）、地域との連携により小中学校での福祉教育やボランティア活動の促進に努めます。</li> <li>・小・中・高等学校におけるノーマライゼーション教育推進のための活動を推進します。</li> <li>・学校教育において交流や体験を取り入れた福祉教育を推進します。</li> </ul>
らいつさいくるとおう ライフサイクルに応じた福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに対する理解について、すべての町民が十分な理解と認識を深められるよう、生涯学習等の幅広い場での学習会の積極的活用を努めます。</li> </ul>

4 ボランティアの促進	
ボランティア活動の そくしん 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会のボランティア団体連絡会を主軸にして、障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や各種グループの専門性を高めていき、ボランティアの人材やネットワークの拡大に努めます。</li> </ul>
ちいきふくしかつどう 地域福祉活動の そくしん 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会や地域と連携して、日常生活圏域での住民の自主的な福祉活動への取り組み体制やその活動の充実、支援を図ります。</li> </ul>

5 障がい者団体の育成と連携強化	
障がい者団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体の自主的活動を支援するとともに、活動の活性化を促進します。</li> <li>・障がい者手帳の交付時に障がい者団体の活動状況を紹介したチラシを配布するなど、障がい者団体への加入促進を支援します。</li> </ul>
ボランティア団体と 障がい者団体の れんけいきやうか 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人自身がボランティア活動に参加し、社会活動ができるよう支援します。</li> <li>・社会福祉協議会や地域と協働して、効率的なボランティア活動を行えるよう努めます。</li> </ul>

基本目標 2 生活環境の整備

現状と課題～施策の方向性

障がいのある人もない人も安全に安心して快適な生活をし、社会参加をしていくためにはバリアフリー化やユニバーサルデザイン化によりすべての人に利用しやすい住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間などの整備、改善を推進していく必要があります。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路などハード面の整備にとどまらず、地域住民一人ひとりの理解やサポートも極めて重要なことから、ハード・ソフト両面にわたる「福祉のまちづくり」を今後も推進します。

生活の基盤となる住宅等住まいの確保について、障がいのある人が地域生活のなかで安心して健やかに自立した生活を継続できるよう日常生活動作に応じた住宅改修等の支援、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について関係機関等と連絡を取りながら引き続き対策を図ります。

また、アンケート調査では災害時に一人で避難できるかについて6割の方が「できないと思う」と答えています。

近年、甚大な被害を及ぼす自然災害等が各地で発生しており、災害発生時に避難行動に支援が必要な人に対して、地域住民が協力して助け合う仕組みや障がいのある人へ必要な情報の伝達や避難誘導等の支援体制を整えていくことが必要となります。

地域、関係機関等との情報共有だけでなく、通常時から地域におけるコミュニケーションを促し、日頃からの付き合いを深めることも重要となります。

《施策の方向》

1 公共的施設等の整備	
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の整備基準に基づき、民間業者の理解と協力を得て、公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等の都市施設の整備を促進するとともに、既存の施設等の改修等を促進します。</li> <li>・行政、民間企業、町民が一体となって福祉のまちづくりを進めます。</li> </ul>
交通手段の確保と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な社会参加や生活上不可欠な移動のための手段を確保する観点から、行政、ボランティア、民間事業所等が連携を図ってサービスの充実に努めます。</li> <li>・「低床式バス」や「乗降しやすいタクシー」の導入など、事業者等の協力を得ながら、障がいのある人が安全で自由に移動できる交通環境設備の充実に努めます。</li> <li>・障がいのある人の移動支援としての運賃等の割引制度について周知を図り、利用促進に努めます。</li> <li>・余市循環線（公共交通バス）の利用の周知・促進に努めます。</li> </ul>
2 住環境の向上	
住み良い住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手すりの取り付け」や「段差解消」等の助成制度について他制度との連携を図りながら、その周知を図り、障がいのある人の自立した生活が可能となるよう努めます。</li> </ul>
住み良い公営住宅の整備・賃貸住宅入居支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人のための住宅の確保は、在宅福祉施策を進めるうえでの基盤となるものであり、障がいのある人の賃貸住宅入居の支援の検討や様々な障がい特性に配慮した公営住宅の整備や快適な住環境整備に努めます。</li> </ul>
3 住み良い生活環境の整備	
地域での防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関して地域の自主防災組織等の取り組みを推進します。</li> <li>・万一の災害時に備え、日頃から民生委員等と連携を図り、支援を要する障がいのある人等の把握に努め、緊急連絡体制や避難体制の確立とともに防災知識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>

基本目標 3 福祉・保健・医療サービスの充実

現状と課題～施策の方向性

アンケート調査では、悩みや困りごとの相談相手として「家族・親戚」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所の職員」となっています。

地域で暮らす障がいのある人が安心して生活できるよう、多様な相談・要望に対応する体制の確立が必要です。行政、地域の協議会、地域包括支援センター等の関係機関各所と連携を強化し支援していきます。

今後も、障がいのある人が住み慣れた地域で自立、または家族とともに安心、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進め、必要に応じた支援をしていくことが重要です。障がいのある人が個々のニーズや環境に応じた福祉サービスを受けられるよう、情報の提供や適切な相談を受けることができる体制の整備を引き続き行っていく予定です。

各種健康診査の実施により、生活習慣病等による障がいの予防や児童の発育・発達の遅れ、偏りの早期発見、早期療育に今後も取り組みます。

近年の社会構造の変化に伴うストレス等を原因とした心の病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する地域住民の理解を一層深めるとともに、様々な障がい特性に応じたりハビリテーションを地域の福祉、保健、医療機関等との連携のもと継続的に提供し、地域での自立した生活支援の充実を図ります。

《施策の方向》

1 相談支援体制の充実	
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要となる情報の提供や福祉サービスの利用支援、虐待防止に対する支援など、適切な相談助言ができるよう総合的な相談支援体制を確立します。</li> <li>相談支援等を充実させるため、基幹相談支援センターの更なる整備に努めます。</li> </ul>
相談支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な相談要望に対応するため、行政と地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）の相談機能と、地域やボランティアによる支援の窓口となる社会福祉協議会の相談機能との効果的な連携を図っていくとともに、民生委員・児童委員等との連携をより強化します。</li> <li>障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネージャー）や地域包括支援センター等との連携を図ります。</li> </ul>
2 在宅福祉サービスの充実	
在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における生活支援のため、介護給付、訓練等給付、補装具など自立支援給付の充実および自立支援医療や地域生活支援事業の推進を図ります。</li> <li>必要とする福祉サービスをより効果的かつ総合的に提供するため、関係機関と連携を図り、供給できる体制や人材の確保に努めます。</li> <li>医療的ケアのニーズを有する障がいのある人が日中活動に参加することで、家族が一時的な休息や息抜き（レスパイト）ができるよう、地域の支援体制の充実に向けた取り組みを推進します。</li> <li>「障害者総合支援法」についての仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的かつ効率的に推進されるようさらに普及に努めます。</li> <li>グループホーム等から居宅生活への移行が円滑に進むよう関係機関と連携し検討を進めます。</li> </ul>
介護保険との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の保険給付に加え、さらにサービスを必要とする障がいのある高齢者に対し、引き続き適切なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

3 福祉施設の充実	
福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で自立した生活を送るために必要なグループホーム等の施設を整備するための方策を、国・道と協議しながら社会福祉法人等による整備の支援を検討します。</li> </ul>
受け入れ体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所施設およびサービス事業所と連携し、受け入れ体制の充実に努めます。</li> </ul>

4 障がいの発生予防と早期発見・早期治療の確立	
障がいの発生予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生時、幼年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期までのそれぞれのライフサイクルに対応する一貫した保健支援体制を一層充実します。</li> <li>精神保健対策としては、関係機関等と連携を図り、訪問指導や保健相談等を含め細かく実施します。</li> <li>健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病予防や早期発見に努めるとともに、早期治療により生活習慣病等による障がいの予防、軽減化を図ります。また、生活習慣病の発症予防のための健康教育の充実を図ります。</li> <li>妊婦健康診査を充実し、安心・安全な出産ができるよう支援します。</li> <li>妊娠から出産後の保健指導および健康診査を通じて、妊産婦の健康維持に努めます。</li> </ul>
早期発見体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を図り、健康診査後の事後指導、相談体制などの充実を図ります。</li> <li>発育・発達の遅れや偏りを可能な限り早期に発見するための乳児健康診査など、母子保健活動の充実に努めます。</li> </ul>
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいに応じた各種サービスや医療・保健、早期支援が行われるよう各関係機関との連携を図るため、地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）を活用するとともに一貫した相談支援体制の整備充実に努めます。</li> <li>相談内容に応じた適切な助言を受けることができるよう、より充実した相談支援窓口の整備に努めます。</li> </ul>

5 リハビリテーションと医療の充実 <small>いりょう じゅうじつ</small>	
<p>リハビリテーション 体制の充実 <small>たいせい じゅうじつ</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから地域のリハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保ができるよう支援します。</li> <li>・健康に生活するためには、機能回復や障がいの進行防止を図るリハビリテーションの推進が必要なため、北後志母子通園センターおよびその他リハビリテーション施設において精神的な支えと社会的な支援体制の充実を図ります。</li> <li>・介護者の負担軽減を図るため、介護方法の指導、講演会の開催を検討します。</li> </ul>
<p>医療体制の充実 <small>いりょうたいせい じゅうじつ</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の健康管理を推進していくために、保健、医療、福祉体制の充実を図ります。また、医療関係機関との連携を一層強化して医療体制を整備します。</li> </ul>

基本目標 4 保育・教育の充実

現状と課題～施策の方向性

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関等が連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの幼稚園や学校等の就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路、将来に関する不安について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が必要です。また、アンケート調査の結果では、余市町の福祉施策に充実を求めることとして、「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」と回答した方が多く、児童・生徒の持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育等のトータルな支援が必要です。さらには、指導等に当たる職員の確保と専門研修の実施等も重要です。

そして、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに交流を深め、共に学ぶインクルーシブ教育\*の充実も求められます。

さらに、障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むことに繋がるとともに、活動を通じて地域の人との交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。そのためには、各ライフサイクルに応じた生涯学習の機会と提供体制の充実が必要です。

\* インクルーシブ教育：障害の有無で子どもを区別せず、同じ場所で一緒に学ぶ教育のこと

《施策の方向》

1 保育環境の向上	
発達支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、医療機関、児童相談所等関係機関との連携のもと、北後志母子通園センターを中心とした発達支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
障がい児保育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもの入所について、障がいの特性に応じた施設の整備や職員の配置など保育環境の充実に努めます。</li> <li>・保育所、幼稚園、北後志母子通園センター、児童発達支援事業所等との連携を図り、保育および療育の充実を図ります。</li> </ul>
発達支援・就学相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのあるおよび発達に心配のある子どもの発達に合わせた適切な発達支援や教育について、関係機関との連携による相談・支援の充実に努めます。</li> <li>・就学にあたって、本人・保護者等に対し十分情報提供をしながら、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について関係機関と連携を図り、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。</li> </ul>
保育・教育に関わる人材の育成・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもとない子どもが、自然に相互理解できる保育・教育を推進するため、幼児の保育・教育にかかわる人に研修等を行い指導力の向上を図るとともに、通常保育・教育環境の中への補助的な職員配置の検討を進め、問題を専門的にサポートできる環境の整備に努めます。</li> </ul>

2 学校教育の向上	
<p>特別支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのあるおよび発達に心配のある子どもが適切な環境の中で教育が受けられるように、学校施設、教材、教具の整備を一人ひとりの状態に合わせて推進します。</li> <li>障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに理解を深め、共に学ぶインクルーシブ教育の推進に努めます。教育内容の充実に向けて、教職員研修、小中一貫した教育の推進を図ります。</li> <li>一人ひとりの能力や適性に応じた適切な進路が保障されるよう、教育委員会・学校・福祉機関等が連携し、進路指導の充実を図ります。</li> </ul>
<p>教育に関わる人材の育成・指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもとない子どもとが、自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に係る人に研修等を行い指導力の向上を図るとともに、通常教育環境の中への補助的な教職員配置を検討し、問題を専門的にサポートできる環境の整備に努めます。</li> </ul>
<p>不登校児童への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校の子どもの中には、発達障がいなどの心配のある子どももいるため、関係機関が連携した相談支援等の検討を進めます。</li> </ul>

3 生涯学習の充実	
<p>生涯学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに応じた学習、文化、スポーツ活動を促進するため、多様な学習活動に参加できる機会の提供を図ります。</li> <li>参加を促進するため、福祉団体を通じ、支援体制等の説明を加えるなど、情報を入手しやすい環境を整えます。</li> </ul>
<p>指導者や支援ボランティアの育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成と確保に努めます。</li> <li>社会参加を促進していくため、手話通訳者、送迎など支援ボランティアの派遣等が行えるよう、関係機関との連携を進めます。</li> <li>生活の質を高める余暇活動に積極的に参加できるよう、各種団体サークルへの働きかけを行います。</li> </ul>

基本目標 5 就労・雇用の促進

現状と課題～施策の方向性

アンケート調査の結果では、仕事をしていない障がい者のうち、約2割の方が仕事をしたいと回答しており、また、仕事をしていない理由として、「通勤がむずかしい」、「希望する仕事につけない、就職先がない」と回答しています。

働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を発揮することができる雇用の場に就き、社会とのつながりや経済的な安定、誇りを持って生活を送ることができる社会が求められます。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むうえで、就労時、就労後等のライフステージにおいて適切な支援が必要とされ、職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、企業・雇用主にも就業に対する理解と啓発の促進に努めることがより重要となります。

「障害者総合支援法」においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げており、2022年10月の障害者総合支援法の改正では、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が新たに創設されています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、就労機会の拡大や受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など一貫して行える就労支援体制の充実に必要です。

また、一般企業等で働くことが困難な人に対し、日常生活および福祉的就労の場を確保し、福祉分野と雇用分野が協力していく必要があります。

《施策の方向》

1 雇用の促進	
雇用への理解・促進	<p>・国、道や関係機関と連携して、障がいのある人の社会的自立と社会参加を促進していくため、町内事業所等へ一般就労ができるよう雇用の拡大を要請していくとともに、職業相談や各種助成制度等の周知を図るなど啓発活動を推進します。</p> <p>・重度の障がいのある人の雇用の促進にあたっては、短時間勤務、在宅就労等の多様な勤務形態の普及を企業等に働きかけます。</p>
一般就労への支援	<p>・ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携および障がい者の一般就労促進のための啓発に努めます。</p> <p>・障がいのある人を雇用する事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うために有効なジョブコーチ*の制度の理解促進や周知に努めます。また、障がいのある人および事業主に対して、短期間の雇用を通じて相互に適性を判断した後に雇用に至る、障がい者トライアル雇用*制度の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大に努めます。</p>
一般就労後の定着への支援	<p>・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人の就労に伴う環境の変化により生活面で生じた課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うことで就労定着を図れる体制づくりを行います。</p>
2 福祉的就労の促進	
福祉的就労の促進	<p>・就労移行支援および就労継続支援（A型・B型）事業所における受注促進や利用者の工賃向上等の取り組みへの支援に努めます。</p>

\* ジョブコーチ：障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時や就労時等のサポートをする。

\* 障がい者トライアル雇用：有給の有期契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障がいのある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障がいのある人の雇用を促進することができる。

# 第4章 障がい者サービスの実施目標

## (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

### 1 基本的な考え方(目指す目標)

平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者サービスの充実、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的とし、「障害者総合支援法」が施行されました。利用者自らがサービスを選択するという意識が高まり、福祉施設においても、地域生活への移行を希望する施設入所者に対する支援に向けた取り組みがさらに進められてきております。これらのほか、地域における生活の維持および継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実に取り組みながら、障がいのある人自身の高齢化や重度化にも目を向け、引き続き『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある人のニーズを踏まえた暮らしの実現や、意欲や能力(適性)に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、地域生活への移行や就労支援の充実、相談支援の連携強化、ならびに障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくものであります。

## 2 令和8年度の目標値

障がい福祉において必要なサービスの見込み量について、国の基本指針や「ほっかいどう障がい福祉プラン」に掲げる目標値等を基本に、余市町における各種サービス等の利用実績を踏まえて次の事項について目標値を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

国の基本指針では、令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること、また令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することを目標としています。

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、令和8年度の道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和5年3月末の施設入所者数の約2.5%を目標値として設定しています。また、施設入所者の減少見込数の目標値については、令和5年3月末の施設入所者数の約3.7%を目標値として設定しています。

項目	数値	備考
施設入所者数…(A)	40人	令和5年3月末現在の施設入所者数
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人以上	(A)×2.5%
令和8年度末の施設入所者 減少見込数	1人以上	(A)×3.7%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、入院後3か月時点、6か月時点と1年時点の退院率及び精神科病床における65歳以上及び65歳未満の長期入院患者数について、国の基本指針に基づき設定しています。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標】

項目	R8目標値	備考
入院後3か月時点の退院率	68.9%	令和8年度(2026年度)における入院後3か月時点の退院率(R1の退院率62.2%)
入院後6か月時点の退院率	84.5%	令和8年度(2026年度)における入院後6か月時点の退院率(R1の退院率77.1%)
入院後1年時点の退院率	91.0%	令和8年度(2026年度)における入院後1年時点の退院率(R1の退院率85.2%)
精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)	330.1日以上	令和8年度(2026年度)の退院者における退院後1年時点の地域での平均生活日数(R1の地域平均生活日数330.1日)
精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	65歳以上 5,304人以下 (現状以下) 65歳未満 2,514人以下 (現状以下)	令和8年度(2026年度)末時点における入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満の患者数 (R4の長期入院患者数) 65歳以上 6,786人 65歳未満 2,848人
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21か所 市町村 179か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備目標

「地域生活支援拠点等」とは、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援する体制(相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり)を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことであります。

「地域生活支援拠点等」は、すべての市町村(複数市町村による共同整備を含む)に整備することを目標としています。

【地域生活支援拠点の整備目標】

項目	R8目標値	備考
地域生活拠点等	1か所	

(4) 就労支援に関する目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、就労系事業所から一般就労への年間移行者数について、国の基本指針に基づき1,335人(令和3年度(2021年度)実績1,043人の1.28倍)を目標値として設定しています。

項目	数値	備考
年間一般就労者数	0人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
	2人	令和8年度中に一般就労する者の数

各事業所から一般就労への移行等

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では令和8年度(2026年度)中に一般就労へ移行する者については、国の基本指針に基づき、就労移行支援事業 774人(令和3年度(2021年度)実績(591人)の1.31倍)、就労継続支援A型事業 238人(令和3年度(2021年度)実績の1.29倍)、就労継続支援B型事業 (令和3年度(2021年度)実績の1.28倍)を目標値として設定しています。

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者	6人	令和3年度の実績
	8人	令和8年度末において就労移行支援事業を利用する方の数(令和3年度の実績の1.31倍以上)
就労継続支援A型の一般就労への移行者数	3人	令和3年度の実績
	12人	令和8年度末において就労継続支援A型を利用する方の数(令和3年度の実績の1.29倍以上)
就労継続支援B型の一般就労への移行者数	91人	令和3年度の実績
	117人	令和8年度末において就労継続支援B型を利用する方の数(令和3年度の実績の1.28倍以上)

就労定着支援に関する目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、就労支援事業所については、就労支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、令和3年度(2021年度)の利用実績788人の1.41倍以上を目標値として設定しています。

また、就労定着率については、国の基本指針に基づき、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上となるよう目標を設定しています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備目標

国の指針では、障がい児支援の提供体制の整備について下記の目標に掲げています。

1. 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村もしくは圏域に少なくとも1カ所設置することを基本とする
2. 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること
3. 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所確保すること
4. 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、市町村もしくは圏域ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1カ所以上設置することを基本とします。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、できる限り身近な地域で支援を受けられるよう、利便性に配慮するとともに、職員が訪問支援をするための移動距離等を考慮の上、整備を進めることとしています。

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、令和8年の目標値として21の障がい保健福祉圏域に、令和11年の目標値として市町村において設置することを基本とし、地域における医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターについても令和11年の目標値として市町村において配置することを基本としています。

【障がい児支援の提供体制の整備目標】

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置等	0箇所 【目標値】1箇所	令和3(2021)年度の実績 後志圏域内に1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	なし無 【目標値】あり有	令和3(2021)年度の実績 後志圏域内に1か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	なし無 【目標値】あり有	令和3(2021)年度の実績 後志圏域内に1か所

(6) 障がい児通所支援サービスの整備目標

① 児童発達支援

療育指導が必要と判断された児童を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、児童の身体および精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもを対象に、知識や技能の付与等の訓練および治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

在学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

④ 保育所等訪問支援

事業所の専門的スタッフが保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達

外出することが困難な重度障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等を提供します。

【サービス実績と見込量】

区 分	第6期 [実績値]						第7期 [計画値]					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
児童発達 支援	28	163	23	132	19	86	21	100	22	120	22	130
医療型児童 発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
放課後等 デイサービス	63	590	71	601	74	625	74	650	75	660	75	660
保育所等 訪問支援	1	1	1	3	1	2	1	4	1	5	1	5
居宅訪問型 児童発達 支援	0	0	1	5	1	4	1	5	1	5	1	6

※令和5年度は見込値

⑥ 障がい児相談支援

障がい児相談支援とは、障がいのある子どもが、障がい児通所支援サービスを利用するために必要な「障害児支援利用計画」の作成、および支給決定後の障害児支援利用計画の評価・見直し(モニタリング)を行います。

【サービス実績と見込量】

区 分	第6期 [実績値]			第7期 [計画値]		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児 相談支援 (人)	60	61	58	60	61	61

※令和5年度は見込値

(7) 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止

障がいのある人への差別や虐待を禁止し、暮らしづらさを解消するとともに、障がいのある人が障がいのない人と同等の日常生活を営むことができるようにするために、必要な配慮(合理的配慮)に努め、障がいのある人の自己決定や選択を尊重し、不当な扱い等を受けることがないよう、支援することが必要です。

○ 差別等を解消するための取組の推進

- ・地域における差別解消に向けた取り組みを円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取り組みを一層進めてまいります。
- ・権利擁護や暮らしづらさの解消などについて関係機関が協議し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう協議していきます。
- ・余市町障がい者虐待防止センターにおいて、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。

(8) 共生による地域の体制づくりの推進

障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できるよう安全の確保を図りながら、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりを推進します。

(9) 人材の養成・定着

障がい福祉サービス等の提供にあたり基本となるのは人材であり、サービス利用の際の相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス提供に係る責任者等の養成や、サービス提供に直接必要な担い手の確保・定着を含め、求められる人材を質・量ともに確保し、職場への定着支援することが必要です。

○ 人材の養成・定着

- ・利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害支援区分認定関係者と相互の連携を図り、資質の向上に努めます。
- ・直接的なサービス提供の担い手となる訪問系サービス従事者(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)の地域での養成・職場への定着支援に努めます。

・障がいのある人の健康な生活を支援するため、保健医療関係職員の養成・確保が必要となることから、有資格未就業者など潜在している多様な人材の有効活用等に努めます。

・周囲とのコミュニケーションが困難な人の日常生活を支援するため、コミュニケーション確保に必要な手話通訳者等の研修を実施し養成に努めます。

(10) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターについては、すべての市町村に設置することを目標としています。また、設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成するとしています。

【基幹相談支援センターの設置目標】

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	令和8年度

(11) 障害福祉サービス等の質の向上

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続するとしています。

障害福祉サービス等の質の向上を行っていくための取組として、北海道等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加を促進します。

【研修への参加目標】

項目	数値	備考
障害福祉サービス等に係る研修への職員参加人数	1人	令和8年度

### 3 障がい福祉サービスの見込量

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、第6期の実績と現在の利用者数を踏まえ、障がいのある人の利用意向、サービス提供事業者の状況等を勘案した上で必要なサービス量を見込んでいます。

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助、または通院の際の介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいのある人であって常時介護を要する人に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者の外出時に同行し、視覚的情報支援や移動の援護、その他の介護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。
重度障害者等包括支援	意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスによる援護を包括的にを行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	人	71	73	72	72
	時間/月	478	378	375	400	410	420

※令和5年度は見込値

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持向上のための訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。 (令和7年10月より)
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用、または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。

サービス名	内容
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。雇用契約に基づき就労や生産活動の機会を提供するサービスがA型で、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービスがB型です。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいがある人に、就労に伴い生じている生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療機関で機能訓練や療養にかかわる介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排泄、食事等の介護を行います。

サービスの実績と見込量		区分					
		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	75	77	77	77	77	77
	時間/月	1,473	1,476	1,506	1,510	1,520	1,520
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	0	20	22
自立訓練 (生活訓練)	人	2	2	2	2	2	2
	時間/月	26	26	25	30	30	30
宿泊型自立訓練	人	3	3	2	3	3	3
	時間/月	89	86	60	90	90	90
就労選択支援	人	—	—	—	—	3※2	3※2

※令和5年度は見込値

※2「就労選択支援」は令和7年10月からのサービスのため後志圏域のサービス見込値を記載しています。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		就労移行支援	人	6	5	2	7
	時間/月	94	78	24	80	90	90
就労継続支援 (A型)	人	3	4	9	10	11	12
	時間/月	45	66	167	200	220	240
就労継続支援 (B型)	人	91	93	96	105	110	117
	時間/月	1,536	1,575	1,695	1,890	1,980	2,100
就労定着支援	人	2	1	2	3	3	3
	時間/月	5	3	2	12	14	15
療養介護	人	11	11	12	12	12	12
短期入所(福祉型)	人	3	4	7	6	5	5
	時間/月	40	46	57	52	50	50
短期入所(医療型)	人	1	0	1	1	1	1
	時間/月	7	0	2	10	10	10

※令和5年度は見込値

きょじゅうけい  
(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排泄または食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分	人	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		自立生活援助	0	2	3	2	2
共同生活援助	人	66	67	70	70	70	70
施設入所支援	人	39	41	40	40	40	39

※令和5年度は見込値

（4）相談支援サービス

サービス名	内容
計画相談支援	計画相談支援とは、障がいのある人が、障がい福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の評価・見直し(モニタリング)を行うものです。
地域移行支援	地域移行支援とは、施設等に入所または精神科病院に入院している方など、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	地域定着支援とは、入所施設から退所または精神科病院から退院した方が、安定した地域生活に定着できるようにするための相談や必要な支援を行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画相談支援	人	276	278	292	294
地域移行支援	人	1	1	3	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込値

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制の充実・強化等について「令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること」を基本として、目標に掲げています。

余市町では平成25年度に設置しており、引き続き体制の確保・強化に努めます。

## 4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものであり、市町村の必須事業として位置づけられている事業と、市町村の施策等により任意に実施する事業(地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立した日常生活や社会生活に必要なと判断される事業)があります。

### 必須事業

- |                |                  |                |
|----------------|------------------|----------------|
| ① 研修・啓発事業      | ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑨ 移動支援事業       |
| ② 自発的活動支援事業    | ⑥ 意思疎通支援事業       | ⑩ 地域活動支援センター事業 |
| ③ 相談支援事業       | ⑦ 日常生活用具給付事業     |                |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑧ 手話奉仕員養成研修事業    |                |

### 任意事業

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 日中一時支援事業   | ③ 福祉ホーム事業     |
| ② 訪問入浴サービス事業 | ④ 巡回支援専門員整備事業 |

ひつすじぎょう  
(1) 必須事業

<p>① 理解促進研修・啓発事業</p>
<p>障がいのある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民が障がいへの理解を深められるよう啓発を行います。</p>
<p>② 自発的活動支援事業</p>
<p>障がいのある人や家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート・ボランティア活動等)に対し、情報提供等の支援を行います。</p>
<p>③ 相談支援事業</p>
<p>障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提言や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。</p>
<p>④ 成年後見制度利用支援事業</p>
<p>成年後見制度の利用に向けた相談支援体制の充実を図り、成年後見制度の申し立てに必要な経費等を支援します。</p>
<p>⑤ 成年後見制度法人後見支援事業</p>
<p>成年後見制度における法人後見活動を支援するため、小樽・しりべし成年後見センターの活動を支援します。</p>

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
自発的活動支援事業	実施 有無	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
相談支援事業							
障がい者 相談支援事業	実施 箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談センター等 機能強化事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
住宅入居等 支援事業	実施 有無	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
成年後見制度 利用支援事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有

※令和5年度は見込値

⑥ 意思疎通支援事業
聴覚、音声言語機能障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者の派遣事業等を実施します。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話通訳者設置事業	実施 有無	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
手話通訳登録員数	人	9	9	9	9	9	10

※令和5年度は見込値

⑦ 日常生活用具給付事業	
重度障がい者(児)に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。	

《 給付種目 》

◆ 介護・訓練支援用具	
身体介護を支援する用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など
◆ 自立生活支援用具	
入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具	入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など
◆ 在宅療養等支援用具	
在宅療養等を支援する用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
◆ 情報・意思疎通支援用具	
情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具	携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭など
◆ 排泄管理支援用具	
排泄管理を支援する用具	蓄便・蓄尿袋、紙おむつ、収尿器など
◆ 居宅生活動作補助用具	
居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	けん 件	0	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	けん 件	4	3	1	4	4	4
在宅療養等支援用具	けん 件	2	2	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	けん 件	4	4	2	4	4	4
排泄管理支援用具	けん 件	602	594	600	600	600	600
居宅生活動作補助用具	けん 件	3	0	0	1	1	1
合計		615	605	605	613	613	613

※令和5年度は見込値

⑧ 手話奉仕員養成研修事業
聴覚障がいのある人等との交流活動の推進や、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、約20回のカリキュラムで構成する北後志地区手話奉仕員養成講座を引き続き行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		手話奉仕員養成研修事業参加者数	ひと 人	7	7	6	10

※令和5年度は見込値

⑨ 移動支援事業
<p>屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促進します。</p>

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	26	26	23	25	26	26
	延利用時間数	641	692	700	710	720	720

※令和5年度は見込値

⑩ 地域活動支援センター事業
<p>通所による創作活動等の機会を提供し、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行うとともに、地域交流や普及啓発により、障がいのある人への理解を促進します。</p>

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業							
基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	34	33	37	38	39	39
機能強化事業	箇所数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

にんいじぎょう  
(2)任意事業

① 日中一時支援事業
障がいのある人を一時的に預かることで、その保護者等の日中活動の場や一時的な休息を提供し、また、障がいのある人自身の社会適応訓練等を実施します。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所数	5	6	6	6	6	6
	利用者数	5	8	8	10	10	10

※令和5年度は見込値

② 訪問入浴サービス事業
家庭において自力または介護者のみでは入浴が困難な重度の障がいのある人の健康維持と家族の負担軽減のため、自宅に訪問し、簡易浴槽での入浴を行う事業です。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所数						
	利用者数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込値

③ 福祉ホーム事業

住居を求めているが、家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な障がいのある人(常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く)について、低額な料金で居室やその他の設備を提供し、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分	人	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		福祉ホーム事業	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込値

④ 巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がいが“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、障がいの早期発見・早期対応のための支援を行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分	人	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		巡回支援専門員整備事業	17	42	35	40	40

※令和5年度は見込値

しりょうへん  
資料編しりょう  
資料1だい き よいちょうしょう しゃけいかく しょう かく し けいかく およ だい き よいちょうしょう じ かく し けいかく  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期余市町 障がい児福祉計画さくてい けい か  
策定経過

ねん がつ び 年 月 日	さくてい けい か 策 定 経 過
れいわ ねん がつ にち 令和5年11月16日	だい かい よいちょうしょう しゃけいかくとうこんだんかい 第1回 余市町 障がい者計画等懇談会 (1)やくいん せんしゅつ 役員の選出について かいちょう 会長 ふくかいちょう 副会長 (2)よいちょうしょう しゃけいかくとう さくてい 余市町 障がい者計画等の策定について (3)その他
れいわ ねん がつ にち 令和5年12月28日	だい かい よいちょうしょう しゃけいかくとうこんだんかい 第2回 余市町 障がい者計画等懇談会 (1)じ き けいかくこっし あん 次期計画骨子案について (2)その他
れいわ ねん がつ にち 令和6年1月25日	だい かい よいちょうしょう しゃけいかくとうこんだんかい 第3回 余市町 障がい者計画等懇談会 (1)じ き けいかく そ あん 次期計画素案について (2)その他
れいわ ねん がつ にち 令和6年3月28日	だい かい よいちょうしょう しゃけいかくとうこんだんかい 第4回 余市町 障がい者計画等懇談会 (1)じ き けいかくさいしゅうあん 次期計画最終案について (2)その他

しりょう  
資料2

れいわ ねん ど よいちちようしやう しやけいかくとうこんだんかい い いんいちらん  
令和5年度余市町 障がい者計画等懇談会委員一覧

れいわ ねん ど よいちちようしやう しやけいかくとうこんだんかい い いんいちらん  
<令和5年度余市町 障がい者計画等懇談会委員一覧>

	すい せん だん たい めい 推 薦 団 体 名	やく しやく 役 職	し めい 氏 名
1	きたしりべし ちいき じりつ し えんきやう きかい 北後志地域自立支援協議会	かい ちやう 会 長	はやし しゆいちろう 林 秀一郎
2	お たるしりべし ちいきしやう しやしゆぎやうせいかつ し えん 小樽後志地域障がい者就業生活支援センターひろば	しよ ちやう 所 長	なかむら けいじゆ 中村 圭寿
3	ほつかいどう よいちちやう ご がつこう 北海道余市養護学校	こう ちやう 校 長	かしわぎ たくや 柏木 拓也
4	よ いちちやうすみがくえん 余市幸住学園	そう お 総 務	ひやま こうじ 檜山 功二
5	とくてい ひ えいり かつどうほうじん よいち 特定非営利活動法人 余市はまなす	しせつちやう 施設長	たかさき ゆうへい 高崎 雄平
6	よ いちちやうしんたいしやうがいしやくし きやうかい 余市町身体障害者福祉協会	かい ちやう 会 長	あいうち よしかず 相内 吉一
7	よ いちちやうしんしん おく こ とも あゆ かい 余市町心身に遅れをもつ子と共に歩む会	かい ちやう 会 長	ず し かずゆき 函司 一幸
8	よ いちしゆ わ かい 余市手話会	かい ちやう 会 長	いとう よしゆき 伊藤 喜幸
9	ほうじん き もり NPO法人 樹の杜	り じ ちやう 理事長	やまもと しげお 山本 茂雄
10	とくてい ひ えいり かつどうほうじん ちいき 特定非営利活動法人しりべし地域サポートセンター	だいひやうり じ 代表理事	あんどう としひろ 安藤 敏浩
11	しりべし きやうかい よいち し ぶ 後志ろうあ協会余市支部	しゆ わ つうやく 手話通訳 たいさく ぶ ちやう 対策部長	いとう りえこ 伊藤 利恵子
12	よ いちちやうしやくかいふくし きやう ぎ かい 余市町社会福祉協議会	じ む きやくちやう 事務局 長	く ぼ ひろし 久保 宏
13	きたしりべし ほ し つうえん 北後志母子通園センター	しよ ちやう 所 長	こばやし けいこ 小林 啓子

資料3

第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定にかかわるアンケート(当事者用)の調査結果について

第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定にかかわるアンケート(当事者用)の調査結果について

《調査の概要》

【目的】

現行の第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画が今年度をもって計画期間満了を迎え、次期計画の策定に向けての基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施した。

【調査対象者】

令和5年11月1日現在において、障がい福祉サービス等の利用者から無作為に250名を抽出。

【調査方法】

無記名によるアンケート方式  
郵送による調査票の配布・回収

【調査期間】

送付：令和5年11月24日(金)  
締切：令和5年12月7日(木)

【回答率】

60.8%(152件)

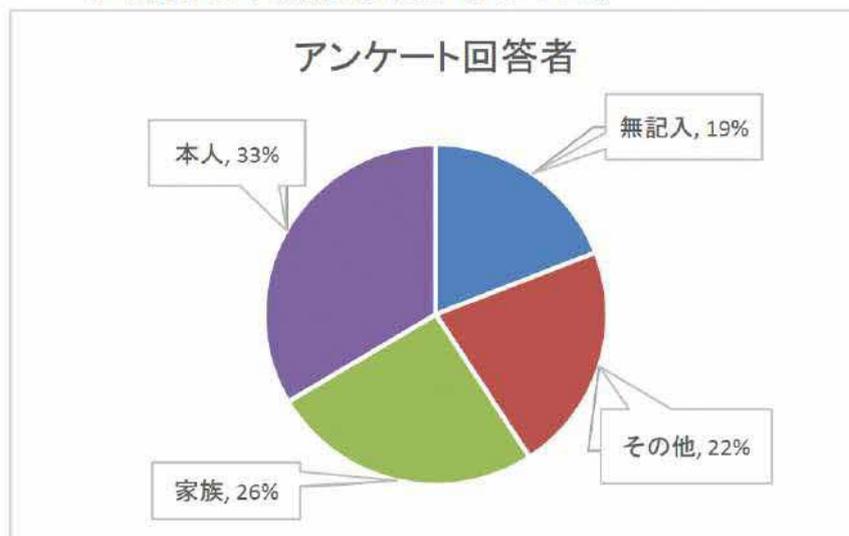
【その他】

本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

● 調査票の記入者

アンケートに回答していただくのはどなたですか。(1つに○印)

調査票記入者は、本人が33%、家族が26%、その他が22%であった。  
 「その他」は、施設職員が多かった。

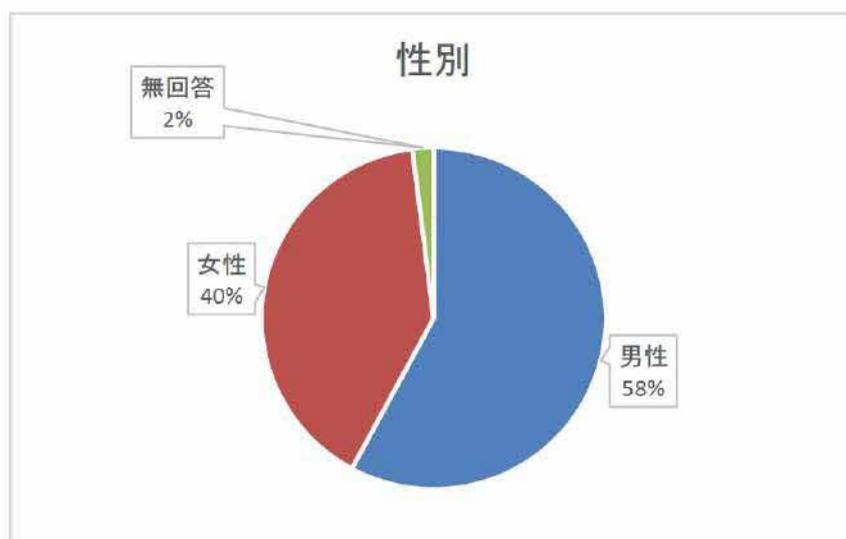


● 本人のことについて

1. はじめに、あなた自身のことについてお聞きします

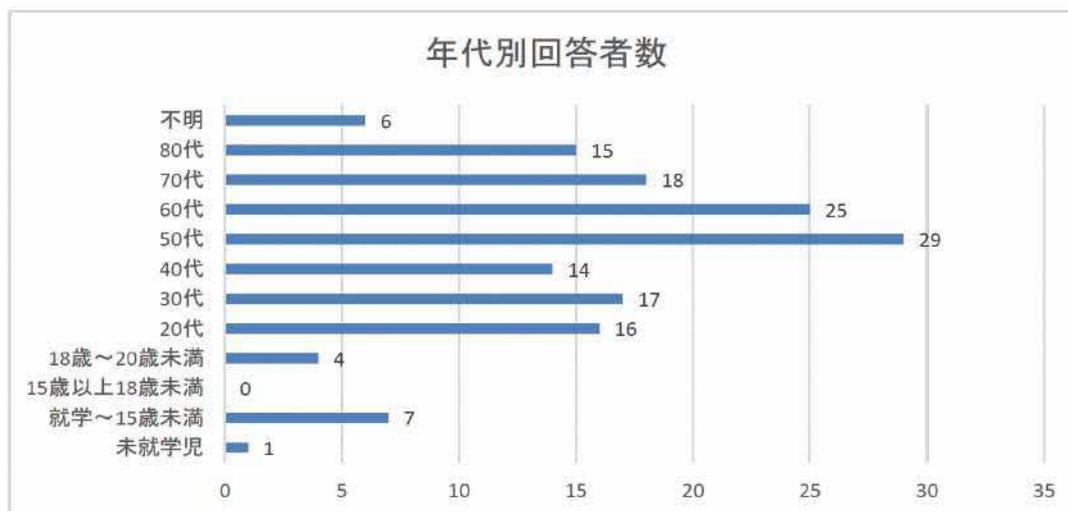
問1 あなたの性別をお答えください。

回答者の性別は、男性58%、女性40%であった。



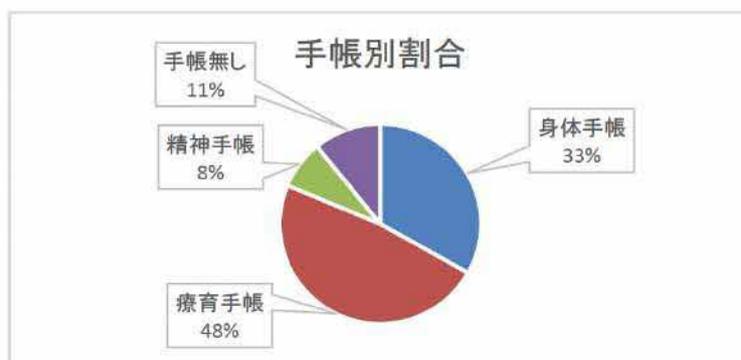
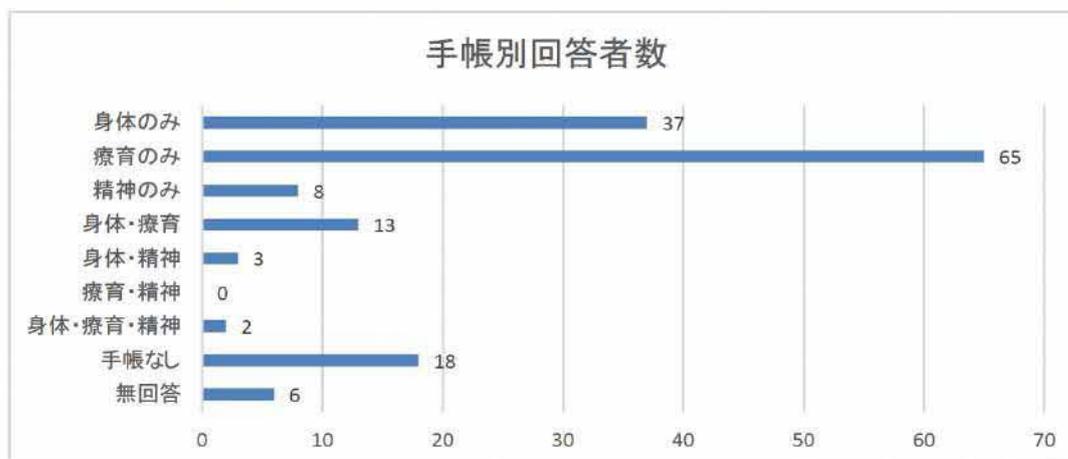
問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年11月1日現在)

回答者の年代は、50代が最も多く、次いで60代、70代が多かった。

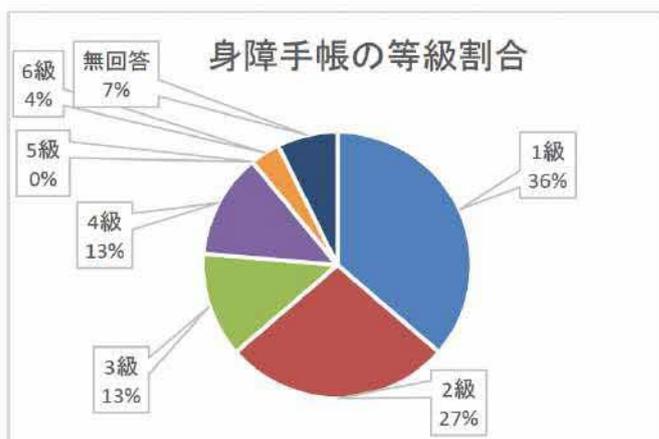


問3 あなたは障害者手帳をお持ちですか。(当てはまる番号すべてに○)

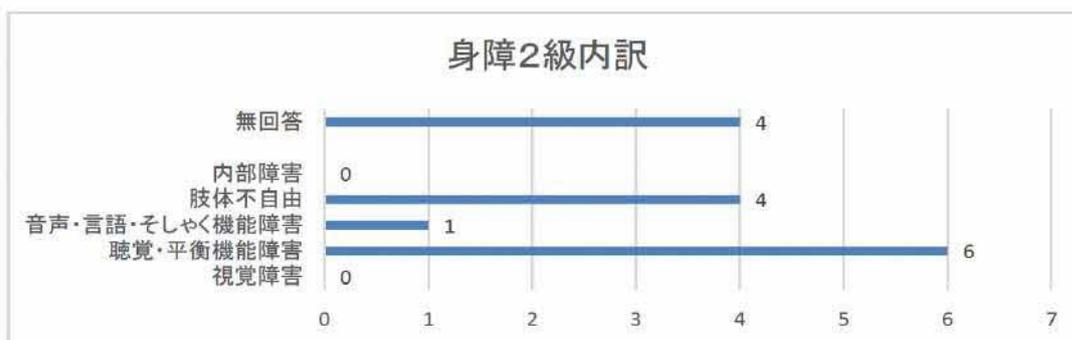
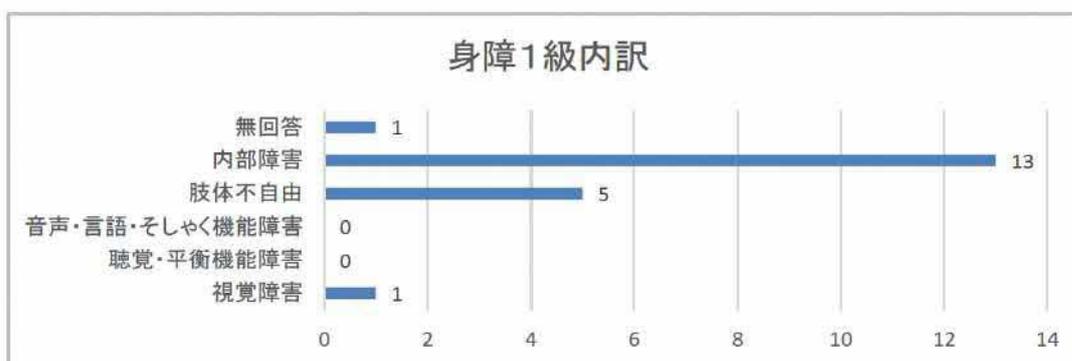
回答者が所持する手帳は、療育手帳が最も多く、48%、次いで身体障害者手帳が33%、精神障害者保健福祉手帳が8%となった。



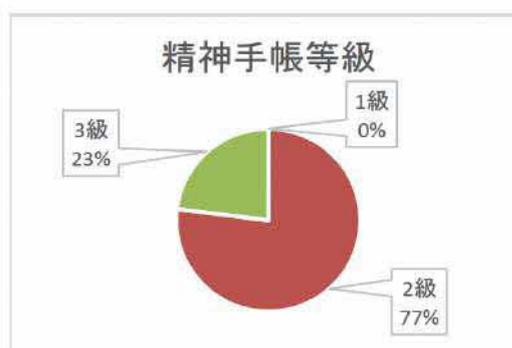
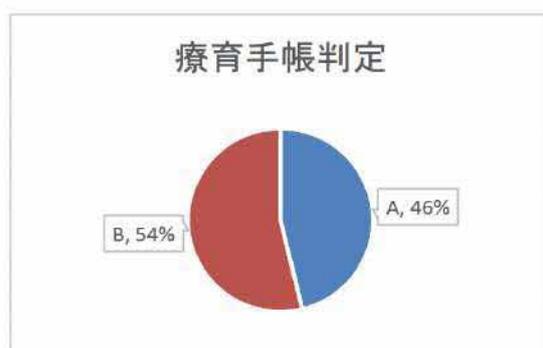
身体障害者手帳の等級では、1級が36%、2級が27%と、重度の方からの回答が6割以上を占めた。



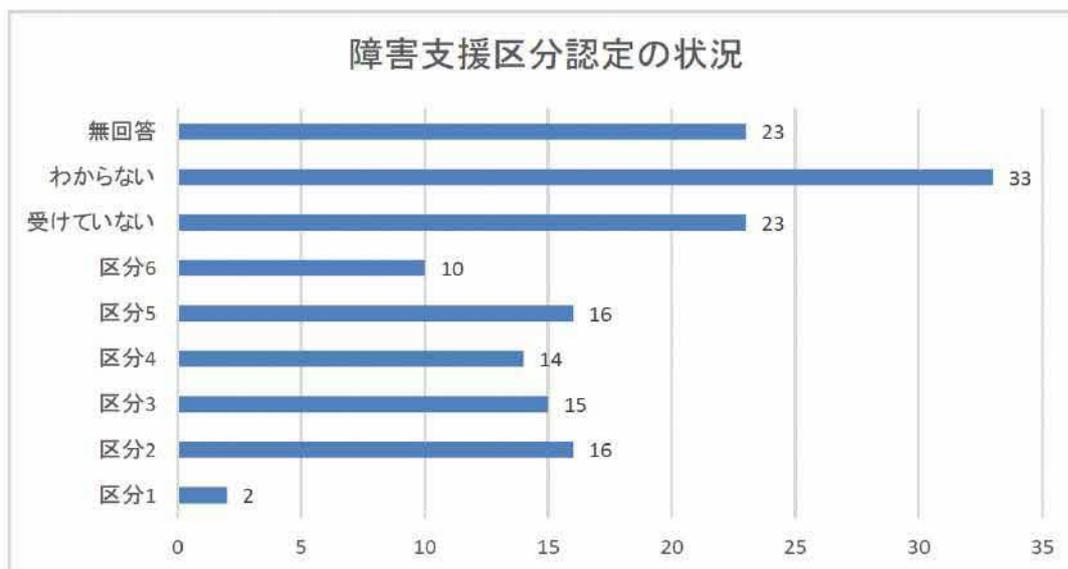
また、身障手帳1、2級所持者の障がい内容については、心臓や腎臓、呼吸器などの内部障害、肢体不自由、聴覚障害などが多かった。



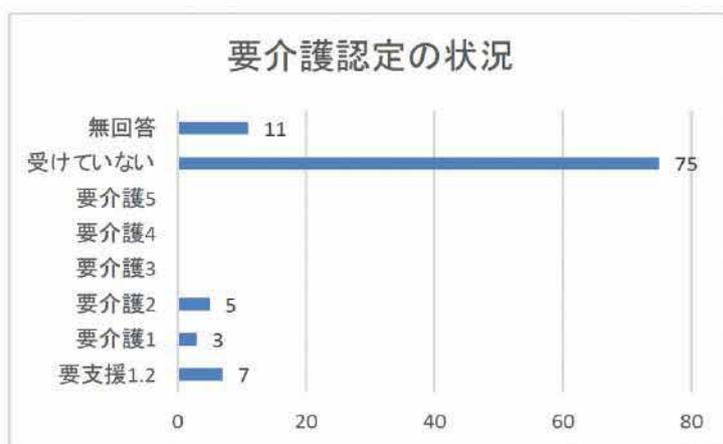
療育手帳では、A判定が46%、B判定が54%。精神障害者保健福祉手帳では、1級該当者は無く、2級が77%を占めた。



問4 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(〇は1つ)

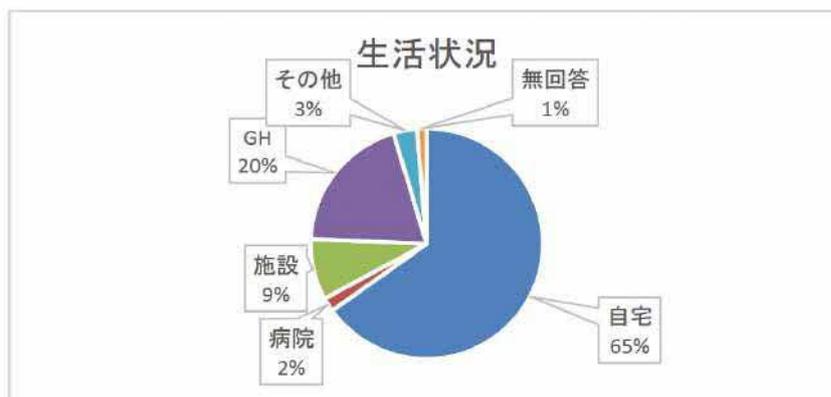


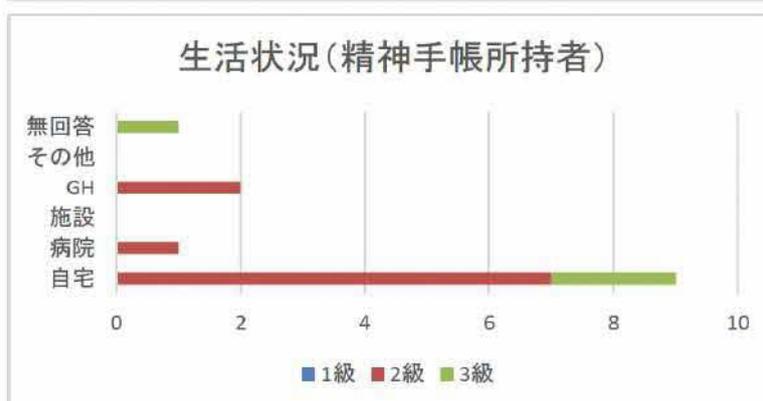
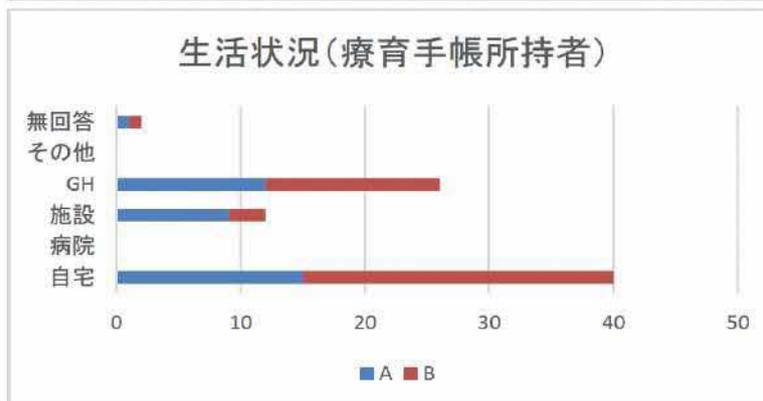
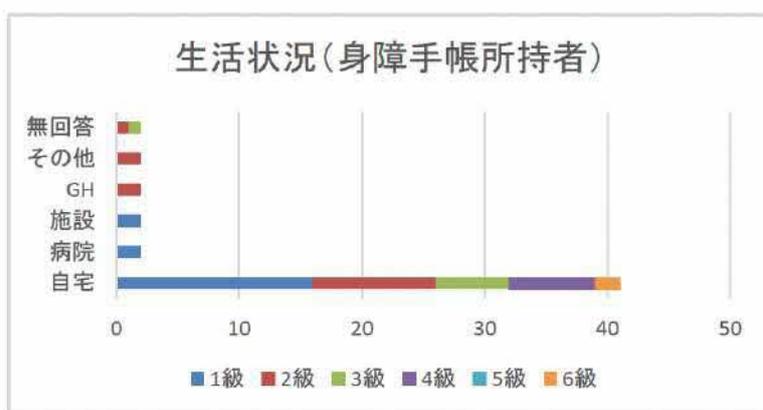
問5 あなたは、介護保険法の要介護認定を受けていますか。



問6 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(〇は1つ)

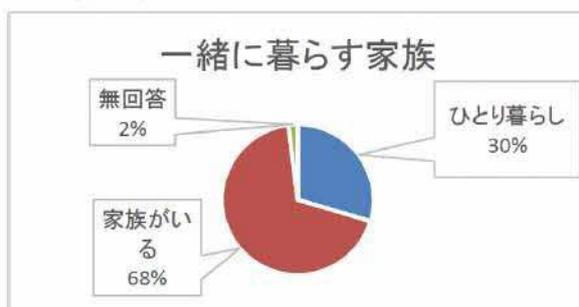
自宅で暮らしている方が65%と多数を占めた。療育手帳所持者では、グループホーム、施設入所の割合が高かった。





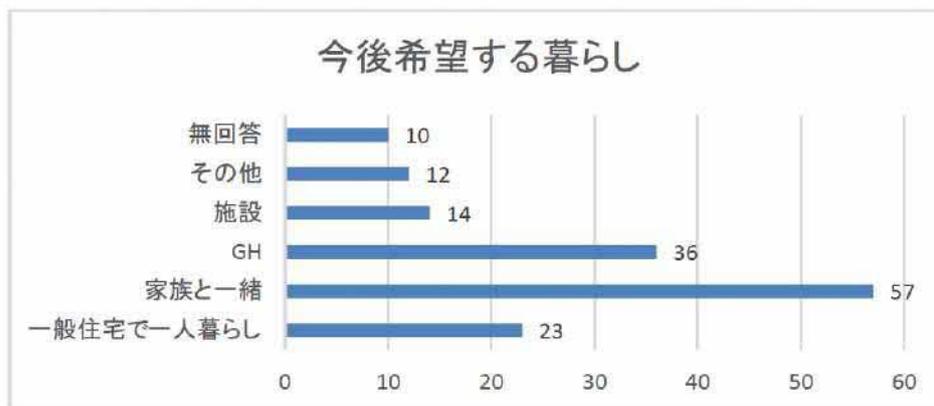
問7 一緒に暮らしている家族はいますか。あなたからみた関係であてはまる方すべてに○をつけてください。福祉施設・病院に入所・入院している方は、退所・退院したときのことを想定してお答えください。(当てはまる番号すべてに○)

一緒に暮らす家族がいると答えた方が68%と多数を占めた。



問8 あなたは今後（概ね3年以内）にどのような暮らしをしたいと思いますか。（〇は1つ）

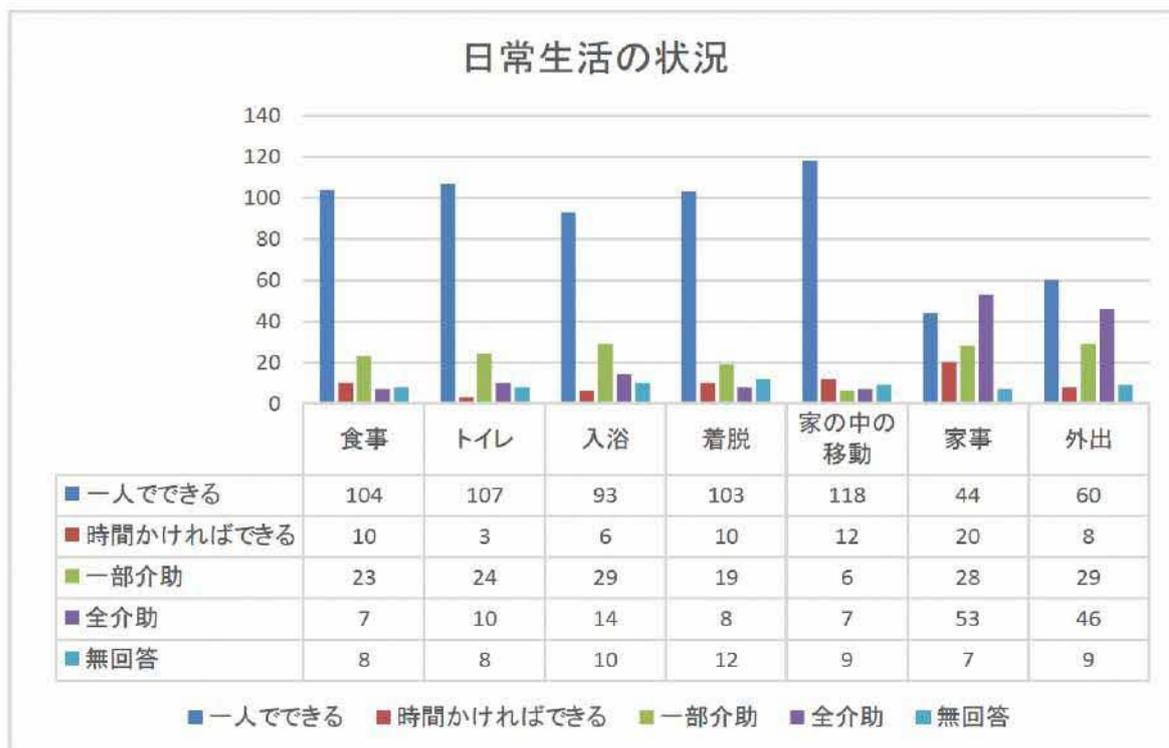
今後の生活について、「家族と一緒に生活したい」と答える方が多かった。



## 2. 日常生活のことについてお聞きします

問9 日常生活の状況について、

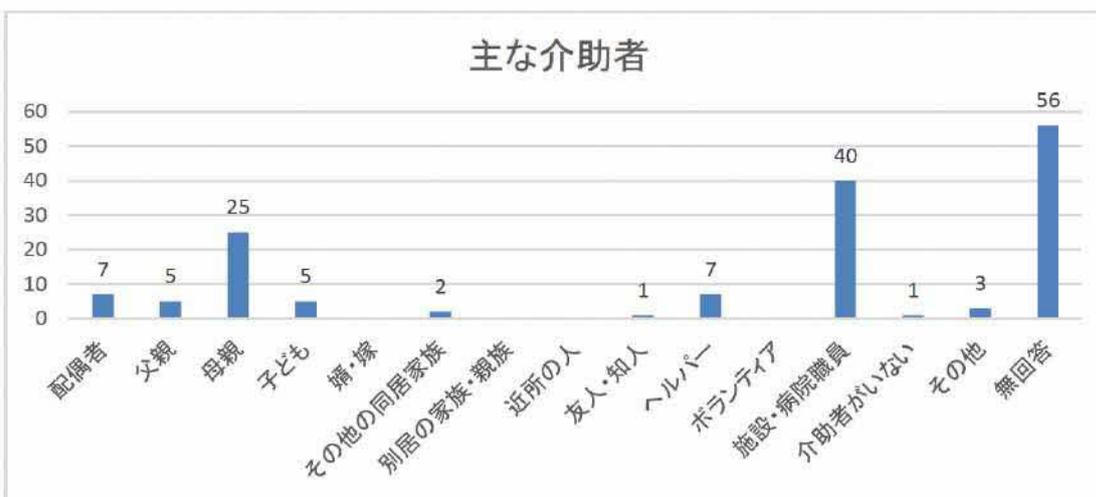
食事、トイレ、入浴、着脱は、一人でできると答えた方が多かったが、家事、外出については、全介助、一部介助を必要とする割合が多い。



【問9で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と答えた方にお聞きします。】

問10 現在、あなたを介助や支援している方は主にどなたですか。(〇は1つ)

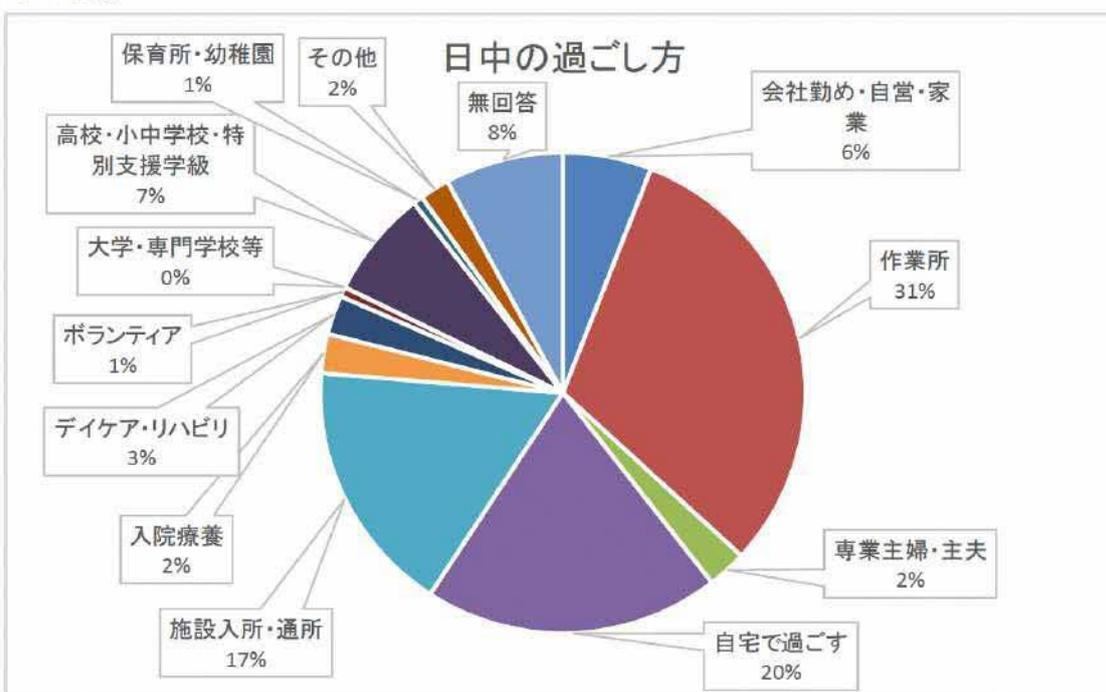
在宅生活者の主な介助者は、母親と答えた方が多く、施設・グループホーム入所者は施設職員が主な介助者となっている。



### 3. 日中の過ごし方についてお聞きします

問11 あなたは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。(〇は1つ)

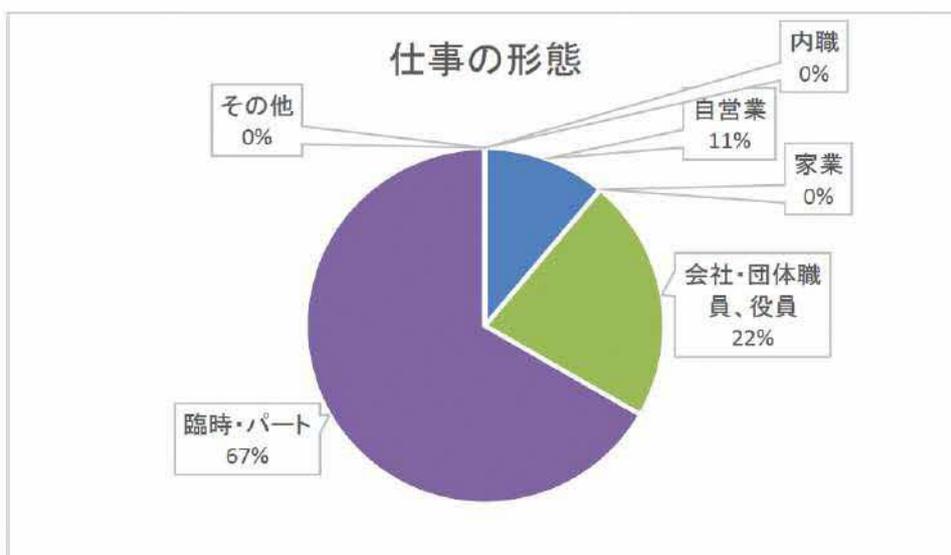
作業所、施設で過ごす方が約半数を占めた。次いで自宅で過ごす方が20%となった。



【問11で「1 会社勤めや自営業、家業などで働いている」と答えた方にお聞きします。】

問12 仕事の形態は次のうちどれですか。(〇は1つ)

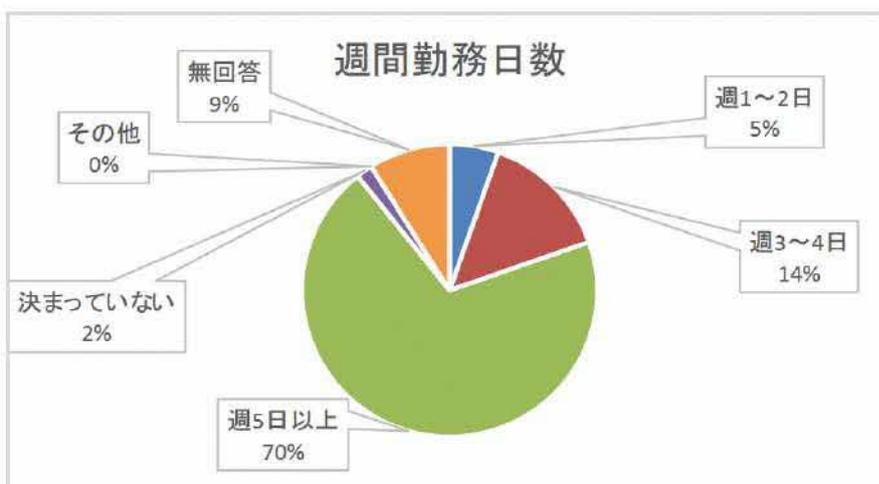
多くの方が「臨時・パート」として働いていることがわかる。



【問11で「1 会社勤めや自営業、家業などで働いている」または「2 作業所（就労移行支援・就労継続支援A型B型など）に通っている」と答えた方にお聞きします。】

問13 週に何日くらい働いていますか。(〇は1つ)

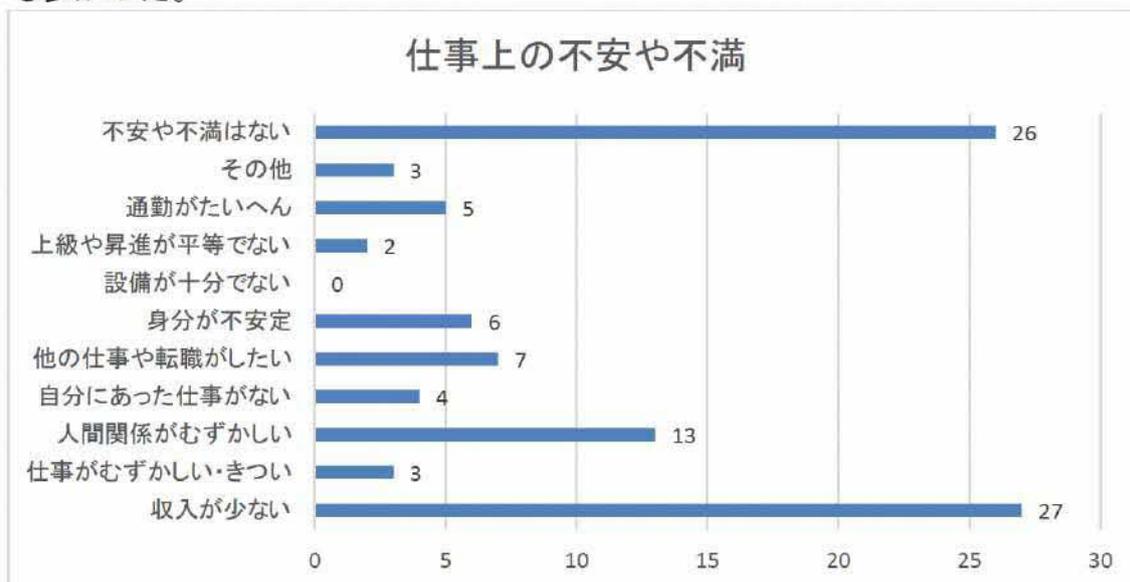
作業所や就労支援B型を中心に週5日以上働く方が70%を占めた。



【問11で「1 会社勤めや自営業、家業などで働いている」または「2 作業所（就労移行支援・就労継続支援A型B型など）に通っている」と答えた方にお聞きします。】

問14 仕事をする上で不安や不満がありますか。（当てはまる番号すべてに○）

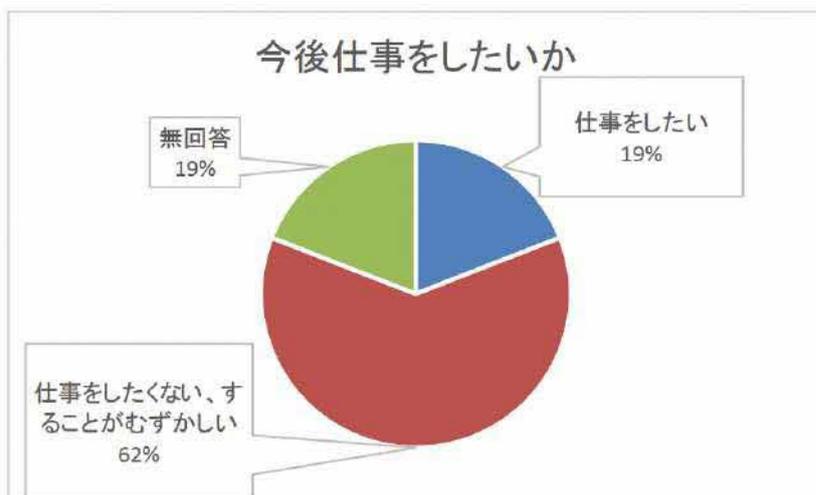
「不安や不満はない」と答えた方が多い一方で、「収入が少ない」と答えた方も多かった。



【問11で「3」～「12」と答えた方にお聞きします。】

問15 今後、あなたは仕事をしたいと思いますか。（○は1つ）

現在、仕事をしていない方が多くが「仕事をしたくない・することがむずかしい」と答えた。一方で、割合は少ないが、仕事をしたいと考えている人が一定数いる。

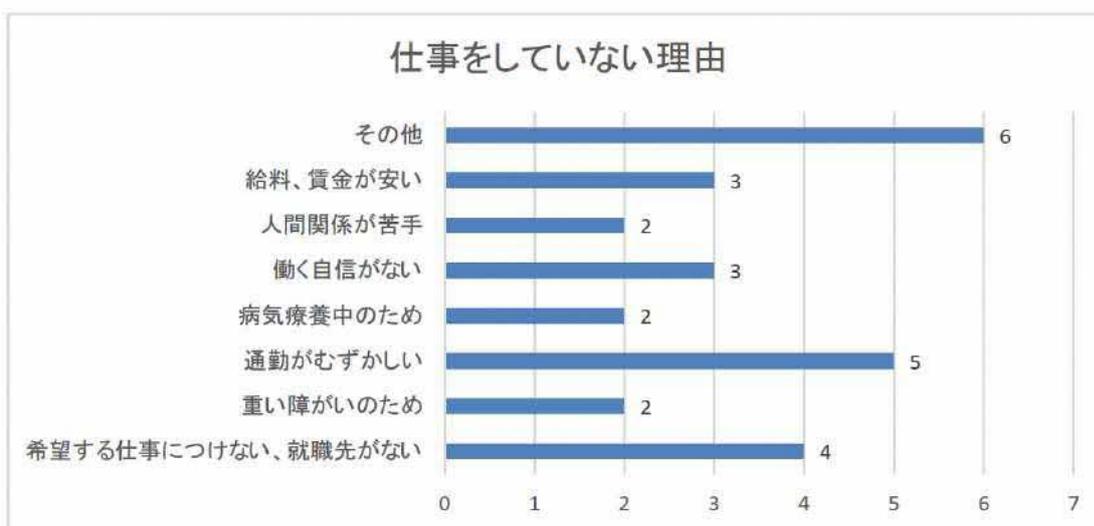


【問15で「1 仕事をしたい」と答えた方にお聞きします。】

問16 現在仕事をしていない理由をお答えください。(当てはまる番号すべてに○)

「通勤がむずかしい」、「希望する仕事につけない、就職先がない」が多かった。

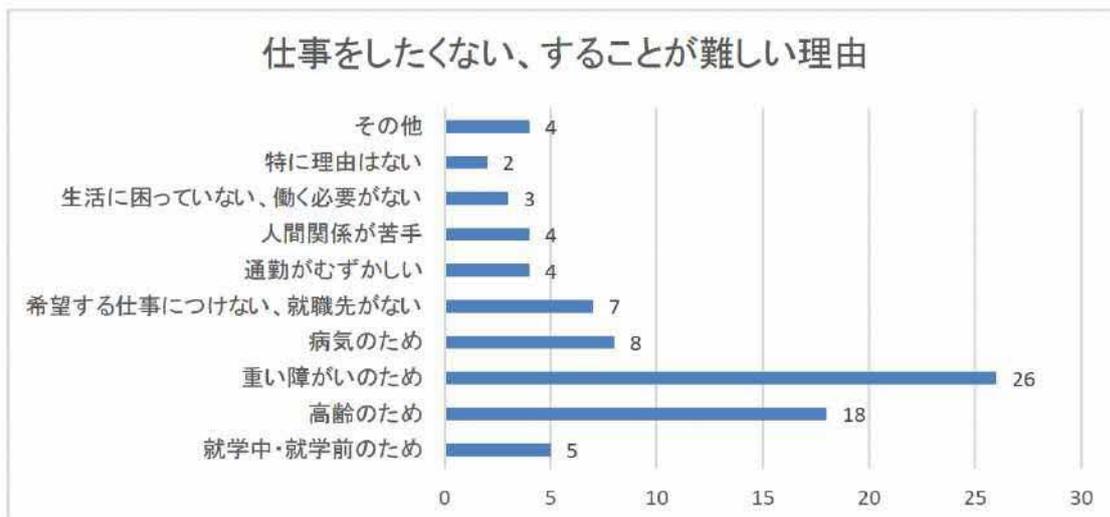
「その他」の理由としては、「高齢のためことわられる」や「小中学生など就学中のため」など年齢要件が多かった。



【問15で「2 仕事をしたくない、することがむずかしい」と答えた方にお聞きします。】

問17 仕事をしたくない、することが難しい理由をお答えください。(当てはまる番号すべてに○)

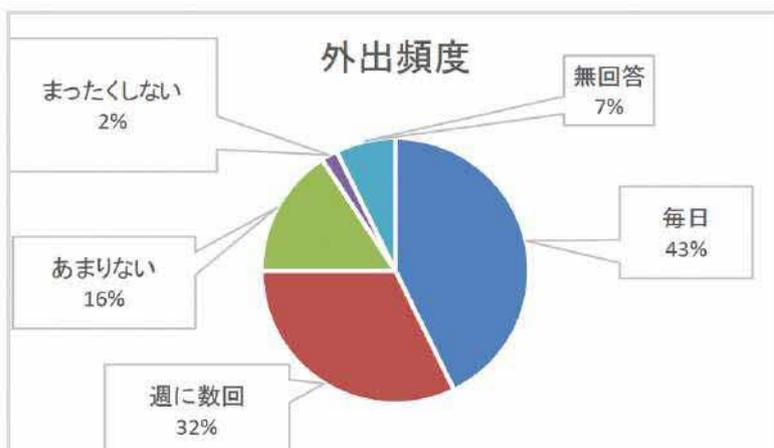
理由として、「重い障がい」や「高齢」を挙げた人が多かった。



## 4. 外出・社会参加の状況についてお聞きします

問18 あなたは1週間にどのくらい外出しますか。(〇は1つ)

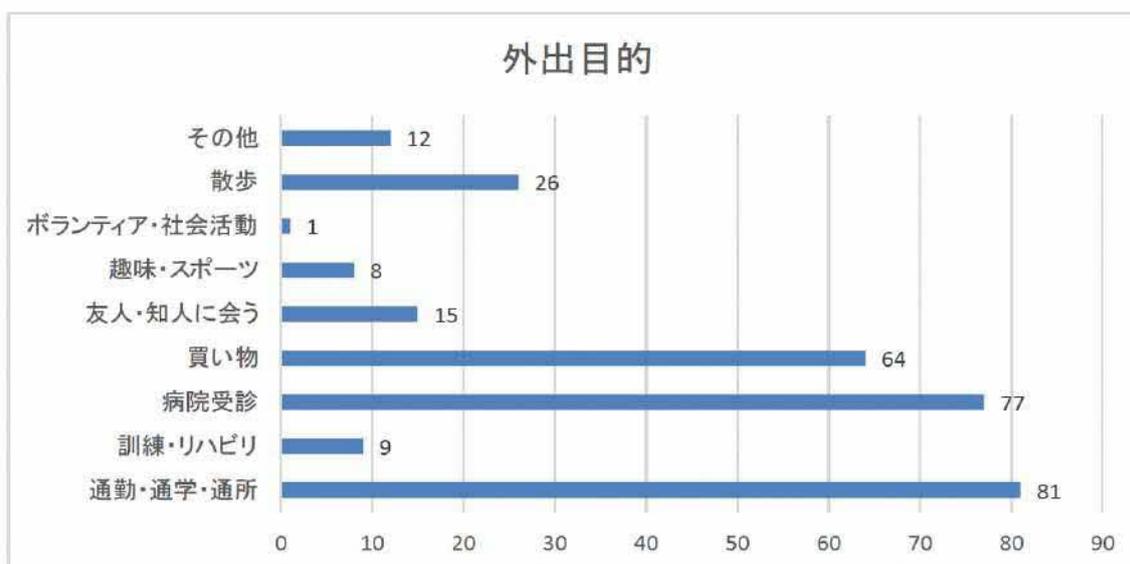
「毎日」、「週に数回」が75%を占めた



【問18で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。】

問19 どのような目的で外出することが多いですか。(当てはまる番号すべてに〇)

外出の目的は、「通勤・通学・通所」、「病院受診」、「買い物」が多かった。



「その他」は、「リラックスするため」、「イベント」、「リカバリーしりべしへ行く」、「日中一時支援の事業所へいき、職場ではない人と交流する」、「実家に帰省」、「手話サークル」、「施設でドライブ」、「デイケア」、「習い事等」、「デイサービス」

【問18で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。】

問20 外出の際に利用する主な交通手段は何ですか。(当てはまる番号すべてに○)

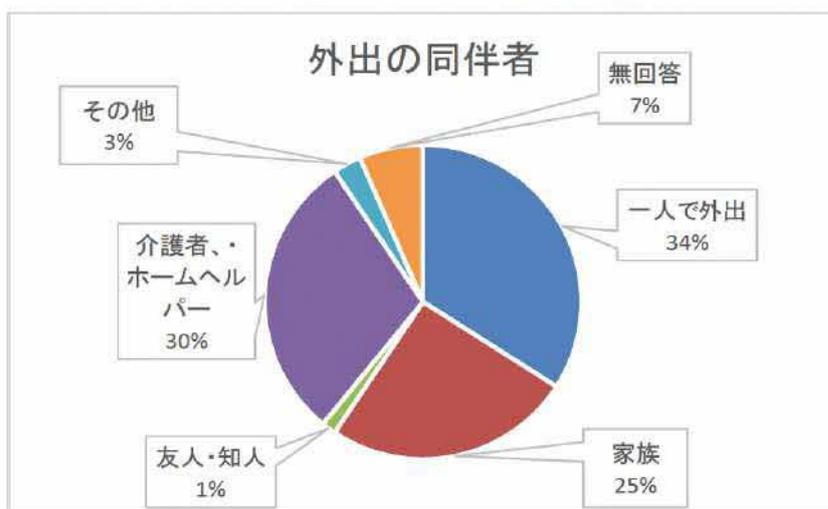
外出手段としては、「徒歩」や「家族、知人が運転する自動車」、「公共交通機関」が多い。「その他」は、施設・作業所の送迎車やスクールバスの利用。



【問18で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。】

問21 外出する際は、主にどなたと一緒にですか。(○は1つ)

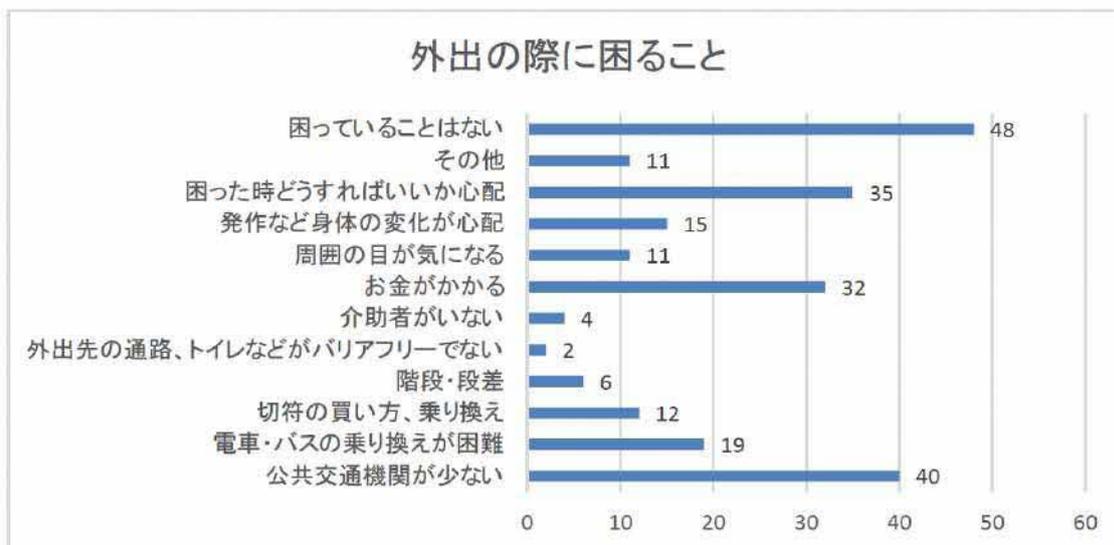
「家族」や「介護者、ヘルパー」などの同伴者と外出する方が半数以上を占めた。「一人で外出」する人も3割強を占めた。



【問18で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。】

問22 外出の際に困ることがありますか。(当てはまる番号すべてに○)

「困っていることはない」、「公共交通機関が少ない」との回答が多かった。

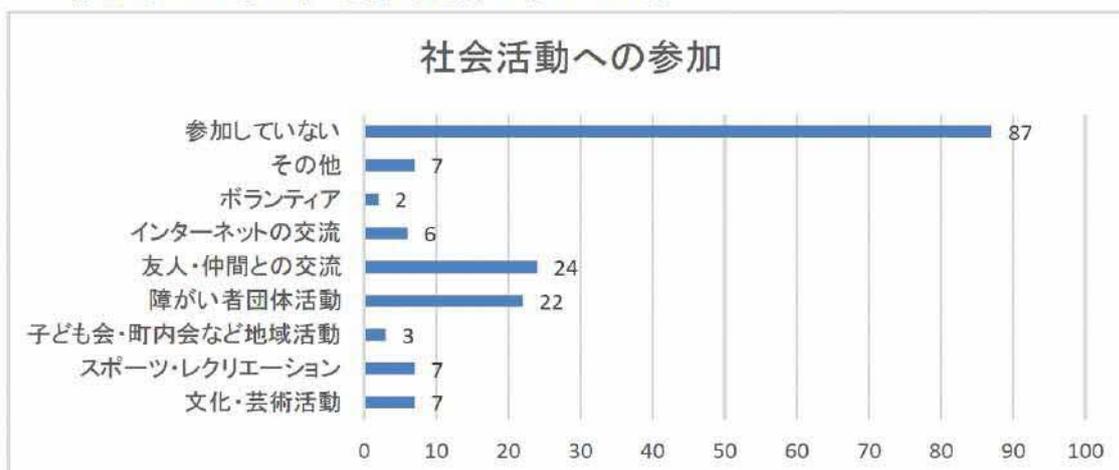


「その他」の意見では、「手話がつうじない」、「介助者の日程に合わせなければならない」「一人では外出できない」、「対応してくれる事業所が少ない」、「小樽札幌への移動対応がむずかしい」、「余市以外通院1,000円。余市2か所70円」、「駐車場がない」、「公共交通機関が周囲になく、主に自家用車」、「重い障害で一人では無理」、「歩くのが大変」、「役場などエレベーターがない」、「手話がつうじない」との記載があった。

【すべての方にお聞きします。】

問23 あなたは現在、どのような社会活動に参加していますか。(当てはまる番号すべてに○)

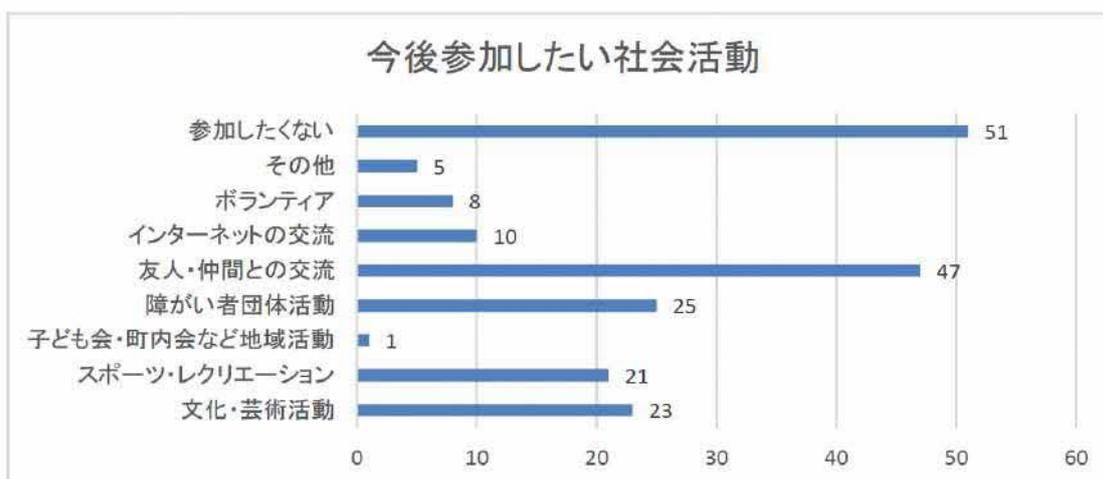
「参加していない」と答えた方が多かった。



「その他」では、「患者会の活動に協力」、「学校での部活動」、「リハビリ」、「コロナで活動できていない」、「福祉の介護者と週一位体育館にいきウォーキングやストレッチをする」との記載があった。

問24 あなたは今後、どのような社会活動に参加したいと思いますか。（当てはまる番号すべてに○）

「参加したくない」が多いが、問23の「参加していない」よりも件数が減少しており、今は参加していないが、今後は参加したいと考えている方が一定数いると見込まれる。スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動と答えた数が問23と比べ増えている。



「その他」では、「いまのままでもいい」、「やりたいことはあるけれど、どうやって参加したらよいかわからない」、「出来ない」との記載があった。

## 5. 福祉サービスの利用状況や利用意向についてお聞きします

問25 あなたは次の福祉サービスを利用したことがありますか。また、これから利用する予定はありますか。(1)～(32)のサービスごとに、利用の有無、今後の利用意向についてそれぞれ1つずつ○をつけてください。

利用が多いサービスは「計画相談支援」であった。今後の利用意向については、グループホーム、福祉タクシーの利用希望が多くみられた。また、施設入所者については、今後も「利用したい」が12件、「利用したくない」は14件であった。

サービス種類	利用の有無	今後の利用意向
居宅介護(ホームヘルプ)	<p>居宅介護</p> <p>無回答 22%</p> <p>利用あり 12%</p> <p>利用なし 66%</p>	<p>居宅介護</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用したい 15%</p> <p>利用予定なし 59%</p>
重度訪問介護	<p>重度訪問介護</p> <p>無回答 23%</p> <p>利用あり 2%</p> <p>利用なし 75%</p>	<p>重度訪問介護</p> <p>無回答 27%</p> <p>利用したい 7%</p> <p>利用予定なし 66%</p>
同行援護	<p>同行援護</p> <p>無回答 24%</p> <p>利用あり 1%</p> <p>利用なし 75%</p>	<p>同行援護</p> <p>無回答 29%</p> <p>利用したい 3%</p> <p>利用予定なし 68%</p>

<p>行動援護</p>	<p>行動援護</p> <p>無回答 22%</p> <p>利用あり 9%</p> <p>利用なし 69%</p>	<p>行動援護</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用したい 14%</p> <p>利用予定なし 60%</p>
<p>重度障害者等 包括支援</p>	<p>重度障害者等包括支援</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用あり 0%</p> <p>利用なし 74%</p>	<p>重度障害者等包括支援</p> <p>無回答 28%</p> <p>利用したい 7%</p> <p>利用予定なし 65%</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>施設入所支援</p> <p>無回答 23%</p> <p>利用あり 17%</p> <p>利用なし 60%</p>	<p>施設入所支援</p> <p>無回答 27%</p> <p>利用したい 16%</p> <p>利用予定なし 57%</p>
<p>短期入所（シ ョートステイ）</p>	<p>短期入所</p> <p>無回答 23%</p> <p>利用あり 4%</p> <p>利用なし 73%</p>	<p>短期入所</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用したい 14%</p> <p>利用予定なし 60%</p>
<p>療養介護</p>	<p>療養介護</p> <p>無回答 23%</p> <p>利用あり 4%</p> <p>利用なし 73%</p>	<p>療養介護</p> <p>無回答 28%</p> <p>利用したい 7%</p> <p>利用予定なし 65%</p>

<p>せいかつかいご 生活介護</p>	<p>生活介護</p> <p>無回答 21%</p> <p>利用あり 19%</p> <p>利用なし 60%</p>	<p>生活介護</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用したい 24%</p> <p>利用予定なし 50%</p>
<p>じりつせいかつせんじょ 自立生活援助</p>	<p>自立生活援助</p> <p>無回答 22%</p> <p>利用あり 5%</p> <p>利用なし 73%</p>	<p>自立生活援助</p> <p>無回答 31%</p> <p>利用したい 10%</p> <p>利用予定なし 59%</p>
<p>きょうどうせいかつせんじょ 共同生活援助 (グループホーム)</p>	<p>共同生活援助</p> <p>無回答 21%</p> <p>利用あり 24%</p> <p>利用なし 55%</p>	<p>共同生活援助</p> <p>無回答 28%</p> <p>利用したい 37%</p> <p>利用予定なし 35%</p>
<p>じりつくんれん 自立訓練</p>	<p>自立訓練</p> <p>無回答 22%</p> <p>利用あり 7%</p> <p>利用なし 71%</p>	<p>自立訓練</p> <p>無回答 33%</p> <p>利用したい 8%</p> <p>利用予定なし 59%</p>
<p>しゅうろういこうしえん 就労移行支援</p>	<p>就労移行支援</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用あり 7%</p> <p>利用なし 67%</p>	<p>就労移行支援</p> <p>無回答 35%</p> <p>利用したい 8%</p> <p>利用予定なし 57%</p>

<p>就労継続支援 (A型、B型)</p>	<p>就労継続支援(A型、B型)</p> <p>無回答 22%</p> <p>利用あり 38%</p> <p>利用なし 40%</p>	<p>就労継続支援(A型、B型)</p> <p>無回答 30%</p> <p>利用したい 34%</p> <p>利用予定なし 36%</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>就労定着支援</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用あり 3%</p> <p>利用なし 71%</p>	<p>就労定着支援</p> <p>無回答 35%</p> <p>利用したい 10%</p> <p>利用予定なし 55%</p>
<p>計画相談支援</p>	<p>計画相談支援</p> <p>無回答 19%</p> <p>利用あり 66%</p> <p>利用なし 15%</p>	<p>計画相談支援</p> <p>無回答 27%</p> <p>利用したい 60%</p> <p>利用予定なし 13%</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>地域移行支援</p> <p>無回答 24%</p> <p>利用あり 10%</p> <p>利用なし 66%</p>	<p>地域移行支援</p> <p>無回答 31%</p> <p>利用したい 16%</p> <p>利用予定なし 53%</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>地域定着支援</p> <p>無回答 24%</p> <p>利用あり 12%</p> <p>利用なし 64%</p>	<p>地域定着支援</p> <p>無回答 32%</p> <p>利用したい 20%</p> <p>利用予定なし 48%</p>

<p>児童発達支援</p>	<p>児童発達支援</p> <p>無回答 36%</p> <p>利用あり 13%</p> <p>利用なし 51%</p>	<p>児童発達支援</p> <p>無回答 41%</p> <p>利用したい 5%</p> <p>利用予定なし 54%</p>
<p>医療型児童発達支援</p>	<p>医療型児童発達支援</p> <p>無回答 37%</p> <p>利用あり 4%</p> <p>利用なし 59%</p>	<p>医療型児童発達支援</p> <p>無回答 41%</p> <p>利用したい 2%</p> <p>利用予定なし 57%</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>放課後等デイサービス</p> <p>無回答 35%</p> <p>利用あり 16%</p> <p>利用なし 49%</p>	<p>放課後等デイサービス</p> <p>無回答 40%</p> <p>利用したい 7%</p> <p>利用予定なし 53%</p>
<p>障害児相談支援</p>	<p>障害児相談支援</p> <p>無回答 36%</p> <p>利用あり 14%</p> <p>利用なし 50%</p>	<p>障害児相談支援</p> <p>無回答 41%</p> <p>利用したい 9%</p> <p>利用予定なし 50%</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p>無回答 36%</p> <p>利用あり 0%</p> <p>利用なし 64%</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p>無回答 41%</p> <p>利用したい 1%</p> <p>利用予定なし 58%</p>

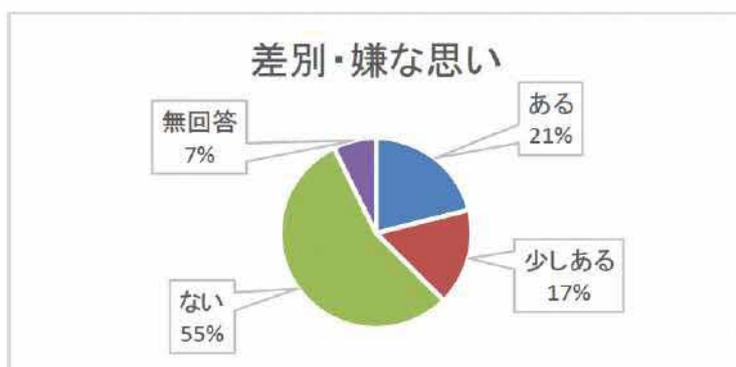
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>保育所等訪問支援</p> <p>無回答 37%</p> <p>利用あり 3%</p> <p>利用なし 60%</p>	<p>保育所等訪問支援</p> <p>無回答 41%</p> <p>利用したい 2%</p> <p>利用予定なし 57%</p>
<p>福祉型児童入所施設</p>	<p>福祉型児童入所施設</p> <p>無回答 37%</p> <p>利用あり 0%</p> <p>利用なし 63%</p>	<p>福祉型児童入所施設</p> <p>無回答 41%</p> <p>利用したい 1%</p> <p>利用予定なし 58%</p>
<p>補装具の交付・修理</p>	<p>補装具の交付・修理</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用あり 5%</p> <p>利用なし 69%</p>	<p>補装具の交付・修理</p> <p>無回答 34%</p> <p>利用したい 3%</p> <p>利用予定なし 63%</p>
<p>日常生活用具の給付・貸与</p>	<p>日常生活用具の給付・貸与</p> <p>無回答 25%</p> <p>利用あり 8%</p> <p>利用なし 67%</p>	<p>日常生活用具の給付・貸与</p> <p>無回答 35%</p> <p>利用したい 6%</p> <p>利用予定なし 59%</p>
<p>移動支援(ガイドヘルパー)</p>	<p>移動支援(ガイドヘルパー)</p> <p>無回答 26%</p> <p>利用あり 11%</p> <p>利用なし 63%</p>	<p>移動支援(ガイドヘルパー)</p> <p>無回答 34%</p> <p>利用したい 15%</p> <p>利用予定なし 51%</p>

<p>手話通訳 派遣</p>	<p>手話通訳の派遣</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>29%</td></tr> <tr><td>利用あり</td><td>3%</td></tr> <tr><td>利用なし</td><td>68%</td></tr> </table>	無回答	29%	利用あり	3%	利用なし	68%	<p>手話通訳の派遣</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>35%</td></tr> <tr><td>利用したい</td><td>3%</td></tr> <tr><td>利用予定なし</td><td>62%</td></tr> </table>	無回答	35%	利用したい	3%	利用予定なし	62%
無回答	29%													
利用あり	3%													
利用なし	68%													
無回答	35%													
利用したい	3%													
利用予定なし	62%													
<p>日中一時支援 事業</p>	<p>日中一時支援事業</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>25%</td></tr> <tr><td>利用あり</td><td>10%</td></tr> <tr><td>利用なし</td><td>65%</td></tr> </table>	無回答	25%	利用あり	10%	利用なし	65%	<p>日中一時支援事業</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>33%</td></tr> <tr><td>利用したい</td><td>10%</td></tr> <tr><td>利用予定なし</td><td>57%</td></tr> </table>	無回答	33%	利用したい	10%	利用予定なし	57%
無回答	25%													
利用あり	10%													
利用なし	65%													
無回答	33%													
利用したい	10%													
利用予定なし	57%													
<p>地域活動支援 センター</p>	<p>地域活動支援センター</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>25%</td></tr> <tr><td>利用あり</td><td>12%</td></tr> <tr><td>利用なし</td><td>63%</td></tr> </table>	無回答	25%	利用あり	12%	利用なし	63%	<p>地域活動支援センター</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>33%</td></tr> <tr><td>利用したい</td><td>16%</td></tr> <tr><td>利用予定なし</td><td>51%</td></tr> </table>	無回答	33%	利用したい	16%	利用予定なし	51%
無回答	25%													
利用あり	12%													
利用なし	63%													
無回答	33%													
利用したい	16%													
利用予定なし	51%													
<p>福祉タクシー の利用助成</p>	<p>福祉タクシーの利用助成</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>26%</td></tr> <tr><td>利用あり</td><td>2%</td></tr> <tr><td>利用なし</td><td>72%</td></tr> </table>	無回答	26%	利用あり	2%	利用なし	72%	<p>福祉タクシーの利用助成</p> <table border="1"> <tr><td>無回答</td><td>30%</td></tr> <tr><td>利用したい</td><td>24%</td></tr> <tr><td>利用予定なし</td><td>46%</td></tr> </table>	無回答	30%	利用したい	24%	利用予定なし	46%
無回答	26%													
利用あり	2%													
利用なし	72%													
無回答	30%													
利用したい	24%													
利用予定なし	46%													

## 6. 人権・権利擁護、困りごとの相談についてお聞きします

問26 あなたは、これまで障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(〇は1つ)

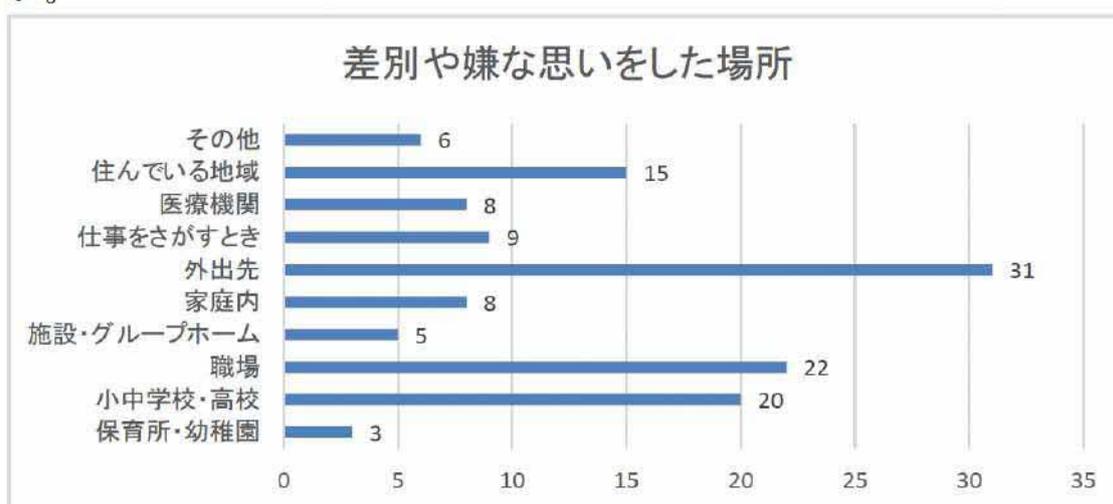
「ない」方が半数以上だが、「ある」、「少しある」と答えた方が38%あった。



【問26で「1 ある」または、「2 少しある」と答えた方にお聞きします。】

問27 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(当てはまる番号すべてに〇)

差別や嫌な思いをした場所として、外出先や、職場、学校等と答えた方が多い。

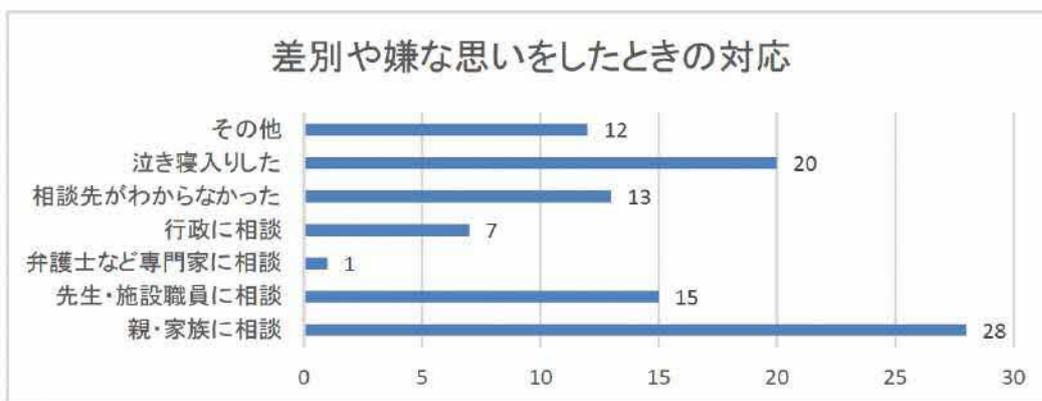


「その他」では、「2型就労支援所」、「うわさの流布、からかう態度」、「買い物に車いすのままでいったらにらまれました」、「夫」、「インターネット」との記載があった。

【問26で「1 ある」または、「2 少しある」と答えた方にお聞きします。】

問28 その時、あなたはどのような対応をされましたか。(当てはまる番号すべてに○)

「親・家族に相談」が多い一方、「泣き寝入りした」との回答も多かった。

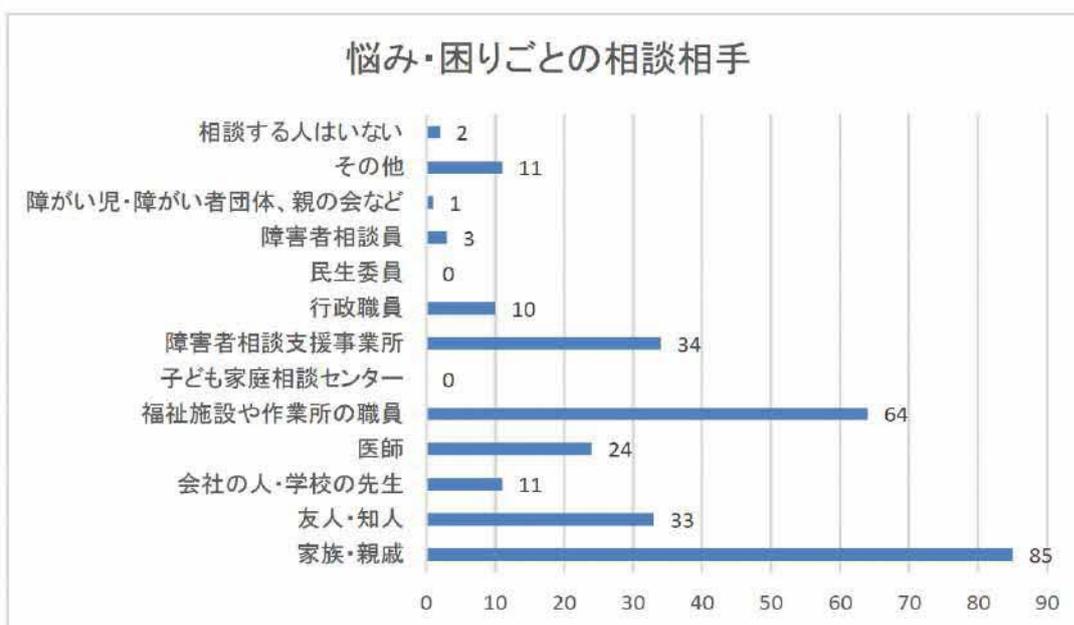


「その他」では、「友達に相談した」、「地域生活支援センターの職員に相談した」、「役場の職員に相談した」、「噂の精査」、「関わりのある支援者に相談し聞いてもらった」、「精神科病院」、「友達に相談した」、「むしをしてにらみかえした」、「なにもしない」、「自傷」、「知人の紹介で相談先がわかった」との記載があった。

【すべての方にお聞きします。】

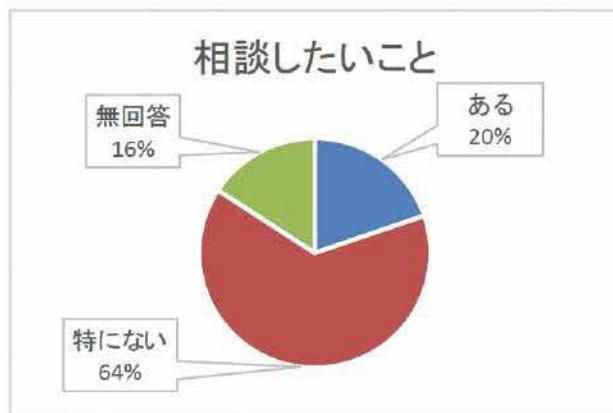
問29 悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。(○は主なもの3つ以内)

家族や施設職員に相談する方が多かった。



「その他」では、「地域生活支援センターの職員」、「しんしり」、「ケアマネージャー」、「グループホームの人」、「町議」、「世話人さん」、「病院の相談員」との記載があった。

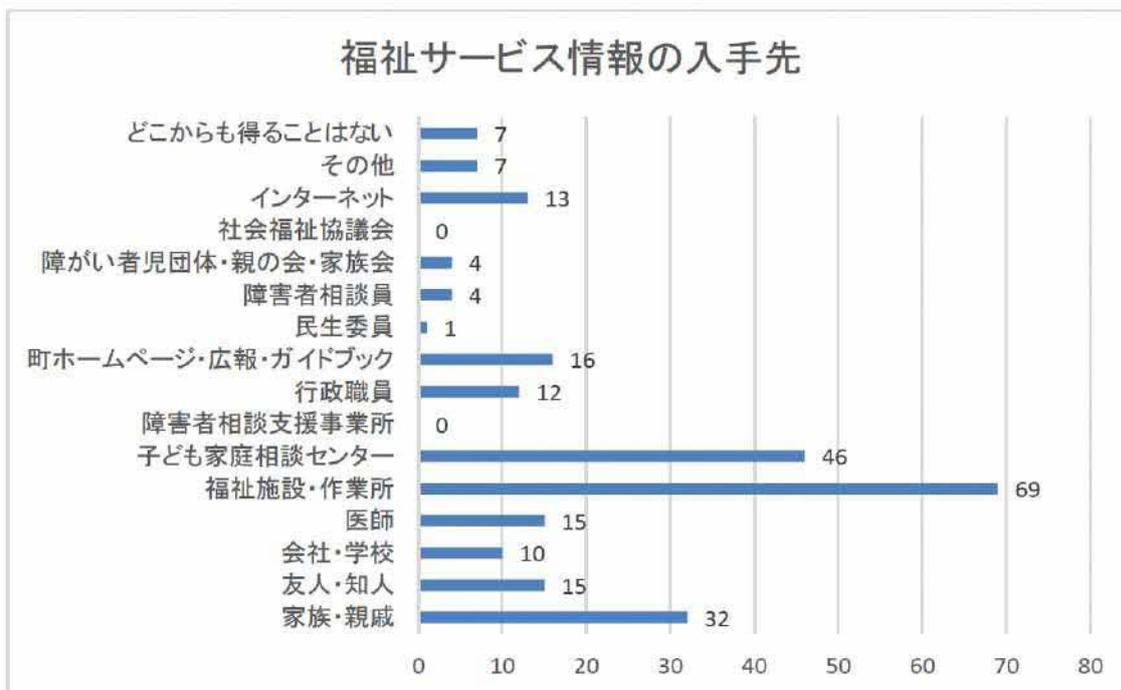
問30 現在、障がいに関することなどで相談したいことはありますか。(〇は1つ)



## 7. 福祉サービスなどの情報入手についてお聞きします

問31 あなたやご家族は、福祉に関する情報をどこから得ますか。(〇は主なもの3つ以内)

施設入所や作業所に通っている方は、施設の職員から情報を得ている。

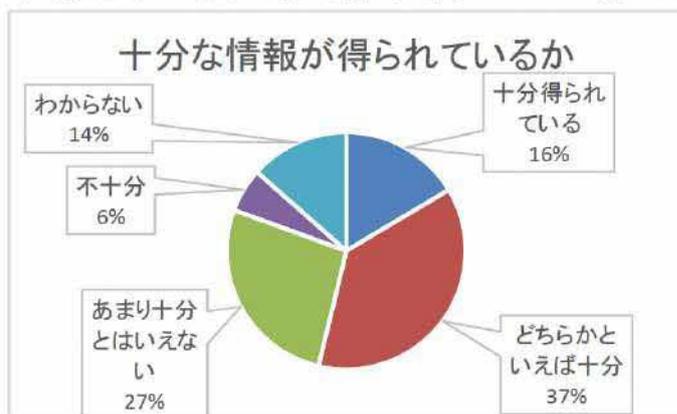


「その他」では、「グループホームの人」、「本」、「ヘルパーや訪問看護師」、「地域包括支援センター、母子通園センター」、「病院入院中におしえてもらいました」、「支援センター」、「ケアマネ」との記載があった。

【問31で「1」～「15」と答えた方にお聞きします。】

問32 上記の入手先からは、情報が十分得られていると感じますか。(〇は1つ)

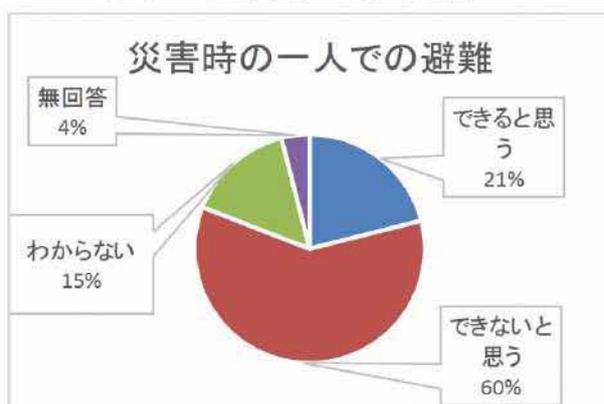
「十分」、「どちらかといえば十分」が半数を超えるが、「不十分」、「あまり十分とはいえない」と答えた方が33%あった。



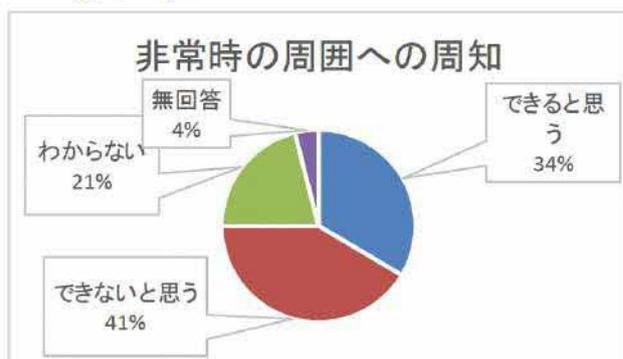
8. 災害時の対応についてお聞きします

問33 火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できますか。(〇は1つ)

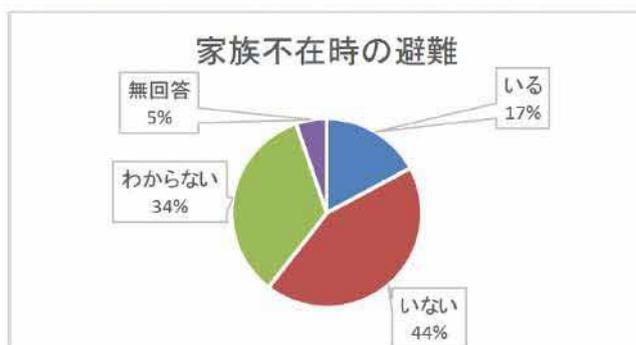
「できないと思う」と答えた方が60%を占めた。



問34 火事等の非常時に、あなたは周囲の人に知らせることができますか。(〇は1つ)

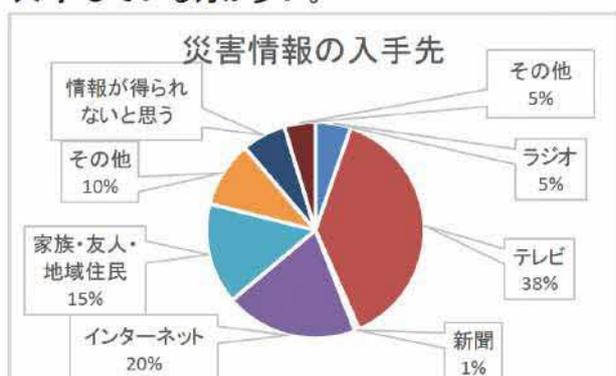


問35 家族が不在の場合または一人暮らしの場合、近所にあなを助けてくれる人はいますか。(〇は1つ)



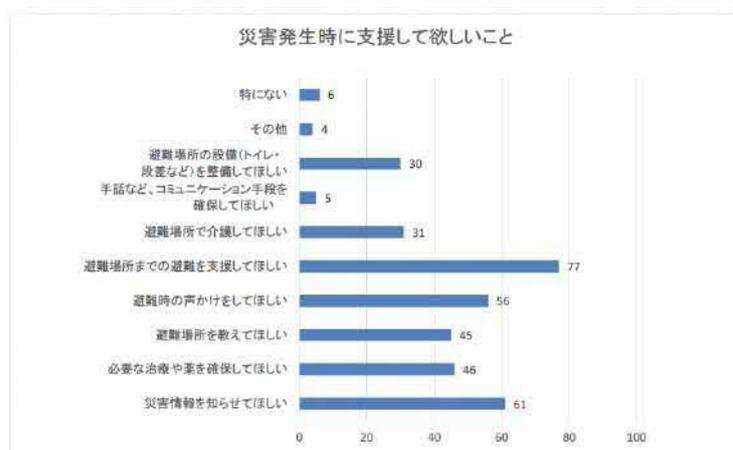
問36 災害が発生した時、災害の情報は何かから得ると思いますか。(〇は1つ)

災害情報は、「テレビ」、「インターネット」、「家族・友人・地域住民」から入手している方が多い。



問37 あなたが、災害発生時に支援してほしいことは、何ですか。(〇は主なものの3つ以内)

「避難の支援」や「災害情報をしらせてほしい」、「避難時の声かけをしてほしい」との回答が多かった。

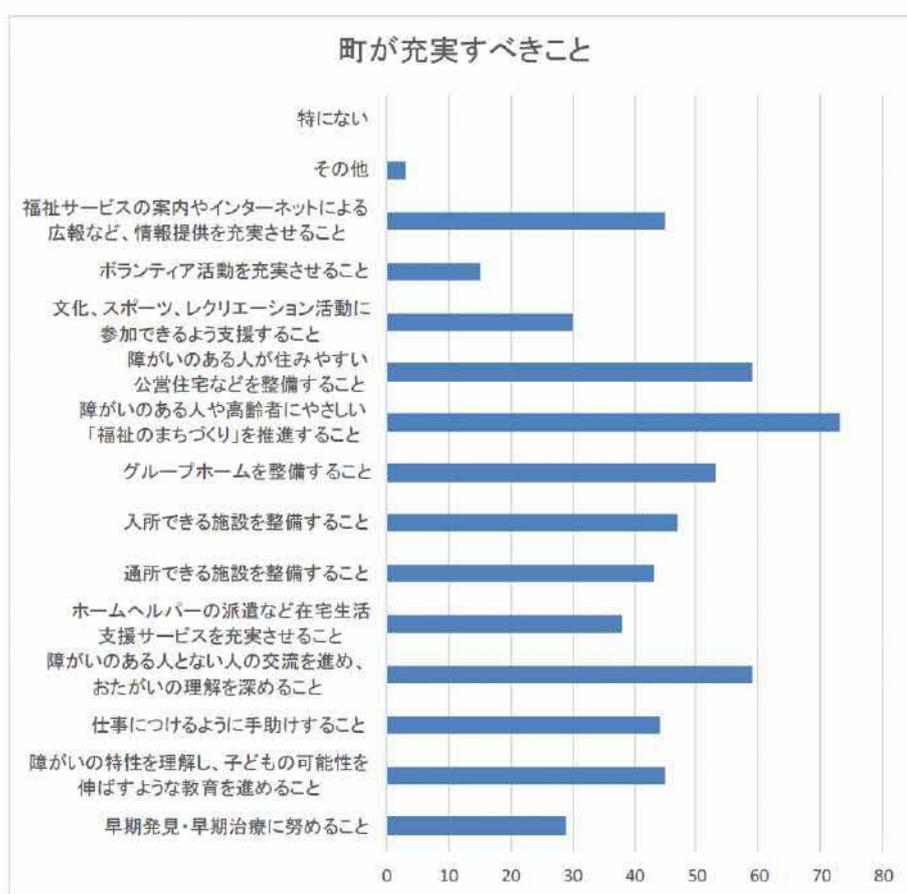


「その他」では、「どうせなにもしてくれない」、「人が多かたり騒がしいと不安になるので静かな所に避難したい」との記載があった。

## 9. 福祉施策などのことについてお聞きします

問38 今後、障がいのある人の施策を進めていくにあたって、町は特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか。（当てはまる番号すべてに○）

「障がいのある人や高齢者にやさしい福祉のまちづくり」、「障がいの有る人となない人の交流」と答えた方が多かった。



「その他」では、「精神の障害・外科（足の変形せいかんせつ性など）共有した相談をしてくれる場所がほしい」、「道場で古伝空手の大東流などで心をたしなむこと」との記載があった。

問39 最後に、町の障がいのある人の施策に関してご意見やご要望、ご提案などがございましたら、ご自由にお書きください。

下記のとおりご意見・要望等の記載があった。

1	余市には土地があるのだから感謝して神道的な事が大事だと思う。アイヌ文化が大東流合気柔術を基にして町のみなを心で学ばせ自然に感謝をしてひのころもなど兵法など心の窓をあける。
2	みんなが対立せず調和して切磋琢磨に感謝してお天道様に感謝して国を天照を大事にして皆が和合できる町であるからめいきょうしすいである。
3	福祉施設の充実をしてほしい、特に事務的な部分。
4	練習すればバスやJRにもっと乗れるようになるので、一緒に練習してほしい。プールやスケート、ボーリングなどに一緒に行ってほしい。札幌まで買い物に行くときは、痙攣がおきるとこわいので、車でつれて行ってほしい。絵を書いたり音楽を楽しんだり、物を作ったりできるかよえるところがほしい。大学にいきたい。学校に通ってつくった物を学校祭で売りたい。
5	町の健全者と障害のある人との交流会で経験したことを教えあう。また、要望や情報交換を共有。健全者も障害者も良好なコミュニケーションを保てる暮らしがしたい。
6	情報を教えてくれれば必要に応じて利用できるのありがたい。
7	在宅生活を支援してもらっているが人手不足ときいている、もっと充実してほしい。
8	日本は人助けのランキングが最下位。昔の「働かざる者は食べるべからず」が根底にあるのだろうか。精神の薬で両足が変形性ひざ関節症になってしまった。他に精神の薬を飲むと、緑内障になると言われているが、今年緑内障になってしまった。生活保護はどこの病院にいても、無料だが障がい年金の人は(私は)何科の病院に行っても3割なので月6万数千円で、とても苦しい。私は双極性なので気分が波があり今日は比較的体調がよかったのでやっとアンケートに書くことができました。
9	病院へ行く場合は車を使用できるのですが、銀行など自分の要件の時に足が悪いので車を使えるとよいと思います。
10	障害があっても住みやすいまちにしてください。

11	どんなサービスを余市町で受けられるのか何もわかりません。冊子などないのでしょうか？以前いた場所ではわかりやすい冊子がありました。
12	障害があってもなくてもみんなが住みやすい町になっていくとうれしいです。
13	24時間世話人（支援員、夜勤者）がいるグループホームや生活介護の事業所が増えてほしい。将来の選択肢が増えてほしい。土日の余暇を充実させたい、親が連れて歩く以外ほぼ自宅で過ごしています。親以外と歩ける余暇支援的なサービスをやっている所が余市には少ないようです。気軽に利用できる所があるといいと思います。お祭り、映画、イベント、カラオケ、買い物、コンサートなど、親が元気ならいいのですが、親がいなくなったらどこにも行けないのが不安になります。
14	グループホームを増やしてほしい。特に小樽などに通勤するのにバスやJRを利用しやすい場所や食事や家事支援のみあると助かります。軽度の方が多いいホームがほしいですね。
15	所得制限の撤廃。
16	地区によることかもしれないけど、余市町内にグループホームがあると助かるのではないだろうか。
17	障害で糖尿病があり、インシュリンの注射をしていると、注射が医療行為のため看護付きのところでないとグループホームに入りたくてもはいれません。病気のある人のためのグループホームを整備してほしいです。
18	どんな障害でも同じく割引など受けれたらいい、バス代とか入場料金。
19	ポストに投函する日数が少なくて書くのにおいこまれるので早めに調査票を送ってほしいです。11月27日～12月7日は少し短いです。
20	幼少期の段階で手を打つべき。余市町が一番遅れており、きづいたときにはもう・・・というようなかたが多いと言われました。学校でも授業にならないなど先生方もかわいそう。お互いがよい方向に向かっていける支援をしていただけたらよいと思います
21	道路にでこぼこがあつて歩きにくくて危ないです。福祉手当があつた方がいいです。
22	余市町にファミリーマートがあつてほしい。
23	余市駅にエレベーターがあつてほしい。道路をなおしてほしい。
24	交通の便が悪くて外出ができない。
25	これから将来に対して収入がないことの不安と親の収入だけでは生活ができなくなる不安。
26	軽度の場合の保証がないことと、情報がない。

27	<p>町の関連施設のお仕事など、作業所にさせてほしいです。清掃など社会とのつながりや本人の自信にもなります。余市町民のみなが住みやすく生活できる町であってほしい。</p>
28	<p>訪問介護(ヘルパー事業所)が少ない町なので事業所の選択が限られてしまう。医療機関の受診がスムーズにできるような町として対応できる施策を考えてほしい。重度障害があり自宅で安心してひとりぐらしを続けられる支援を考えてほしい。</p>
29	<p>役場にいきたくても急なスロープで雨風雪にはいけない。災害時も床ずれマットが必要で車イスに乗り続けられない、でこぼこでこわい。電車もなくさないでほしい。</p>
30	<p>通所や入所できる施設を増やしてほしい。短期入所やショートステイ急にも受け入れしてくれる場所がほしい。一人一人に目が届くように。</p>
31	<p>特にないが、質問。</p>
32	<p>内容が難しい。もう少し分かりやすいものにしてほしかった。</p>
33	<p>交通費の補助がほしい。</p>
34	<p>職業訓練校をつくってほしい。</p>
35	<p>ヘルパーさんは重要なので人材の育成に力をいれてほしい。賃金のアップも力をいれてほしい。</p>
36	<p>家は母子家庭です。今は私(母)が娘(障害)を働きながら見えています。一緒にくらししております。この先親は先になくなるので、娘一人が残るのがとても心配です。余市町高齢者の入所施設、グループホームはたくさんできています。高齢者(親)子供(障害者)が入居できて親の死後も安心できる場所ができることを希望します。みんなでささえあえる町になってほしいです。</p>
37	<p>町内の移動増やしてほしい。バス・タクシーなど。</p>
38	<p>アンケートむずかしかったです。本人ひとりで答えるのができない質問がありました。障がい者にたいしてわかりやすい方法でアンケートを聞いてもらいたいです。 何番と答えた方問1へとかはむずかしいです。できる方もいるとは思いますが理解する事が分からない方が多いと思います。家族が本人に代わってアンケートを答えるのも良いですが少し分からない質問があり、考えてしまう質問もありました。もう少し考えて質問して下さい。重度・障害者・(大人・本人)知的(大人・本人)など分けてアンケートを出したほうが良いと思います。</p>

39	<p>げんざいちゅうがくせい とくべつしえんがっきゅう こうりゅうがっきゅう ふたつ い きちゅう          現在中学性、特別支援学級と交流学級と二つのクラスを行き来中          いそがしそうです。それはいいのですが、たんいすう かんけい こうりゅうがっきゅう い          単位数の関係で交流学級に行          く日数に限りがあるそうで苦労していました。(担任の先生方が)。ちょうし          調子が          わる こうりゅうがっきゅう こ 悪い(交流学級の子となじめない)ならともかく、おお ぎょうじ まえ          大きな行事の前では          かのう かぎ す 可能な限りみなで過ごしたい、すごさせたいところですが、か あ          兼ね合いが          むずかし 難しいのですね。</p>
40	<p>つめ ひと          冷たい人がおおい。</p>
41	<p>くるま も しんたいしょうがいしゃ ジェイアールなど こうきょう の もの          車を持っていない身体障害者にとってバスJR等の公共の乗り物はな          くてはならないものです、ジェイアール はいせん もくぜん ひか いま ほんすう          JRの廃線を目前に控えている今バスの本数を          増やしていただきたいとせつに思います。おも じょうしゃけん つか          タクシー乗車券をたとえ使え          るとしてもやくば たいへん りよう 利用できることさえ知らない人が、ひと          たいはん おも 大半だと思。その点でももっと、てん アナウンスしてほしいです。</p>

しりょう  
資料4

だい き よいちちようしやう しやけいかく しやう ふくしけいかくおよ だい きしやう しふくしけいかくさくてい  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期 障がい児福祉計画策定にかかる  
アンケート調査(事業者用)

だい きよいちちようしやう しやけいかく しやう ふくしけいかくおよ だい き  
《第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期  
しやう しふくしけいかくさくてい ちやうさ しぎやうしやよう >  
障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査(事業者用)》

ちやう 町では、「第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉  
けいかく けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ど さくてい あ しょう ふくし  
計画」(計画期間：令和6年度～令和8年度)を策定するに当たり、障がい福祉サー  
びす等の利用実態や要望、課題等を把握するため、町内で実績のある事業者を対象  
に、アンケート調査を実施しました。

ちやうさきかん れいわ ねん がつ にち か がつ にち ちく  
◎調査期間 令和5年11月28日(火)～12月14日(木)

ちやうさだいしやうじぎやうしやう 調査対象事業所数	かいどうじぎやうしやう 回答事業所数	かいどうりつ 回答率
25	17	68%

ちやうさけつか がいよう  
【 調査結果の概要 】

じぎやうしや うんえいじやうきやうどう  
1 事業所の運営状況等について

どい ていきやう  
問1 提供しているサービス

アンケートを回答した事業者の提供サービスは、下記のとおり。

サービス種別	ていきやう 提供 じぎやうしやう 事業所数	サービス種別	ていきやう 提供 じぎやうしやう 事業所数
きょたくがいご 居宅介護	2	りやうやうかいご 療養介護	0
じゆうどほうちんかいご 重度訪問介護	1	きやうどうせいかつかいご 共同生活介護	5
どうこうえんご 同行援護	1	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	2
こうどうえんご 行動援護	0	じどうはつたつしえん 児童発達支援	2
じゆうどしやうがいしゆどうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	0	いりやうがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	0
せいかつかいご 生活介護	4	ほうかごどう 放課後等デイサービス	2
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	0	ほいくじやうほうちんしえん 保育所等訪問支援	1
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	0	きょたくほうちんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	0
しゆうろういこうしえん 就労移行支援	1	けいかくさうだんしえん 計画相談支援	3
しゆうろうけいぞくしえんえーがた 就労継続支援A型	1	しょう しぞうだんしえん 障がい児相談支援	2
しゆうろうけいぞくしえんびーがた 就労継続支援B型	4	さうだんしえんじぎやう 相談支援事業	2
たんきにゆうしよ 短期入所	0	ちいきかつどうしえん じぎやう 地域活動支援センター事業	3
サービス種別	ていきやう 提供 じぎやうしやう 事業所数	サービス種別	ていきやう 提供 じぎやうしやう 事業所数
コミュニケーション支援事業	0	にっちゅういちじしえんじぎやう 日中一時支援事業	0
いどうしえんじぎやう 移動支援事業	0		

問2 新たに提供予定のサービス

新たに提供予定のサービスがあると答えた事業者はありませんでした。

問3 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることで、問題を感じることで [3つまで]

事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」が12ヶ所と最も多く、次いで「利用者の確保が難しい」、「施設・設備の改善が難しい」、「事務作業量が多い」がそれぞれ8ヶ所となっています。

また、その他の意見として、「より質の高いサービス支援をするうえでも、グループホームのサービス単価等、改善や検討してもらいたいと思っている。より良い継続運営にしていくためにも」、「補助金の額がたりない」との意見も挙げられています。

2 サービス利用について

問4 利用者やその家族からあげられる苦情や相談 [3つまで]

利用者やその家族からの苦情や相談について、「サービスの内容に関するもの」が8ヶ所と最も多く、「利用手続きに関するもの」が3ヶ所、「費用負担に関するもの」、「施設・設備に関するもの」が2ヶ所あった。一方で、「特に苦情や相談はない」と答えた事業者が8ヶ所あった。

また、「その他」については、「経済的なこと、健康、医療、将来の住宅支援」、「家族に関する悩みこと・日常生活に関わる不安・心配事」が挙げられています。

問5 余市町全体で不足していると思われるサービスや支援

・眼科や耳鼻科が不足している。大病を見てもらえるような優秀な医師不足や病院不足。就労支援（精神障害等で普通に仕事はできないが、A型・B型では物足りなく、

- ・もう少し高度な就労先を作してほしい。
- ・利用者・家族の生活能力を向上させるサービス。訪問サービス（特に夜間や日祝）。通院を支援するサービス。
- ・就労の場（Bなども含めた）
- ・生活介護等で通える場（余暇的な支援を主として通える場）

- ・発達支援センター（障がいを持ってたりでこぼこ感のある子ども達が大人になるまで切れ目なく支援ができるような流れや仕組みづくり・受け入れ窓口）
- ・GH（住みなれた地域の中）少しずつ増えてきているとはいえ・・・
- ・訪問介護事業所における移動・移送サービス対応（重度の障がい者に対応してくれるサービス支援）福祉車両を含む。
- ・障がい分野に関する、デイサービス（入浴対応できる施設）
- ・計画相談を担う相談事業所及び相談支援専門員の数。
- ・行政内の障がい福祉担当職員数（不足だと感じる）。
- ・療育・発達支援サービスを提供する事業所と専門職員数。
- ・移動（車）サービス・通院等、外出時の行動援護、余暇支援。
- ・移動支援サービス、住居支援サービス、児童発達支援センター、相談窓口、ワンストップサービス、相談支援専門員、災害時の障がい者支援者（防災）
- ・ハローワークに障がいを持った方の専門の窓口がないためハローワークから新規の応募が一度もない。
- ・相談事業所、送迎サービス
- ・相談支援専門員
- ・グループホーム（特に精神障がいや精神疾患がある方を対象）
- ・シェアハウスや仲間と暮らせる終の棲家
- ・移動支援（特に小樽や札幌方面への移動）
- ・1つ1つの組織の事業についてはできる限りのサービス提供をできていると思うが、そこだけでは解決できない案件について、更に町民に満足してもらえるようなサービスを提案・提供できるよう、横のつながり（事業所又は国が提供するサービス）の強化や、様々なニーズに対応できるようなサービスのみなおと町民への周知。

## 問6 サービスや支援が足りていない原因

- ・事業所不足・人員不足はどの町村でも聞かれています。どこに相談したら良いかわからない方もいました。
- ・単純にサービス従事者が足りない。報酬が足りないことに加え、利用される方々の多くから、健康的・経済的・生活行為の実務的な効率性に対する知恵・関心の乏しさを感じます。町全体に、健康的に生活すること・合理性を尊ぶことを押し上げる動きが足りないために、利用者・従事者共に知識スキルが高まらず、サービスの効率性を低くしているように感じられます。
- ・ハード面の確保、人材の確保、経費、制度的なところでの考え方など。
- ・余市町の財政力・事業所(人手)不足・余市は地理的条件に恵まれ、住民に生活上

- の困り感が少ない。何かあれば小樽、札幌に行けば良いとなっているため、余市町では何とかしようという意識が芽生えにくかったと思います。・困っている人の届き、解決への手立てを講じるシステムがない。福祉事業者（当法人も）の取り組みも人出不足、建築費用の高騰などがあり、消極的になっている。
- ・移動・移送サービス（通院介助）については、介護・障がい福祉に関わらず利用される需要が高いことで、新規対象者が増加する一方で、事業所側の対応が間に合っていない。また、事業所側のマンパワー不足と車両の維持管理面で困難さがあると聞いている。介護保険分野でのデイサービス利用に関しては、一般的に制度上は知られており高齢者の利用は可能だが、障がい者（児）については、利用可能な施設が極端に限られており、日中一時支援利用に繋がりにくい。児童発達や療育サービスを開設（起業）するノウハウや専門知識・人材確保など、経営的な面でのリスクが高いなど諸問題が様々。障がい計画相談事業所が数少ないことで、今後は新規相談を受けられなくなる可能性がある。
  - ・GH・施設入所に多種多様な機能が求められる反面、現場は人員体制不足に悩んでいる。従事者定着・従事者確保が各事業者の努力だけでは事足りていない現場があるように感じる。
  - ・マンパワー不足、福祉職に就く人の不足。グループホームの不足、障がい者優先町営住宅の不足、民間不動産家賃が高値。子どもの発達についてや不登校、その他の相談をどこにしてよいかわからないと聞く。自分や家族の相談をどこにすればよいかわからない、役場の窓口もわかりづらくまわされた。と聞く。役場内の多課（他課）連携が図れてない。物価高騰もあり、移動支援サービス事業所も経営が大変、利用者負担も増加。年間相談件数に対して、支援を行う相談支援専門員が足りていない。障がい者のための防災訓練などの機会がない。又は周知不足。
  - ・上記のサービス事業所の絶対数が足りていない。なり手がいないことや、支援が多く必要な方に対する専門的な知識の向上の場や研修の場がない。
  - ・相談事業所が余裕があり、利用者・保護者・事業所との接点をより多く持ち、課題や問題・ニーズを一緒に考えられると事業所としては助かる。
  - ・人材不足・報酬が少なく、単体での運営が難しいため（収益性に課題）・事業の立ち上げ時、並びに持続可能な事業所運営を支えるための財政的支援（公的補助や助成）・福祉従事者への処遇の改善・障がい福祉に関する町の予算が少ない。
  - ・相談や困り事を抱えた方を総合的に受け入れるための窓口。福祉的な相談であれば、その窓口に行くとアドバイスや必要な手続きを案内・紹介してもらえると、誰もが分かりやすい仕組み作りと町民への周知。事業所間のつながりの強化。”みんなが1人のためにできることを考える体制”
  - ・ハード面の確保。予算の計画（優先順位度の考え方）。経費。
  - ・余市町で営業している業者の減少。経済悪化により障害者を雇える業者が

すく  
 少なくなった。  
 きょういっかんきょう すく しょくいん ば な こんなんじれい たい そうだん ば  
 ・教育環境が少ない（職員のスキルアップの場が無い）。困難事例に対し相談の場  
 が無い。答えにはなっていないが福祉の担い手が育つ要素が何も無いと思います。

### 3 災害時の協力について

#### 問7 災害時の利用者（契約者）に対して可能な支援【複数回答】

さいがいじ りようしや けいやくしや たい しえん りようしや あんひかくにん りようしや  
 災害時の利用者（契約者）に対する支援について、「利用者の安否確認」、「利用者  
 への継続支援」が14ヶ所と最も多く、「避難所への職員等の派遣」が7ヶ所  
 となっています。

また、その他「特別な配慮が必要な方の支援（利用者の情報、障がい特性の  
 理解促進、台帳作成協力、周知、相談支援、メンタルケアなど）」、「災害時の  
 状況によりできる支援は大きく異なるため、回答困難です。例えば、利用者も  
 従事者の生活が安定しているのであれば、避難所内でのサービス提供も可能か  
 と考えます。」との意見も挙げられています。

#### 問8 災害時の利用者（契約者）以外の障がい者に対して可能な支援【複数回答】

さいがいじ りようしや けいやくしや いがい しょう しゃ たい しえん にっちゅう  
 災害時の利用者（契約者）以外の障がい者に対する支援について、「日中の  
 受入」が7ヶ所と最も多く、次いで「施設（場所）の提供」が6ヶ所となっ  
 ています。また、「その他」として、「問7同様ですが、仮に現場契約者が全員  
 無事でサービス提供を要していた場合だと、マンパワー的に契約者以外の方に  
 割く力は残らないと考えられます。」との意見などが挙げられています。

#### 問9 災害時の支援体制に係る施設内での取り決めの有無

かいどうないよう 回答内容	しぎょうしやすう 事業者数
ある	10
けんとうちゅう 検討中	6
ない	1

#### 4 今後の障がい者施策に求めるものについて

##### ① 福祉施策

- 余市町は資源も豊富だったり、町としてもいろいろなことができる要素を持って  
いる街なのかなと感じている。障害に特化ではないが、障がいを持った方達と  
高齢者のかかわりとか、外出支援や余暇支援など、有償ボランティア制度やガ  
イドヘルパー制度など、お互いを支えあう、お互いを知るなどの機会を継続でき  
るような施策があってもよいのかなと感じる。
- 人口減少による中、福祉サービスをどのように継続をしていくか、障がい以外  
の高齢・子供等を含めて全町的な協議が必要だと思います。
- 子どもから高齢者にいたる障がい者（児）並びにその家族が何らかのサービ  
スを希望する際に、関係機関を通じた情報の共有が必要不可欠です。また、制度上  
のサービス内容を利用したくても、対応可能な事業所が町にない場合があります。
- 福祉従事者の待遇、社会的地位の向上
- 地域のネットワーク強化、障がい者も児童から高齢者まで年齢も幅広く、病気や  
とくせい、症状、生活スタイルも違います。介護窓口や他の窓口を分けず、相談窓口  
をわかりやすく一本化して行政多課多職種連携し、ゆりかごから墓場まで、つ  
なげられる体制整備、地域づくりが必要。
- 公共交通機関利用時の障がい者への交通費補助。
- 余市町として障がい者に対して様々な面でのバックアップや協力が、現場か  
ら全く見えていない。住居・働く（仕事・作業）等々、施設や事業所が孤立し  
ている。
- 子育て推進課と福祉課、課が分かれていてどちらにも関係があるという場合に、  
少々面倒な面があると、町民から聞いたことがあります。

##### ② 保健・医療

- 多くの方が、医療機関を「病気になったら薬をもらいに行くところ」と認識し、  
医療現場でもその対応に終始しているような印象があります。予防医療や健康  
教育の場としての機能を高めていただきたいと思います。
- 幼児期から高校卒業までを一貫して支援する発達支援の仕組みがあると良いで  
す。それは全ての家庭への子育て支援です。
- 余市町外への医療機関受診について、公共交通機関を利用できない障がい者  
（児）が多いです（家族対応も困難）。障がいがあっても福祉施策の下、安心し  
て医療機関を受診できる仕組み作りが必要と感じます。
- 保健師の児童発達支援は就学までは積極的に活動されているが、その後の支援

- 活動やひきつぎが難しい状況であるとを感じる。不登校児や児童の家族や思春期の相談などはどこにしてよいかわからない。と聞く。発達支援センター機能強化を望む。
- 障害者施設で働く人材の確保が難しい中、健康診断等の引率業務が職員数の少なさもあり、ひっ迫しています。一度に大人数を診てもらえるようにできればありがたいです。
  - 障がい者を診察できる歯医者、重度利用者は札幌まで行かなければならない。
  - 健診時に子供の悩み等を相談する窓口があるとよいと思う。(可能であれば、母子通から1名程度参加し、“気になる子”の気づきから、保健師さんと情報共有したい。

③ 生活環境の整備

- 障がいがある方が自宅から移動することを考えた時に、タクシーは台数が少ない上に支援スキル・理解は期待できず、介護タクシーも非常に台数が少ない状況ですので、解決すべき課題としていただきたいです。
- 町内循環バスの範囲を広げてほしい。町から離れるほど移動困難者は多いです。
- 障がい者が一人暮らしを希望する場合、町営住宅への申し込みできるタイミングが頻繁にあると良い。また、精神疾患があったり精神科病院から退院され、アパート探しをする過程で不動産会社から断られることがあるため、一人暮らしの実現に繋がりにくい。グループホーム等の施設数も少なく待機者数も多い。
- 町内の施設はどこも古くユニバーサルデザインとはほど遠く使いづらい建物。通院(必要な検診)するにも移動のサービスが不足している。巡回バスが利用しづらい。と聞く。防止意識を高められる情報訓練の機会が必要と思う。
- 循環バスの本数が少なく利用しづらい。
- 障がいを持った子に対して”通いやすい””使いやすい”施設ではないと思うが、できる限りだが古さや怖さを感じさせないよう工夫して使用していく。
- 町内の移送手段(介護タクシー業者が少ない)が少ない

④ 相談・情報提供

- 相談事業所など、日々お世話になったりいろいろな力になっていただいているが、子どもには専門性のある方が窓口となるような基幹の整備（体制等の整備）が必要に思う。発達支援センター役割的な場所、途切れない支援。
- 不登校の子供への支援について、町としての体制が必要です。不登校から引きこもり、ケースによっては精神的なケアが必要となり、障がい福祉につながるが増えています。②と関連しています。
- 当法人で事務局を担う協議会や専門部会への行政職員や保健師の参加協力が殆どない。障がい福祉分野でのネットワーク（福祉専門職や行政担当職員（係・主任・主事））の重要性を感じる。
- 相談内容の複雑化、相談件数の増加で受入れ対応する相談専門支援員とサービス事業者が足りなくなっている。相談の待機者が出る可能性がある。地域生活支援拠点や個人情報に配慮して官民連携し情報交換ができ、緊急にも対応できる体制と民生委員や近隣の方も協力しやすい相談体制が必要。
- 地域のことやイベント等の情報提供の資料は、障害をお持ちの方には難しい内容や文字が分かりにくいところがあるので、障害をお持ちの方専用の情報機関紙等の発行をすることが出来たら良いと感じます。
- 相談事業所が無理なく様々な利用者（保護者）・事業所と、多い時間関わるとよいと思う。（紹介して終わりはダメ）
- 相談を受けた方が、自分一人で抱え込むことになることが多いと思う。その先の相談・協力者・一緒に考え解決していく体制の弱さを感じている。
- 他機関との支援体制はスムーズですが町と支援体制を組む事は難しいと感じます。

⑤ 住まい・住宅の確保

- 障がい者宅に家事など支援に行っていますが、古い建築物にお住いのため、冬の寒さは隙間風などで大変そうです。虫なども出てくるし、もう少し新しく居心地の良い所に住んでほしいです。支援するのも大変です。はっきり言っていきたくないとされます。
- 欲を言えば、環境の整った集合住宅が町の中心近くにあると良いですが・・・広い町ではないですが、資源の効率を考えた時に環境の整っていない住宅でバラバラに離散して住んでいると住みづらく、サービス提供（利用）も困難になります。
- 公共の賃貸住宅（古すぎて住まわせるのも考えてしまう状況でした）

- グループホームの関係でいうと、これからいつか一人暮らしをしたいという希望があった場合、サテライト型のグループホーム運営も視野に入れた時、アパートの一室・他の住居借用などなかなかすぐに着手が難しい。行政との協力により、グループホームの他での住宅の柔軟的な対応ができるようになると、サービスの選択肢が広がる。一事業所だけでは無理である。
- すぐに入居できるGHはなく、援助が必要な方が安心して住める住居が不足している。障がい者の生活困窮、保証人がいないなどもあり、町内の家賃相場も高いので選択できる状況ではない。町営住宅の障がい者優先入居も足りず、住宅も古いので住みづらい。建築課や民間不動産業者も一緒に考えていければと思う。
- 当事業所にも一人暮らしやグループホームを希望されている方が何名もおり確保に苦労しています。公共賃貸住宅やグループホームが充実し、希望者の要望が通りやすくなれば良いと思います。
- 住宅・作業場など、有効活用できる場所があれば、情報がなく取り組んでいる印象が見られない。
- 障がい者等の住宅獲得用配慮者に対する不動産業者・大家などへの理解促進。町営住宅の障がい者優先入居の拡充。
- グループホームの充実はとても必要だと感じている。(町の中を歩くと、若い両親がずっと手のかかるであろう子(成人)の面倒を見ている姿を見かけるが、助けを求めてはいけないのか?)
- グループホームの関係でいうと、これからいつか一人暮らしをしたいという希望があった場合、サテライト型のグループホーム運営も視野に入れた時、アパートの一室・他の住居借用などなかなかすぐに着手が難しい。行政との協力により、グループホームの他での住宅の柔軟的な対応ができるようになると、サービスの選択肢が広がる。一事業所だけでは無理である。
- 生活保護の方が扶助の範囲内で貸りる事のできる住居が無い。障がい者のグループホームが少ない。

⑥ 雇用・就労

- 軽度の障がい者の働く場。
- 一般就職を地域で支える体制について協議できると良い。
- 地域の福祉施策を通じて障がい者雇用の推進と得意とする能力を発揮できる場が増えることを期待します。長期的な就労を志す障がい者をサポートする職場適応援助者(ジョブコーチ)の支援活用があると当事者も安心できると考え、働ける職場の環境や、合理的な配慮に対し地域の就労事業所からの意見・要望を踏まえ、雇用促進に繋がればと思います。

- ・地域の中で障がい者が働くためには、雇用主の理解促進がまだまだ必要な状況。就労訓練サービス利用についても送迎がない場合は、交通費補助などがあれば状況が変わると感じる。農業や水産業が盛んな地域で外国人労働者がいるように、障がい者も働きやすい地域になってほしい。
- ・障害を持つ方、一人一人が自分の生きたいように選択し、自己決定していくためには、様々な資源を確保・創造していかなければならないと感じています。そのためには、選択できる範囲を広げるために障害者雇用を推進している会社の増加や、ニーズに合わせた福祉的就労の情報提供（生活介護、就労B・A）の活性化をし、選択の範囲を広げていくことが課題だと思えます。
- ・町全体での障がい者雇用の拡大（民間企業・自治体・公共団体など）
- ・障がい者を雇用してくれる事業所は少なく、職場理解が進んでいないのか、長く働くことができないという話は聞いている。
- ・福祉の担い手が育つ、もしくは定着できる独自の保証は必要だと思えます。

⑦ 災害時の支援

- ・災害時には現場の力が非常に重要になると考えます。現場の力を向上するには日々の訓練ももちろん大切ですが、現場の細部に至るまで、全体の意思やバックアップが届いている状態を作ること強く希望します。現場の士気をいかに高めるかに力を注いでいただきたいです。
- ・災害発生時の安否確認や避難支援など、地域支援者や関係機関で対応可能な内容をまとめ共有できる取り組みがあると良い。
- ・被災した事業所の対処・対応例と、自治体との協力体制をどのようにはかったか、といった具体的な事例について知りたい。
- ・最後には自助、近助の考え方が大事と思うが、障がい者が災害防災について身近に考えられる機会があった方がよい。サポートする方も学びの場がほしい。被災者へのメンタルケアやソーシャルワークができると思う。
- ・避難所が、安全な場所・土地に建っていないと思う。

⑧ 障がいへの理解と交流

- ・もっとたくさん地域とのかかわりの場面があっても良いと思う。
- ・①の福祉施策の方にも記入したが、こちら（事業所）側の努力も必要かとは思っているが、障がいがあるとかないとかではなく、インクルーシブな地域になると良いなと思うので、知恵を出し合って何か企画をしたり場を設けたりしてほしい。
- ・地域で生活している障がい者並びに当事者の家族が抱える不安・心配事を地域で

- 考える機会や場を設けてほしい。地域の中にある障壁や合理的配慮があることで改善できることなど。
- 障がい者との交流、ふれあいの場で、お手伝いできる職員がいる。理解促進についても、お手伝いできるし、知ってもらうことは必要と思う。アウトリーチ支援も必要。
  - まだまだ障害を持つ方への理解が不十分と感じます。町の広報で、障害を持つ方への理解促進及び、令和6年4月1日から民間事業者にも合理的配慮の法的義務化になるため、様々な情報を載せたページを追加していくのはどうでしょうか。
  - 障がいや、病気の有無にかかわらず、共同で利用・交流できる場所の設置（共生型交流拠点）。障がいや病気のある方が、週末のんびり過ごすことができる居場所やつどいの場所が欲しい。
  - 町が主催のイベント（ソーラン祭・味覚祭等）への参加の呼びかけ。事業所のお祭り等の紹介や発信などならば協力できそうです。

## 5 計画策定に当たってのご意見等について

- 「絵に描いた餅」的な計画案ではなく、すぐに実行できるような具体的な計画を望みます。当社のような事業所に対し、補助金・支援金・車両などの現物でも構いません。どうか計画に盛り込んでいただければ幸いです。よろしく願いします。（事務費・研修費なども足りません。）
- 日頃お世話になりありがとうございます。いろいろなことを実現していくことは、内容によっては一事業所でだけでは無理なことだと思うので、官民一体になっていろいろ助けていただけたらと思っています。今後ともよろしく願いいたします。
- 策定後のPDCAサイクルを実践することが重要なため、一年毎の評価時期を決めていただくことを提案いたします。また、地域自立支援協議会の協議内容や取り組みを計画に反映するしくみにしていただきたいと思います。人出不足による福祉事業の維持継続がどこまで可能か非常に危機感を抱いております。計画策定したものをどう実行するか、その議論をどこでしていくのか、官民協働で取り組みができるかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
- アンケート調査において、協力機関からの回答内容について、支障がない範囲で共有または開示してほしい。
- 余市町、ひいては後志という規模で、福祉人材の育成事業を行い、福祉サービ

- スの人材不足・育成に係る労力について力になってほしい。
- 評価指標、結果も知りたい。
  - 余市町で障がい福祉の仕事をしていて、障がい者に対して積極的ではないのかなと感じています。各障がいの事業所が独自で運営している印象があり、もう少し余市町の障がい者施策を感じたいと思います。大変かと思いますがよろしくお願ひいたします。
  - 地域活動支援センターを町から委託され運営しているが、補助金を実際の運営に見合う形で増額してほしい。
  - 思っていること・感じていることを職員で話し合いましたが、簡単なことではないということも実感しております。一つの事業所ではできることが限られても横のつながりや協力し合える関係を少しずつ積んでいけたら、障がいを持っている方々も前向きに進もうとしていけるのかもしれない。ゆっくりでもいいので、よりよい生活環境にしていきたいと思います。
  - 日頃お世話になりありがとうございます。いろいろなことを実現していくことは、内容によっては一事業所だけでは無理なことだと思うので、官民一体になっていろいろ助けていただけたらと思っています。今後ともよろしくお願ひいたします。お願ひ事項ではありますが、放課後デイサービスの受給者証においての聞き取りで該当有無に関してで、事業所の方にもお子さんの様子等、ケースによっては聞いていただきながら判断していただけたらありがたいと感じています。現在もいろいろ情報共有していただき感謝しています。継続、今後ともよろしくお願ひします。
  - この先も高齢化率はあがりますが、福祉全般の担い手は減る一方であると感じています。障がいをお持ちの方は住める処がなく、生活を手伝ってくれるヘルパーもいなく、移動するにも移送サービスも使えない事が現状になっています。若手職員へのフォローも計画に盛り込んでいただければ幸いです。

資料5

第3期余市町 障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査(保育園・幼稚園用)結果

《第3期余市町障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査(保育園・幼稚園用)結果》

町では、「第3期余市町障がい児福祉計画」(計画期間:令和6年度~令和8年度)を策定するに当たり、障がい児支援の実態、要望、課題等を把握するため、町内幼稚園、保育所を対象に、アンケート調査を実施しました。

◎調査期間 令和5年11月28日(火)~12月14日(木)

調査対象事業所数	回答事業所数	回答率
6	4	67%

【調査結果の概要】

1 障がい児の受け入れ状況等について

問1 幼稚園・保育所等で通園(所)している児童等について

児童の状況	受け入れ事業所数	人数・年齢
① 療育手帳所持者が在籍	2	年少1名、年中4名、年長5名
② 障がい者手帳所持者が在籍	0	
③ 特別児童扶養手当受給児童が在籍	0	
④ 児童発達支援利用者が在籍	3	年少3名・年中6名・年長6名
⑤ 保育所等訪問支援利用者が在籍	0	

問2 問1に該当する児童がいる幼稚園・保育所等の職員の加配状況

児童の状況	受け入れ事業所数	人数・年齢
⑥ 療育手帳所持者が在籍	2	年少1名、年中1名、年中1人に1名
⑦ 障がい者手帳所持者が在籍	0	
⑧ 特別児童扶養手当受給児童が在籍	0	
⑨ 児童発達支援利用者が在籍	2	年中1人に1名、年少、年中、年長の各クラスに1名ずつ加配
⑩ 保育所等訪問支援利用者が在籍	0	

問3 問1に該当する児童がない理由

理由として、「入園（所）希望者がいなかった」、「施設・設備が対応できないため」との回答が1件ずつあった。

問4 障がいのある児童を受け入れるうえで、問題を感じる（た）ことがあるか

「保護者等の障がい（発達障がい等）に対する理解が進んでいない」、「障がい（発達障がい等）の特性を見極めるのが難しい」がそれぞれ3ヶ所と最も多く、次いで「幼稚園教諭・保育士等の確保が難しい」「施設・設備の改善（対応）が難しい」、「保護者等からの情報の入手が難しい」が2ヶ所となっています

2 幼稚園・保育所等の状況について

問5 保護者等からあげられる苦情や相談 [3つまで]

「保護者等から児童の発達について」が4ヶ所と最も多く、次いで「保育・教育に関するもの」が3ヶ所、「施設・設備に関するもの」が2ヶ所となっています。

問6 余市町全体で不足していると思われるサービスや支援

- 医療機関の不足と充実。ディサービスやショートステイ等の不足。
- 発達支援センターの常設を希望します。
- 気軽に相談できる場所や、空間が必要。3歳児から就学前迄の間は特に問題ないが、それまでの間の健診を多く設けることで成長の手助けになると思う。  
「支援=発達障害」と思われがちなので、誤解のないようにしてもらおうことが必要。

問7 サービスや支援が足りていない原因

- 事業所が足りない。利用したくても手続きの仕方がわからない。利用者がどこへ相談して良いかわからない。
- 保健師さんと園、園支援事業というつながりはありますが、養護学校ではなく幼児の通所施設があると良いな(例 小樽さくら学園)と思います。
- 子育て世帯にわかりやすい支援やサービスについての情報提供。

3 災害時の協力について

問8 災害時の利用者(児童)に対して可能な支援【複数回答】

災害時の児童に対する支援について、「安否確認」が4ヶ所と最も多く、次いで「継続支援」が3ヶ所、「避難所への職員等の派遣」が2ヶ所となっています。

問9 災害時の児童に対してどのような支援が可能か【複数回答】

- 避難所の整備(ハード面)、落ち着ける場所の提供や職員の派遣をすることにより、保護者の負担軽減、衣服、食事等の細やかな提供。
- 災害時には、障がいのある児童は落ち着きがなくなると思うので保育者1対1の対応ができるよう人員の確保・移動する際歩行が困難な子に対してはスムーズに移動する為の車などが必要になると思います。

しょうがい  
 ・障害といっても広範囲ですが、当園では身体に関する園児の受入れは難しく、発達障害の域の園児の在園時には支援担当を付けて生活支援を行っています。災害時にはピンポイントで該当児を支援できると考えています。

どい さいがいじ しえんたいせい かが しせつない と き うむ  
 問10 災害時の支援体制に係る施設内での取り決めの有無

かいとうないよう 回答内容	かいとうすう 回答数
あ る	0
けんとうちゅう 検討中	3
な い	1

4 こんご しょう じ しゃ しさく もと  
 4 今後の障がい児（者）施策に求めるものについて

どい  
 問11

① ふくししさく  
 ① 福祉施策について

なし

② ほけん いりょう  
 ② 保健・医療

けんしん そろきほっけん かんけいきかん つな こと りょういくきかんとく じゅうじつ ねが  
 ・検診などで早期発見をし、関係機関へ繋げる事や療育機関等の充実をお願いしたい。  
 さいえんじ けんしんじょうきょう ばあい じ さ じょうほう ていきょう  
 ・在園児の健診状況でフォローとなった場合は、時差がないように情報の提供をしてもらいたい。

③ せいかつかんきょう せいび  
 ③ 生活環境の整備

すべ しせつ か ふくし りょう  
 ・全ての施設のバリアフリー化、福祉バスやタクシーの利用。

④ 相談・情報提供

- ・横の連携を密にとり情報共有や切れ目のない支援、気軽に相談のできる体制づくり。
- ・障害児(者)の情報提供は密にお願いしたい。

⑤ 住まい・住宅の確保

- ・空き住宅、町営住宅など、バリアフリー化し、提供してはどうか。

⑥ 雇用・就労

- ・障がい者が安心して就労することができる地域企業を増やしていけるような取り組み。

⑦ 災害時の支援

- ・優先的に避難をすることができる体制を整える。避難先でも、自宅や施設と同等のサービスを受けられるような体制を整える。
- ・災害の種類にもよりますが、近隣の避難所の利用も含めて保育中に発生した場合、対処したいと考えています。

⑧ 障がいへの理解と交流

- ・障がい理解と一緒に楽しめるようなイベントを企画し、ふれあいの機会を作る。
- ・現在はインクルーシブについて積極的に取り入れるようになっていますが、そこが幼少連携の中にひきつぎされていく項目で、つなぎ目のある支援が教育の中に求められると思います。

⑨ 教育・保育について

- 連携の強化、就労の卒業後の情報提供。
- インクルーシブの対応で共存し、生活の中で互いに子ども達同士で支援できる様な指導の充実を図る事が求められると思います。
- 保育園での活動見学の際、場に馴染む服装で来園いただくと対象児も身構えることなく普段通りの姿をみてもらえると思います。(エプロンや動きやすい服装など)

⑩ 生涯学習活動について

- 年間保育計画の日程と合わせ、参加できる事があれば、子ども達の活動の中に取り入れる事は可能であり、楽しめる活動が計画されれば、推進していきたい。

5 計画策定に当たってのご意見等について

- 障がい児(者)にやさしい町づくり、又ご家族に負担を少しでも軽減できるような計画、施策づくりをお願いします。
- 問4 で0が3 つ以内ということでしたが、人材確保が非常に困難な中で、今後加配値に限界があるひとと、入園前に対象児に対する情報が少なすぎる為入園後の対応が予想と上回る不安がある。

しりょう  
資料6

だい きしやう じ ふくしけいかくさくてい ちやうさ ようごがっこう とくべつし えんがつきやうよう  
第3期障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査(養護学校・特別支援学級用)

だい きしやう じ ふくしけいかくさくてい ちやうさ  
《第3期障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査  
ようごがっこう とくべつし えんがつきやうよう  
(養護学校・特別支援学級用)》

ちやうでは、だい きしやう じ ふくしけいかく けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ねんど さくてい  
町では、「第3期障がい児福祉計画」(計画期間:令和6年度～令和8年度)を策定  
するにあたり、しょうがいふくし サービス等の利用実態や要望、課題等を把握するため、  
ちやうない じっせき じぎやうしゃ たいしやう ちやうさ じっし  
町内で実績のある事業者を対象に、アンケート調査を実施しました。

ちやうさきかん れいわ ねん がつ にち か がつ にち もく  
◎調査期間 令和5年11月28日(火)～12月14日(木)

ちやうさだいしやうじぎやうしやう 調査対象事業所数	かいどうじぎやうしやう 回答事業所数	かいどうりつ 回答率
7	5	71%

ちやうさけっか がいよう  
【調査結果の概要】

じどう せいと じやうきやうとう  
1 児童・生徒の状況等について

とい れいわ ねん がつげんざい ざいせきじどう せいとすう  
問1 令和5年11月現在の在籍児童・生徒数

アンケートを回答した事業者の提供サービスは、下記のとおり。

しょうがくせい しょうがくぶ 小学生(小学部)	67名
ちやうがくせい ちやうがくぶ 中学生(中学部)	24名
こうこうせい こうとうぶ 高校生(高等部)	37名

とい じどう せいと しょうがいとう じやうきやう  
問2 児童・生徒の障害等の状況

しかくしょうがい 視覚障害	6名
ちやうかくしょうがい へいこうきのうしょうがい 聴覚障害、平衡機能障害	1名
おんせい げんごきのうしょうがい きのうしょうがい 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	1名
したいふじゆう 肢体不自由	37名
ないぶしょうがい しんぞう ぞう ごきやうき ちやくちやう しょうちやう かんぞう 内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、 めんえききのう しょう 免疫機能の障がいなど)	40名
りやういくてちやうしやうじ 療育手帳所持	94名
せいしんしょうがいしゃほげんふくしてちやうしやうじ 精神障害者保健福祉手帳所持	2名
てちやうこうふ う ほか 手帳交付は受けていない・その他	19名

と  
問3 児童・生徒の通学手段

スクールバス	52名 (養護学校)
保護者の送迎	10名
移動支援・行動援護等の福祉サービス	21名
寮・寄宿舎	12名
一人で通っている	12名
その他	29名 (養護学校)

と  
問4 卒業後の進路

養護学校等への進学	5名
一般就労	0名
就労移行支援・就労継続支援	3名
施設入所・グループホーム	2名
入院療養	4名
在宅生活	0名
その他 (進学等)	8名

と  
問5 学校教育等について、保護者等からの要望・相談

- 学習指導に関すること。いじめ対応。
- 障害特性による課題行動について。特性に応じた支援内容・方法について。学校行事の在り方 (休業日開催)・障害をもつ児童の兄弟問題 母親への加重負担。

と  
問6 学校教育の問題や課題

- 1学級に複数学年の児童がいるため、子ども一人一人に合わせた指導・支援が十分にできない。法令等で定められた教員定数では十分でないため、町での独自支援を拡充してほしい。又は道・国への定数改善の要望をあげてほしい。
- 1学級の中に複数学年の児童がおり(1年、3年、4年)、細やかな対応が難しい。
- 不登校児童生徒の対応、学びの場。生活困窮家庭への支援。

問7 余市町で不足していると思われる教育・福祉サービス

- 子ども一人一人に合わせた指導・支援を行うために、支援員を増やしてほしい。家庭状況に関する情報共有をより密にしていきたい。
- 連携不足である。困り感を持っている保護者、学校が信頼し、相談や対策の指導ができるサービスが望まれている。
- 不登校児童・生徒への支援・支援場所。移動支援サービス等の資源が少ないため、利用ができない。ヤングケアラーに対する実態の把握と支援の具体。医療的ケアの支援 必要サポート 家庭支援。看護師派遣事業。グループホーム。

問8 災害時の支援体制に係る学校内の取り決めの有無

回答内容	事業者数
ある	3
検討中	1
ない	1

問9 災害時に可能と考える対応・支援

児童・生徒の安否確認	4校
保護者への連絡調整	4校
避難者の一時保護、施設（場所）の提供	4校
避難所への職員等の派遣	2校
その他	0校
わからない	1校

問10 災害発生時の対応の課題等

- 原子力災害時など、校舎外への障がい配慮した安全な避難方法や保護者への引き渡し方法。洪水や津波災害において、校舎2Fへ児童生徒学校職員全員が避難した場合、過密さの中での地域の避難場所として機能すること。

と  
問11 今後の障がい者施策に求めるものについて

① 福祉施策

いけんとう  
意見等なし

② 保健・医療

しょう そろきはっけん とくべつしえんがっこう そろき れんけい  
・障がいの早期発見、特別支援学校との早期からの連携。

③ 生活環境の整備

いけんとう  
意見等なし

④ 相談・情報提供

かていしえん ひつよう かてい ら おち やくば  
・家庭支援が必要な家庭が増えているように思う。役場はどこまでおさえているのか疑問に思うことも多い。保健師が中心となっていていろいろな関係機関とつながって支援していけるといい。学校としては福祉との連携を一層深めたい。

かてい ほごしゃ したい ようしえん みんせいぶ きょういくいんかい がっこう  
・家庭(保護者)自体が、要支援であるケースがあります。民生部↔教育委員会↔学校  
さんしゅれんけい みつ ひつよう おち  
の三者連携をさらに密にしていくな必要があると思います。

らとうこうそつだん そろだん そろだん ようほごじどうせたいしえん しょう  
・不登校相談。ケアラー相談、ヤングケアラー相談 要保護児童世帯支援。障がい  
じ しゅきんきゅうそつさく だい けいかく  
児・者緊急捜索に対する計画。

⑤ 住まい・住宅の確保

たんきにゅうしょ  
・短期入所、グループホーム

⑥ 雇用・就労

せいかつかいご いどうしえん  
・生活介護 移動支援

⑦ 災害時の支援

いりょうてき じ かてい ひじょうよう ほじょ  
・医療的ケア児などの家庭で非常用バッテリーなどの補助があるとよい。

⑧ 障がいへの理解と交流

意見等なし

5 計画策定に当たってのご意見等について

- 今後とも学校現場へのますますのご理解とご協力、より一層の連携をお願いし  
たく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 大きな計画は大切である。アンケートも必要と思うが、個々一人一人の困り感や、  
児童保護者、学校によりそった、児童福祉サービスの実践を期待したい。

だい き よいちょうしょう しゃけいかく しょう ふくし けいかく  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画  
およ  
及び

だい き よいちょうしょう じ ふくし けいかく  
第3期余市町 障がい児福祉計画  
れいわ ねんど れいわ ねんど  
(令和6年度～令和8年度)

はっ 発	こう 行	よいちょう 余市町 〒046-8546 ほっかいどう よいちぐん よいちょうあさひ ちょう ばんち 北海道余市郡余市町 朝日町 26番地
でん 電	わ 話	0135-21-2120
きかく へんしゅう 企画・編集		みんせいぶ ふくし か 民生部 福祉課